

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年10月30日

【発行者名】 グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
(Global Funds Trust Company)

【代表者の役職氏名】 取締役 ジャンフランソワ・カプラス
(Jean-François Caprasse, Director)

【本店の所在の場所】 ケイマン諸島、KY1-1104、グランド・ケイマン、
ウグランド・ハウス、私書箱309
(PO Box 309, Ugland House,
Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 竹 野 康 造

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 竹 野 康 造
同 大 西 信 治

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03 (6212) 8316

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
ノムラ・ファンド・セレクトーグローバル・ユーティリティ・ボンド
(Nomura Fund Select - Global Utility Bond)

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】
米ドルクラス：100億アメリカ合衆国ドル（約1兆2,118億円）を上限とします。
豪ドルクラス：100億オーストラリアドル（約8,655億円）を上限とします。
（注1）アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」といいます。）およびオーストラリアドル（以下「豪ドル」といいます。）の円貨換算は、平成27年8月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である、1米ドル＝121.18円および1豪ドル＝86.55円によります。
（注2）本書の中で金額および比率を表示する場合、適宜の単位に四捨五入している場合があります。従って、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

ノムラ・ファンド・セレクトーグローバル・ユーティリティ・ボンド

(Nomura Fund Select - Global Utility Bond)

- (注１) ノムラ・ファンド・セレクトーグローバル・ユーティリティ・ボンド（以下「ファンド」といいます。）は、アンブレラ・ファンドであるノムラ・ファンド・セレクト（以下「トラスト」といいます。）のシリーズ・トラストです。なお、アンブレラとは、一定の条件の下に１つ以上の投資信託（シリーズ・トラスト）を設定できる仕組みです。シリーズ・トラストは、一つないし複数のクラスで構成されます。2015年10月30日現在のファンドのクラスには、米ドルクラスおよび豪ドルクラスがあります。
- (注２) 日本において、ファンドの名称について「ノムラ・ファンド・セレクト」を省略することがあります。また、ファンドを「野村ドイチェ・グローバル公益債券投信」または「ドイチェグローバル公益債券」と称することがあります。

（２）【外国投資信託受益証券の形態等】

ファンドの受益証券（以下「ファンド証券」または「受益証券」といいます。）は、記名式無額面受益証券であり、追加型です。

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（Global Funds Trust Company）（以下「管理会社」といいます。）の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

米ドルクラス：100億アメリカ合衆国ドル（約１兆2,118億円）を上限とします。

豪ドルクラス：100億オーストラリアドル（約8,655億円）を上限とします。

- (注１) アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」といいます。）およびオーストラリアドル（以下「豪ドル」といいます。）の円貨換算は、平成27年８月31日現在の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である、１米ドル＝121.18円および１豪ドル＝86.55円によります。
- (注２) ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立されていますが、ファンド証券は、米ドル建または豪ドル建のため以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドル貨または豪ドル貨をもって行います。
- (注３) 本書の中で金額および比率を表示する場合、適宜の単位に四捨五入している場合があります。従って、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

（４）【発行（売出）価格】

申込日（ファンド営業日）の翌国内営業日に判明する１口当たり純資産価格

- (注) 「ファンド営業日」とは、ニューヨーク、フランクフルトおよびルクセンブルグの銀行営業日（毎年12月24日を除きます。）であり、かつ日本の証券会社の営業日である日、ならびに管理会社が投資顧問会社と協議した上で随時決定するその他の日をいいます。

（５）【申込手数料】

申込口数	申込手数料
10万口未満	申込金額の3.24%（税込）
10万口以上50万口未満	申込金額の1.62%（税込）
50万口以上	申込金額の0.54%（税込）

（６）【申込単位】

100口以上１口単位

（７）【申込期間】

平成27年10月31日（土曜日）から平成28年10月31日（月曜日）まで

（８）【申込取扱場所】

野村證券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目９番１号

（以下「販売会社」という場合があります。）

（注）上記販売会社の日本における本支店において、申込みの取扱いを行います。

（９）【払込期日】

投資者は、申込注文の成立を販売会社が確認した日（通常、申込日の日本における翌営業日）（以下「約定日」といいます。）から起算して日本での５営業日目までに申込金額および申込手数料を販売会社に支払うものとします。各申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、申込日から起算して６ファンド営業日以内の日に、または豪ドルクラスに関しては６ファンド営業日目がメルボルンの銀行の営業日でない場合にはその直後のメルボルンの銀行の営業日であるファンド営業日に、保管会社が開設したファンドの口座にそれぞれのクラスの通貨で払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

野村證券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目９番１号

（１１）【振替機関に関する事項】

該当事項はありません。

（１２）【その他】

（イ）申込証拠金はあります。

（ロ）引受等の概要

- ① 販売会社は、管理会社との間で日本におけるファンド証券の販売および買戻しに関する平成24年10月22日付受益証券販売・買戻契約（平成27年８月３日付で締結された受益証券販売・買戻変更契約書（平成27年10月31日付で効力発生）により変更済）を締結しています。
- ② 管理会社は、野村證券株式会社をファンドに関して代行協会員に指定しています。

（注）代行協会員とは、外国投資信託証券の発行者と契約を締結し、ファンド証券に関する目論見書を日本証券業協会に提出し、ファンド証券１口当たり純資産価格の公表を行い、また決算報告書その他の書類を日本証券業協会に提出する等の業務を行う協会員をいいます。

（ハ）申込みの方法

ファンド証券の申込みを行う投資者は、販売会社と外国証券の取引に関する契約を締結します。このため、販売会社は、「外国証券取引口座約款」およびその他所定の約款を投資者に交付し、投資者は、当該約款に基づく取引口座の設定を申込む旨を記載した申込書を提出します。

（ニ）日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ノムラ・ファンド・セレクト（以下「トラスト」といいます。）は、ケイマン諸島の法律の下、受託会社と管理会社の間で締結された2012年6月8日付基本信託証書（2015年6月10日付変更証書により変更済）（以下「基本信託証書」といいます。）に基づき設立されました。

ノムラ・ファンド・セレクトーグローバル・ユーティリティ・ボンド（以下「ファンド」といいます。）は、受託会社と管理会社の間で締結された2012年9月28日付補遺信託証書（以下「補遺信託証書」といい、「基本信託証書」と併せて「信託証書」と総称します。）に基づき設立されました。

ファンドにおける信託金の限度額の定めはありません。

ファンドの投資目的は、インカム・ゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を目指すことによりトータル・リターンを追求することです。

ファンドは、主に世界各国の公益債券に投資することにより、その目的の達成を目指します。

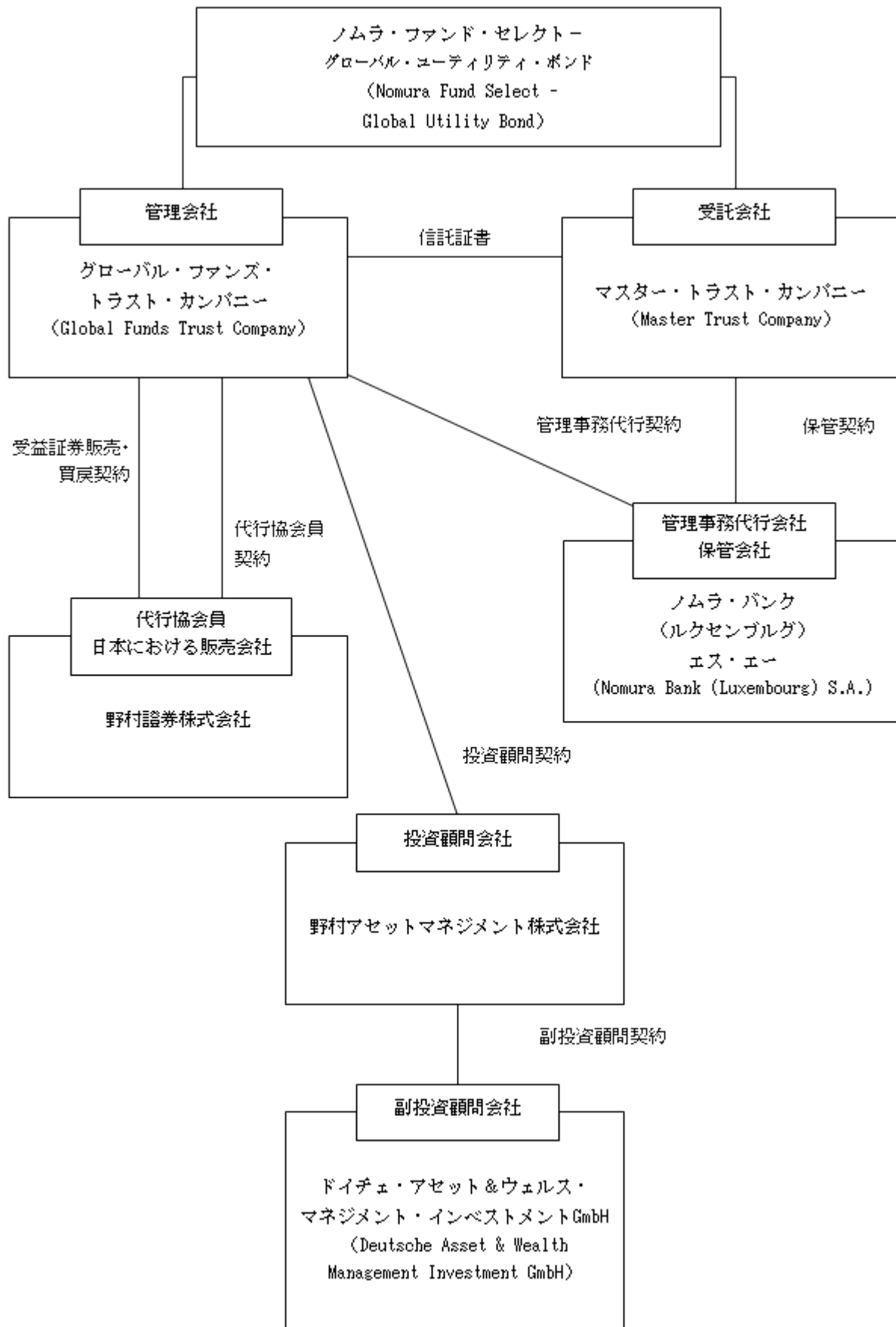
ファンドには、米ドルクラス（米ドル建て）と豪ドルクラス（豪ドル建て）の2つのクラスがあります。

（2）【ファンドの沿革】

1998年2月27日	管理会社の設立
2012年6月8日	基本信託証書の締結
2012年9月28日	補遺信託証書の締結
2012年11月30日	ファンドの運用開始（設定日）
2015年6月10日	基本信託証書の変更証書の締結

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



② 管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー (Global Funds Trust Company)	管理会社	信託証書を受託会社と締結。ファンド資産の運用、管理、ファンド証券の発行、買戻しならびにファンドの償還について規定しています。
マスター・トラスト・カンパニー (Master Trust Company)	受託会社	信託証書を管理会社と締結。ファンド資産の運用、管理、ファンド証券の発行、買戻しならびにファンドの償還について規定しています。
ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー (Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)	管理事務代行会社 保管会社	2012年9月28日に管理会社との間で管理事務代行契約（注1）を締結。ファンドの管理事務代行業務について規定しています。また、2012年9月28日に受託会社との間で保管契約（注2）を締結。ファンドに対する保管業務の提供について規定しています。
野村アセットマネジメント株式会社	投資顧問会社	2012年9月28日に管理会社との間で投資顧問契約（注3）を締結。ファンド資産の投資および再投資に関する投資顧問業務の提供について規定しています。
ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント・インベストメントGmbH (Deutsche Asset & Wealth Management Investment GmbH)	副投資顧問会社	2012年9月28日に、投資顧問会社との間で、副投資顧問契約（注4）を締結。ファンドの投資および再投資に関する副投資顧問業務の提供について規定しています。
野村證券株式会社	代行協会員 販売会社	2012年10月22日付で管理会社との間で代行協会員契約（2015年6月1日付で締結された代行協会員契約の変更契約書（2015年6月22日付で効力発生）により変更済）（注5）を締結し、2012年10月22日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約（2015年8月3日付で締結された受益証券販売・買戻変更契約書（2015年10月31日付で効力発生）により変更済）（注6）を締結。代行協会員業務およびファンド証券の販売・買戻しの取扱業務についてそれぞれ規定しています。

（注1） 管理事務代行契約とは、管理会社によって任命された管理事務代行会社が計算および評価ならびにその他の管理事務代行業務をファンドに提供することを約する契約です。

（注2） 保管契約とは、受託会社によって任命された保管会社が、ファンドに対し保管業務を提供することを約する契約です。

（注3） 投資顧問契約とは、管理会社によって任命された投資顧問会社が、ファンド資産の投資および再投資に関する投資顧問業務を提供することを約する契約です。

（注4） 副投資顧問契約とは、副投資顧問会社が、投資顧問会社に対し、ファンド資産の投資および再投資に関する投資顧問業務につき再委任を受けて、かかる再委任に基づき副投資顧問業務を提供することを約する契約です。

（注5） 代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、ファンドに対し、ファンド証券に関する目論見書の日本証券業協会に対する提出、ファンド証券1口当たり純資産価格の公表および決算報告書その他の書類の日本証券業協会に対する提出等代行協会員業務を提供することを約する契約です。

（注6） 受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された販売会社が、ファンド証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けたファンド証券を日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することを約する契約です。

③ 管理会社の概況

(i) 設立準拠法

管理会社は、ケイマン諸島において設立された有限責任会社です。

(ii) 事業の目的

管理会社の事業目的は、ケイマン諸島の法律に抵触しない範囲において、いかなる制約も受けません。

(iii) 資本金の額

2015年8月末日現在の資本金の額は50万ユーロ（約6,803万円）です。

（注）円貨換算は、2015年8月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である、1ユーロ＝136.06円によります。

定款およびケイマン諸島会社法（2013年改訂）に定める以外に、管理会社が発行する株式数の上限に関する制限はありません。

(iv) 会社の沿革

1998年2月27日設立

(v) 大株主の状況

（2015年8月末日現在）

名称	所在地	所有株式数	比率
ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー (Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)	ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟 (Bâtiment A 33, rue de Gasperich L- 5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg)	50,000株	100%

(4) 【ファンドに係る法制度の概要】

① 準拠法の名称

ファンドには、ケイマン諸島の信託法（2011年改訂）（以下「信託法」といいます。）が適用されるほか、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2015年改訂）（以下「ミューチュアル・ファンド法」といいます。）の規制も受けま

す。

② 準拠法の内容

(a) 信託法

ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、英国における信託法および信託に関する判例法のほとんどの部分を採用しています。さらに、ケイマン諸島の信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としています。投資者は、受託会社に対して資金を払い込み、投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託会社は、一般的に保管者としてこれを保持します。各受益者は、信託資産の持分比率に応じた権利を有します。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務を負います。その職務、義務および責任の詳細は、信託証書に記載されます。

大部分のユニット・トラストは、また、免除信託として登録申請されます。その場合、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除きます。）受益者とししない旨宣言した受託会社の法定の宣誓書および信託証書が登録料と共に信託登記官に届出されます。

免除信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間課税に服さない旨の保証を取得することができます。

信託は、150年まで存続することができ、一定の場合には、無期限に存続できます。

免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければなりません。

(b) ミューチュアル・ファンド法

後記「(6) 監督官庁の概要」を参照のこと。

（５）【開示制度の概要】

① ケイマン諸島における開示

（a）ケイマン諸島金融庁への開示

トラストは英文目論見書を発行しなければなりません。英文目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資しようとする者がトラストに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなすために必要なその他の情報を記載しなければなりません。英文目論見書は、トラストについての詳細を記載した申請書とともにケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」といいます。）に提出しなければなりません。

トラストは、CIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6か月以内に監査済会計書類を提出しなければなりません。監査人は、監査の過程においてトラストに以下に掲げるいずれかの事由があると信ずべき理由があることを知ったときは、CIMAに報告する法的義務を負います。

- ・ 弁済期に義務を履行できない、または履行できないことが見込まれること。
- ・ 投資者または債権者の利益を害する方法でその事業を遂行している、もしくは遂行することを意図している、または任意解散を行おうとしていること。
- ・ 会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行している、または遂行することを意図していること。
- ・ 詐欺的または犯罪的な方法で事業を遂行している、または遂行しようとして意図していること。
- ・ ミューチュアル・ファンド法もしくはそれに基づいて定められた規則、金融当局法（2013年改訂）、マネー・ロンダリング防止規則（2015年改訂）または免許の条件を遵守せずに、事業を遂行している、または遂行しようとして意図していること。

トラストの監査人は、プライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島です。

（b）受益者に対する開示

ファンドの会計年度は毎年4月30日に終了します。ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に基づき、監査済決算書が作成され、原則として、各会計年度の末日から180日以内に受益者に送付されます。

② 日本における開示

（a）監督官庁に対する開示

（i）金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければなりません。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）等において、これを閲覧することができます。

受益証券の販売会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいいます。）を投資者に交付します。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいいます。）を交付します。

管理会社は、ファンドの財務状況等を開示するために、ファンドの各会計年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、ファンドの各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはその都度臨時報告書を、それぞれ、財務省関東財務局長に提出します。投資者およびその他希望する者は、これらの書類を、EDINET等において閲覧することができます。なお、代行協会員は、日本証券業協会に外国証券の選別基準に関する確認書を提出しています。

（ii）投資信託及び投資法人に関する法律上の開示

管理会社は、受益証券の募集の取扱い等が行われる場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）に従い、ファンドに係る一定の事項を金融庁長官に届け出なければなりません。また、管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければなりません。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後、投信法に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書（全体版）を作成し、遅滞なく金融庁長官に提出しなければなりません。

（b）日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であってその変更の内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければなりません。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は、販売会社を通じて日本の受益者に通知されます。

上記のファンドの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付され、運用報告書（全体版）は代行協会員のホームページにおいて提供されます。

（６）【監督官庁の概要】

トラストは、ミューチュアル・ファンド法に基づくミューチュアル・ファンドとして規制されています。CIMAは、ミューチュアル・ファンド法の遵守を確保するための監督権限および執行権限を有します。ミューチュアル・ファンド法に基づく規則により、法定の事項および監査済決算書を毎年CIMAに対して提出しなければなりません。

規制された投資信託であることから、CIMAはいつでも受託会社にファンドの決算書の監査を行い、これをCIMAが定める期限内に提出するよう指示することができます。かかる指示に従わない場合、受託会社に相当額の罰金が科されることがあるほか、CIMAは裁判所にファンドの解散を請求することができます。

CIMAは、以下の場合には、一定の措置を講じることができます。

- ・規制された投資信託がその義務を履行できなくなる可能性がある場合、また投資者や債権者の利益を害する方法で事業を遂行している、もしくは遂行することを意図している、または任意解散を行おうとしている場合
- ・規制された投資信託の監督および運営が適切な方法で行われていない場合
- ・規制された投資信託のマネジャーの地位を有する者が、当該地位に不適切な者である場合

CIMAの権限には、受託会社の交代を要求すること、ファンドの適切な業務遂行について受託会社に助言を与える者を任命すること、または、ファンドの業務監督者を任命すること等が含まれます。CIMAは、その他の権限（その他の措置の承認を裁判所に申請する権限を含みます。）も行使することができます。

2【投資方針】

（１）【投資方針】

投資目的

ファンドの投資目的は、インカム・ゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を目指すことによりトータル・リターンを追求することです。

ファンドは、主に世界各国の公益債券に投資することにより、その目的の達成を目指します。

「世界各国の公益債券」とは、世界各国の公益企業・公社が発行する債券をいいます。

「公益企業・公社」とは、電力・ガス・水道等の生活に必要なものの供給に関連する公益企業・公社をいいます。

ファンドは、金利水準・流動性・信用力等を勘案して投資顧問会社または副投資顧問会社が選択した銘柄に投資を行います。

米ドル建て以外の債券の投資にあたっては、原則として当該通貨を売り米ドルを買う為替取引を行います。

投資対象は、原則として、取得時において、格付がBBB格相当以上（格付のない場合には投資顧問会社または副投資顧問会社が当該格付と同等の信用度を有すると判断したものを含みます。）の投資適格債とします。

為替取引および共通ポートフォリオ

投資顧問会社は、豪ドルクラス受益証券のために、以下に記載する通り、ファンドに関する為替取引を行います。

豪ドルクラスの資産は米ドルに転換され、米ドルクラスの資産と合わせて一つのプール（以下「共通ポートフォリオ」といいます。）において運用されます。この共通ポートフォリオは、各クラスの純資産総額に応じて、2つに分けられます。

さらに、豪ドルクラスについては、以下のように、米ドルに対し豪ドルを購入する為替先渡契約が締結されます。

為替先渡契約：通常、豪ドルクラスに帰属する純資産総額（豪ドルクラスのものに帰属する為替取引の未実現損益を除く。）の米ドルのエクスポージャーの可能な限り100%に等しい豪ドル金額を米ドル売りの先渡取引で購入します。

豪ドルクラスは、為替先渡取引を利用することで、為替取引の利益が出る場合もあれば、損失を被る場合もあります。一般的には、為替先渡契約による利益または損失は、その為替先渡契約期間中の関連する2通貨間の金利差により決まります。米ドル金利が、豪ドル金利よりも低い場合には、豪ドルクラスの受益証券は、為替取引による利益を得ることが期待されます。

ファンドの管理会社および投資顧問会社は、一時的かつ防衛的手段として、またはファンドの受益証券の買戻代金の支払いのための引当て、もしくは為替の実現損に備えて、現金および銀行預金を保有し、また信用力の高い短期金融商品（財務省証券、預金証書、コマーシャル・ペーパー等）に投資することがあります。

ファンドの投資顧問会社は、NDF※や、投資顧問会社が管理会社の事前の承諾を得た上で、ファンドの効率的なポートフォリオ運用のために必要でありファンドの投資方針に合致すると判断したその他のデリバティブを用いることができます。また、ファンドは、証券の貸付、買戻権付き売却、レポ取引およびリバース・レポ取引などの手法を用いることができます。

ファンドの資産を投資した国において、金融危機、デフォルト（債務不履行）、政策の大幅な変更、新たな規制の導入、資本の整理統合、自然災害、クーデター、政変、戦争の勃発などの異常な市場環境においては、上記の投資方針を維持できない可能性があります。

上記の投資方針は、受益者の最善の利益になると考えられる場合、10ファンド営業日前までに受益者に対して通知することを条件に（受益者が承認した場合はこの限りではありません。）、投資顧問会社と協議した上で、管理会社が随時修正する場合があります。

ファンドがその投資目的を達成できるとの保証も、多額の損失を回避できるとの保証もありません。

ファンドの投資対象資産およびその純資産価格は、市場環境により変動します。

※ NDF（ノン・デリバラブル・フォワード）とは、為替取引を行う場合に利用する直物為替先渡取引の一種で、当該国の通貨を用いず、米ドルまたはその他の主要な通貨によって差金決済する取引をいいます。

（２）【投資対象】

ファンドは、世界各国の公益債券を主な投資対象とします。

（３）【運用体制】

管理会社は、野村アセットマネジメントを投資顧問会社に任命しており、野村アセットマネジメントはその裁量によりファンド資産の運用などを行います。

また、投資顧問会社は、副投資顧問会社（ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント・インベストメントGmbH）との間でファンドに関する副投資顧問契約を締結し、ファンドの債券への投資に関する権限を委託しています。

野村アセットマネジメントの概要

野村アセットマネジメントは、日本において先駆的な投資顧問会社であり、証券投資信託の委託者の業務および有価証券等に関する投資運用業務を行っています。

野村アセットマネジメントは、日本国内および海外の多様な投資家に投資助言、資産運用およびその他関連サービスを提供しています。2015年6月末日時点において、野村アセットマネジメントの運用資産の総額は、国内外における株式および債券を含め約40兆4,756億円です。

ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント・インベストメントGmbHの概要

ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント・インベストメントGmbHはドイツ銀行グループのアセット&ウェルス・マネジメント部門のドイツにおける拠点です。ドイツ国内における個人向け投資信託の運用資産残高は、ドイツ最大級の市場シェアを誇ります。1956年にドイツで設立され、欧州市場においては50年以上の歴史と実績を誇ります。グローバルなネットワークを駆使し、投資家の多様なニーズに応える商品開発と優れた運用実績の実現を目指します。

ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント・インベストメントGmbHのリサーチ体制

ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント・インベストメントGmbHは、グローバルなリソースを十分に活かした運用・調査体制を誇り、様々な運用ソリューションを提供しています。

ドイツ銀行グループ独自のグローバル・リサーチ・プラットフォームには、世界中のアナリストから寄せられる株式および債券等の調査情報が蓄積され、各地の運用担当者がその調査情報をリアルタイムで閲覧できるようになっており、株式や債券といった資産の区分を超えた情報共有が行われています。また、ドイツ銀行の幅広いリサーチへのアクセスも可能となっており、グローバルな運用・調査体制は当グループの強みです。

ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント・インベストメントGmbHの投資哲学、および投資プロセス

投資哲学

トップダウン型のマクロ分析やボトムアップ型の銘柄選択が融合したグローバルなリサーチ基盤を活用した運用を行うことにより、世界経済の見通しや金融市場の非効率性を捉えた収益の獲得が可能であると考えます。ファンド・マネージャーの洞察力やリサーチ・アナリストの分析能力のほかに、一貫した運用プロセスと徹底したリスク管理による運用を継続することで、安定的な収益の獲得を目指します。

投資プロセス

ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント・インベストメントGmbHの投資プロセスでは、トップダウンによるグローバルなテーマ／トレンドの発掘と、綿密な分析に基づくボトムアップによる銘柄選択を統合すると同時に、厳密なリスク・コントロールを行うことによって最適なポートフォリオを構築しています。マクロ分析では、ドイツ銀行グループのグローバルな調査網から得た各国経済および証券市場の分析・見通しに関する情報のほか、主要国の中央銀行や政府系機関、国際機関等からの情報も活用しています。ミクロ分析では、世界の主要地域に拠点を置くファンド・マネージャーおよびアナリストが、企業の経営陣と個別にミーティングを行い、企業分析や信用格付分析等、独自の調査活動を実施しています。このように投資判断の基盤となる情報収集および調査分析体制をインハウスで整えているのが特長と言えます。ポートフォリオ構築後も、パフォーマンスや、その要因分析、リスク分析データ等を基にレビューを行い、その後の投資意思決定に反映しています。

※上記の運用体制は2015年8月末日現在のものであり、随時変更されます。

（４）【分配方針】

管理会社は、分配可能なファンドのインカム・ゲインおよび実現キャピタル・ゲインを支払原資として、各受益者が保有する米ドルクラスまたは豪ドルクラス受益証券の口数に応じて、受託会社および投資顧問会社と協議した上で随時分配を行

うことができます。管理会社は、分配金を合理的な水準に保つために必要があると考える場合、投資顧問会社と協議の上でファンドの未実現キャピタル・ゲインまたは元本を支払原資として分配を行うことができます。

管理会社は、毎月15日（以下「分配基準日」といいます。分配基準日がファンド営業日ではない場合、その直前のファンド営業日）時点の受益者に対して分配を行うことを予定しています。管理会社が投資顧問会社と協議した上で随時決定するその他の日時点の受益者に対して行うこともできます。

分配は、分配基準日において登録簿に名前が登録されている受益者に対して行われます。

分配は、米ドルクラス受益証券については米ドルで、豪ドルクラス受益証券については豪ドルで支払われます。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

（注）「ファンド営業日」とは、ニューヨーク、フランクフルトおよびルクセンブルグの銀行営業日（毎年12月24日を除きます。）であり、かつ日本の証券会社の営業日である日、ならびに管理会社が投資顧問会社と協議した上で随時決定するその他の日をいいます。

分配金に関する留意事項

- ファンドの分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、純資産価格は下がります。

ファンドで分配金が支払われるイメージ

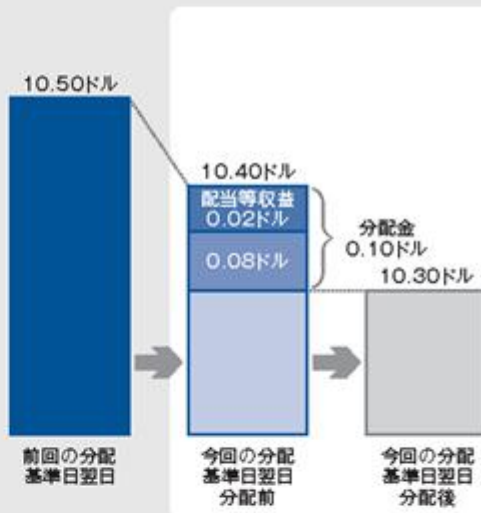
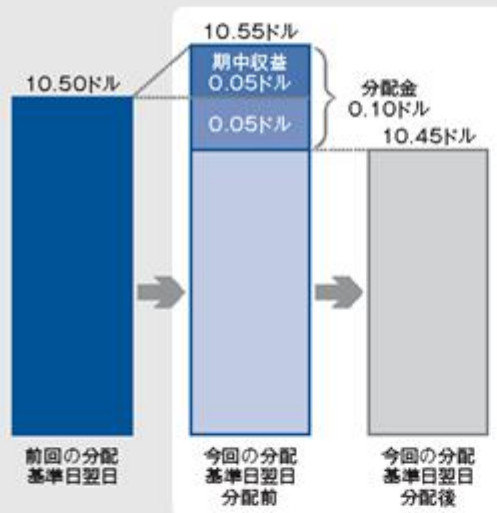


- 分配金は、分配計算期間中に発生した収益（インカム・ゲインおよび実現キャピタル・ゲイン）を超えて支払われる場合があります。その場合、分配基準日翌日の純資産価格は前回の分配基準日翌日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも分配計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金と純資産価格の関係（イメージ）

（前回の分配基準日翌日より純資産価格が上昇した場合）

（前回の分配基準日翌日より純資産価格が下落した場合）



※ 分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※ 上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

- 受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より純資産価格の値上がりりが小さかった場合も同様です。

（分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合）

（分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合）



（５）【投資制限】**投資制限**

ファンドは、その資産の投資に関して、以下の投資制限に従います。

1. ファンドの資産総額の50%以上を、日本の金融商品取引法により定義される「有価証券」に投資しなければなりません。ただし、ファンドの運用開始直後や、大量の買戻請求が予想される場合または管理会社もしくは受託会社が回避不能なその他の状況が発生した場合を除きます。
2. 同一発行体の発行する債券（政府債を除きます。）への投資割合は、取得時において、ファンドの純資産総額の10%以内とします。
3. ファンドの資産を証券の引受に利用することはできません。
4. 証券の空売りを行うことは禁止されます。
5. 株式への直接投資は行いません。ただし、優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するものへの投資、発行体の企業再編、会社更生もしくはその他の合意の結果受領した株式の取得、または、転換社債の転換もしくは権利行使または社債権者割当による場合については、ファンドの純資産総額の10%を上限として、株式を保有することができます。
6. 非上場の投資信託の受益証券・投資口への投資割合は、ファンドの純資産総額の5%以内とします。

さらに、投資顧問会社は、日本証券業協会の規則の下で以下の投資制限に従います。

7. ファンドによる借入れは、下記の「借入方針」に沿ったものを除いて禁止されます。
8. 管理会社および投資顧問会社が運用するすべての投資ファンド合計で一発行会社の株式の議決権の50%以上を取得することはできません。
9. ファンドの純資産総額の15%を超えて流動性に欠ける資産に投資を行うことはできません。ただし、私募証券、非上場証券その他の流動性に欠ける資産に投資する際に価格の透明性を確保する適切な措置が講じられている場合を除きます。
10. 受託会社、管理会社、投資顧問会社、副投資顧問会社または受益者以外の第三者の利益のための取引等の受益者保護に反するまたはファンドの資産の適正な運用を害する取引は禁止されます。

管理会社は、受益証券が販売される国の法令を遵守することを目的として、受益者の利益に相反しない、または受益者の利益となるその他の投資制限を随時課することができます。

これらの投資制限は、受益者の最善の利益になると考えられる場合、10ファンド営業日前までに受益者に対して通知することにより（受益者が承認した場合はこの限りではありません。）、投資顧問会社と協議した上で、管理会社が随時修正する場合があります。

借入方針

残存借入総額がファンドの純資産総額の10%を超える場合、借入れは禁止されます。ただし、合併等の特殊な事態により一時的に当該10%の制限を超える場合を除きます。

3【投資リスク】

① リスク要因

市場崩壊リスク

金融市場が深刻な崩壊状態にあり、かつその崩壊から回復する方法、時期について実質的に予測不能であること（当該市場に対する政府の介入についての、その効果が読めないことなど）が、世界各国の公益債券の価格、ボラティリティ、流動性に対して多大な悪影響を与える可能性があります。

為替取引に関するリスク／デリバティブ・リスク

投資顧問会社は、豪ドルクラスについて行う為替取引に際し、為替先渡取引などのデリバティブを利用します。また、効率的なポートフォリオの運用を目的として、デリバティブ取引が使用される場合があります。こうしたデリバティブには、いくつかのリスクがあります。デリバティブは、その他の投資と比べて、より早くより効果的にリスクに対するエクスポージャーを増減することを可能とします。一般的に、デリバティブは値動きが大きく、以下のような重大なリスクを伴います。

① 信用リスク

デリバティブ取引における取引相手方が、ファンドに対する債務を履行できなくなるリスクをいいます。

② 為替変動リスク

投資対象の価値に悪影響を与える為替変動のリスクをいいます。豪ドルクラスに関しては為替取引により、米ドルの為替変動リスクは低減されます。

③ レバレッジ・リスク

市場の小さい動きが、大きく価値を変動させるような投資戦略のリスクをいいます。レバレッジを使う投資戦略は、当初の投資額を大きく上回る損失をもたらす可能性があります。

④ 流動性リスク

売り手が売却したい時期に、または売り手が妥当であると考える価格で、売却することが困難または不可能になるリスクをいいます。

債券価格変動リスクおよび選定リスク

債券価格変動リスクとは、ファンドが投資する債券の価格が下落するリスクをいい、債券価格が急激かつ予想外に下落する可能性を含みます。選定リスクとは、ファンドのために投資顧問会社が選定する証券のパフォーマンスが、市場、関連指数または同様の投資目的および投資戦略を有する他の投資者が選定する証券を下回るリスクをいいます。

金利リスク

金利が上昇すると、ファンドが保有する債券の価値は一般的に、下落します。長期のデュレーションを有する債券は、金利の変動の影響を受けやすい傾向があり、通常、短期のデュレーションを有する債券よりも高い変動性を有します。

信用リスク

債券の価値はその信用度の影響を受けます。債券の格付が上昇すれば信用度が高くなるため、通常、価格は上昇します。逆に債券の格付が低下すれば信用度が低くなるため、通常、価格は下落します。また、格付が変わらなくても、特定の債券の信用度に関するマーケットの考え方が変わることで価格も変動します。

債務不履行リスク

ファンドが投資する債券の発行者が予定された元利金の支払いができなくなり、債務不履行に陥ることがあります。一般的に新興国市場では、訴訟や法改正、現地事業の状況、一般経済情勢、企業の倒産が発行者の元利金の支払いに対し、深刻な影響を与えるリスクがあるため、先進国市場より高い債務不履行リスクがあります。債務不履行の場合はファンドは投資の全額を失う可能性があります。

為替リスク

ファンドが投資する証券およびその他の商品は、通常、ファンドの表示通貨以外の通貨建てです。そのため、外国為替レートの変動は、ファンドのポートフォリオの価値に影響を及ぼします。ファンドは、金融デリバティブ商品を使用することにより、かかるリスクを軽減することができます（ただし、これは義務ではありません。）。

通貨市場における取引量に関するリスク

通貨市場における取引量は、現地市場の閉鎖および該当する通貨の決済機能の不具合等、一定の状況において減少します。かかる状況において、ファンドが投資する通貨の取引が、通常よりも低い価格で実行される可能性があり、当該ファンドのポートフォリオの価値に影響を受ける可能性があります。

新興国市場のリスク

ファンドは新興国市場の債券に投資する場合があります。新興国市場では法律上のあるいは司法上、制度上のインフラが未整備であり、現地の市場参加者にとっても外国におけるその取引相手方にとっても法制度面の不確実性があります。投資家にとっては政治のリスク、経済のリスク、法律のリスク、不適切な会計処理のリスク、市場慣行のリスクなど多大なリスクがあります。

受益証券の価格および受益証券から得られる利益は上昇することも下落することもあります。また、投資額を取り戻せない可能性もあります。

ファンドの投資が成功する、またはその投資目的が達成されるとの保証は一切ありません。投資者は、極端な場合、投資額の全額を失う可能性があることを認識すべきです。

ファンドの投資資産は、市場の価格変動に起因する債券価格変動リスクおよびその他のリスクにさらされます。受益者は、ファンドが達成する利益、被る損失および負担する費用はすべて当該ファンドの受益者に帰属することに留意すべきです。

② リスクに対する管理体制

投資顧問会社である野村アセットマネジメントでは、ファンドのパフォーマンス考査および運用リスクの管理を投資リスク管理に関する委員会を設けて行っています。

投資リスク管理に関する委員会

◆パフォーマンスの考査

パフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行います。

◆運用リスクの管理

運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行うことにより、適切な管理を行います。

※ 上記の管理体制は2015年8月末日現在のものであり、随時変更されます。

③ デリバティブ取引に関する管理体制

ファンドは、ヘッジ目的および／またはヘッジ目的以外の目的で日本証券業協会の規則に定められたデリバティブ取引等を行います。当該デリバティブ取引等について、UCITSに係るEU指令に適合したリスク管理方法を採用しています。

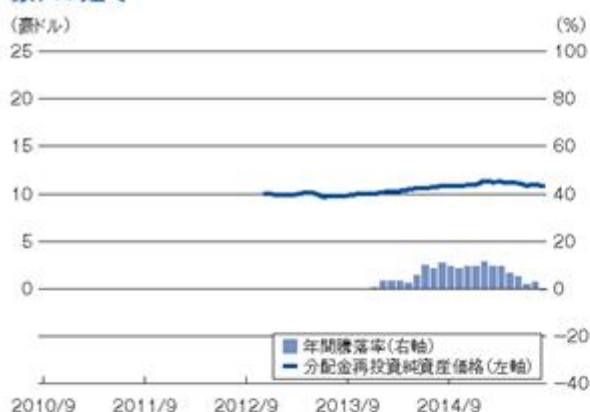
参考情報

ファンドの分配金再投資純資産価格・年間騰落率の推移

米ドル建て

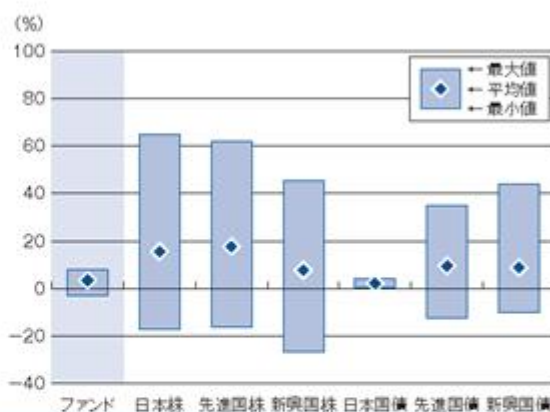


豪ドル建て

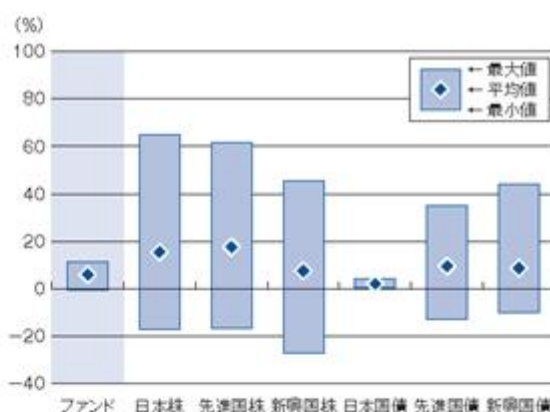


- 分配金再投資純資産価格は、税引前の分配金を再投資したとみなして算出したものです。
- ファンドは2012年11月30日に運用を開始したため、年間騰落率は2013年11月～2015年8月の期間の各月末時点とその1年前における分配金再投資純資産価格を比較して算出したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	8.1	65.0	61.8	45.3	4.3	34.9	44.1
最小値(%)	-3.0	-17.0	-16.4	-26.9	0.4	-12.7	-10.1
平均値(%)	3.4	15.5	17.7	7.7	2.2	9.6	8.8



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	11.5	65.0	61.8	45.3	4.3	34.9	44.1
最小値(%)	-0.3	-17.0	-16.4	-26.9	0.4	-12.7	-10.1
平均値(%)	6.0	15.5	17.7	7.7	2.2	9.6	8.8

出所: Bloomberg L.P. および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

- 代表的な資産クラスについては2010年9月～2015年8月の5年間の各月末時点、ファンドについては2013年11月～2015年8月の期間の各月末時点の年間騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- 代表的な資産クラスの年間騰落率は2010年9月～2015年8月の5年間の各月末時点とその1年前における数値を比較して算出、ファンドの年間騰落率は2013年11月～2015年8月の期間の各月末時点とその1年前における数値を比較して算出したものです。
- このグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
ファンドの投資リスクをご理解いただくための参考情報の一つとしてご利用ください。

（ご注意）

- 年間騰落率は、ファンドの表示通貨建てで計算されています。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。
 - ファンドの分配金再投資純資産価格および年間騰落率は、実際の純資産価格およびそれに基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
 - 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
 - 代表的な資産クラスを表す指数
 - 日 本 株・・・TOPIX(配当込み)
 - 先進国株・・・ラッセル先進国(除く日本)大型株インデックス
 - 新興国株・・・S&P新興国総合指数
 - 日本国債・・・ブルームバーグ／EFFASボンド・インデックス・ジャパン・ガバメント・オール(1年超)
 - 先進国債・・・シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
 - 新興国債・・・シティ新興国市場国債インデックス(円ベース)
- (注)ラッセル先進国(除く日本)大型株インデックスおよびS&P新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算しています。

TOPIX(東証株価指数)は、株式会社東京証券取引所(以下「(株)東京証券取引所」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、(株)東京証券取引所が有しています。なお、ファンドは、(株)東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、(株)東京証券取引所は、ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

ラッセル・インデックスに関連する登録商標、トレードマーク、サービスマークおよび著作権等の知的財産権、指数値の算出、利用その他一切の権利は、ラッセル・インベストメントに帰属します。インデックスは資産運用管理の対象とはなりません。またインデックス自体は直接的に投資の対象となるものではありません。

シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)およびシティ新興国市場国債インデックス(円ベース)はCitigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている債券インデックスです。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

- ① 海外における申込手数料
最大3.00%
- ② 日本国内における申込手数料

申込口数	申込手数料
10万口未満	申込金額の3.24%（税込）
10万口以上50万口未満	申込金額の1.62%（税込）
50万口以上	申込金額の0.54%（税込）

申込手数料とは、ファンドおよびそれに関連する投資環境に関する説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に販売会社へ支払われるものです。

(2)【買戻し手数料】

- ① 海外における買戻し手数料
ファンド証券の買戻しに買戻し手数料は課せられません。
- ② 日本国内における買戻し手数料
ファンド証券の換金（買戻し）に買戻し手数料は課せられません。

(3)【管理報酬等】

受託会社報酬

受託会社は、各四半期中の各ファンド営業日に計算されるファンドの純資産総額の年率0.01%に相当する額の報酬を、ファンドの資産から、米ドルにより、会計年度ベースで四半期ごとに後払いで受領します。

各四半期について支払われる報酬は、当該四半期の最終ファンド営業日から60ファンド営業日以内に支払われます。

受託会社報酬は、ファンドに関する受託業務、およびこれに付随する業務の対価として受託会社に支払われます。

ファンドに関して生じたすべての適切な立替費用および支出金もまた、ファンドの資産から受託会社に払い戻されます。

管理会社報酬

管理会社は、各四半期中の各ファンド営業日に計算されるファンドの純資産総額の年率0.01%に相当する額の報酬を、ファンドの資産から、米ドルにより、会計年度ベースで四半期ごとに後払いで受領します。

各四半期について支払われる報酬は、当該四半期の最終ファンド営業日から60ファンド営業日以内に支払われます。

管理会社報酬は、ファンドの継続開示にかかる手続き、ファンドについての資料作成・情報提供、ファンドの運用状況・費用支払の監督、ファンドのリスク量の計測・管理、その他ファンド運営管理全般にかかる業務の対価として管理会社に支払われます。

ファンドに関して生じたすべての適切な立替費用および支出金もまた、ファンドの資産から、管理会社に払い戻されます。

投資顧問会社報酬

投資顧問会社は、各四半期中の各ファンド営業日に計算されるファンドの純資産総額の年率0.75%に相当する額の報酬を、ファンドの資産から、米ドルにより、会計年度ベースで四半期ごとに後払いで受領します。

各四半期について支払われる報酬は、当該四半期の最終ファンド営業日から60ファンド営業日以内に支払われます。

投資顧問会社報酬は、ファンドにかかる投資判断等の運用業務およびこれに付随する業務の対価として投資顧問会社に支払われます。

ファンドに関して生じたすべての適切な立替費用および支出金もまた、ファンドの資産から、投資顧問会社に払い戻されます。

副投資顧問会社報酬

副投資顧問会社は、各四半期中の各ファンド営業日に計算されるファンドの純資産総額の以下の年率に相当する額の報酬を、米ドルにより、会計年度ベースで四半期ごとに投資顧問会社より（投資顧問会社報酬から）後払いで受領します。

5億米ドルまで： 0.45%

5億米ドルを超える部分： 0.40%

保管会社報酬

保管会社は、その業務につき、取引手数料および費用に加え、各四半期中の各ファンド営業日に計算されるファンドの純資産総額の年率0.03%に相当する額の報酬を、ファンドの資産から、米ドルにより、会計年度ベースで四半期ごとに後払いで受領する権利を有します。

各四半期について支払われる報酬は、当該四半期の最終ファンド営業日から60ファンド営業日以内に支払われます。

保管会社報酬は、ファンド信託財産の保管・管理業務、ファンド信託財産にかかる入出金の処理業務、ファンド信託財産の取引にかかる決済業務、およびこれらに付随する業務の対価として保管会社に支払われます。

ファンドに関して生じたすべての適切な立替費用および支出金もまた、ファンドの資産から、保管会社に払い戻されます。

管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、その業務につき、各四半期中の各ファンド営業日に計算されるファンドの純資産総額の年率0.10%に相当する額の報酬を、米ドルにより、ファンドの資産から、会計年度ベースで四半期ごとに後払いで受領する権利を有します。

各四半期について支払われる報酬は、当該四半期の最終ファンド営業日から60ファンド営業日以内に支払われます。

管理事務代行報酬は、ファンドの購入・換金（買戻し）等受付け業務、ファンド信託財産の評価業務、ファンド純資産価格の計算業務、ファンドの会計書類作成業務、受益者の管理業務、およびこれらに付随する業務の対価として管理事務代行会社に支払われます。

ファンドに関して生じたすべての適切な立替費用および支出金もまた、ファンドの資産から、管理事務代行会社に払い戻されます。

代行協会員報酬および販売会社報酬

代行協会員は、その業務につき、各四半期中の各ファンド営業日に計算されるファンドの純資産総額の年率0.50%に相当する額の報酬を、米ドルにより、ファンドの資産から、会計年度ベースで四半期ごとに後払いで受領する権利を有します。

各四半期について支払われる報酬は、当該四半期の最終ファンド営業日から60ファンド営業日以内に支払われます。

代行協会員報酬は、目論見書、決算報告書等の日本証券業協会への提出業務、ファンド証券の純資産価格の公表業務、およびこれらに付随する業務の対価として代行協会員に支払われます。

なお、代行協会員は、販売会社に対し、受益者に対する購入後の投資環境等の情報提供業務、ファンド証券の買戻しの取次業務、運用報告書の交付業務、およびこれらに付随する業務の対価として代行協会員報酬から報酬を支払います。

（４）【その他の手数料等】

費用

ファンドの募集に関連する費用（受託会社および管理会社に支払われる当初設立報酬を含みます。）は、ファンドの資産から支払われ、これらの費用は、３年を超えない期間で償却されます。

目論見書、運用報告書、通知の作成・印刷費用、弁護士費用（ファンドに関する契約書の作成業務、目論見書等の開示・届出書類作成業務、監督当局への届出に関する業務、およびこれらに付随する業務の対価）、監査費用（ファンド会計書類を監査し、年次監査報告書を作成する業務の対価）、登録費用、銀行手数料、ファンド資産および収益に課せられる税金等がファンドより実費として支払われます。

（５）【課税上の取扱い】

① 日本

ファンドは、日本の税制上、公募外国株式投資信託として取り扱われます。したがって、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

（１）受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。

（２）ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。

（３）日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、以下の税率による源泉徴収が行われます。

	2014年 1月1日以後	2038年 1月1日以後
所得税	15.315%（注）	15%
住民税	5%	5%
合計	20.315%	20%

（注）復興特別所得税を含みます。以下同じです。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできますが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできます。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいいます。以下同じです。）の譲渡損失（繰越損失を含みます。）との損益通算が可能です。

- （４）日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。）については、所得税のみ以下の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等（所得税法別表第一に掲げる内国法人をいいます。）を除きます。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

	2014年 1月1日以後	2038年 1月1日以後
所得税	15.315%	15%

- （５）日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいいます。以下同じです。）に対して、源泉徴収選択口座において、以下の税率による源泉徴収が行われます。

	2014年 1月1日以後	2038年 1月1日以後
所得税	15.315%	15%
住民税	5 %	5 %
合計	20.315%	20%

受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一ですが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできます。

譲渡損益は、一定の他の株式等の譲渡損益（上場株式等以外との損益通算については、受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合に限ります。）および一定の上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した場合または源泉徴収選択口座へ受け入れた上場株式等の配当所得の金額に限ります。）との損益通算が可能です。（注：平成28年1月1日以後は、一定の他の上場株式等（平成28年1月1日施行の改正租税特別措置法に定める上場株式等をいいます。以下、カッコ内において同じです。）の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能です。）確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能です。

- （６）日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、（５）と同様の取扱いとなります。
- （７）日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ありません。

② ケイマン諸島

ケイマン諸島の政府は、現行法上、トラスト、ファンドまたは受益者に対して、いかなる所得税、法人税または資本利得税、遺産税、相続税、贈与税または源泉徴収税も課しません。ケイマン諸島は、トラストに関するあらゆる支払いに適用される二重課税防止条約をいかなる国とも締結していません。2015年10月30日現在、ケイマン諸島において為替管理はありません。

トラストは、信託法第81条に従い、トラストに関連し、ケイマン諸島総督から保証書の交付を受けています。かかる保証書には、トラストの設立日から50年の間、ケイマン諸島で制定された所得、資本資産、資本利得もしくはキャピタル・ゲインに対する課税の根拠となる法律または遺産税もしくは相続税と同種の税の課税根拠となる法律のいずれも、トラストを構成する財産もしくはトラストから生じる収益に対してまたはかかる財産もしくは収益に係る受託会社もしくは受益者に対して適用されないことが明記されます。ケイマン諸島において、受益証券の譲渡または買戻しに対し印紙税は課せられません。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

(2015年8月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計（米ドル）	投資比率（％）
固定利付債	アメリカ合衆国	15,819,195	51.44
	イギリス	7,582,428	24.65
	フランス	1,074,274	3.49
	イタリア	870,055	2.83
	デンマーク	255,253	0.83
	イスラエル	207,256	0.67
	スペイン	201,987	0.66
	アイルランド	178,384	0.58
	小計	26,188,832	85.15
変動利付債	イギリス	1,690,935	5.50
	アメリカ合衆国	1,001,732	3.26
	フランス	734,307	2.39
	イタリア	399,224	1.30
	小計	3,826,198	12.44
その他債券	アメリカ合衆国	223,465	0.73
	小計	223,465	0.73
小計		30,238,495	98.32
現金およびその他の資産（負債控除後）		516,041	1.68
合計 （純資産総額）		30,754,537 （約3,727百万円）	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じです。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

(2015年8月末日現在)

順位	銘柄	国名／発行地	種類	利率 (%)	償還日 (年/月/日)	額面金額	簿価 (米ドル)	時価 (米ドル)	投資比率 (%)
1	ENERGY TRANSFER PARTNERS 5.2% 01/02/22	アメリカ合衆国	固定利付債	5.2	2022/2/1	600,000米ドル	665,638.00	604,271.40	1.96
2	TRANS-CANADA PIPE 7.625% 15/01/39	アメリカ合衆国	固定利付債	7.625	2039/1/15	450,000米ドル	672,627.00	587,554.65	1.91
3	PACIFICORP 6.25% 15/10/37	アメリカ合衆国	固定利付債	6.25	2037/10/15	450,000米ドル	616,521.00	567,498.60	1.85
4	NATIONAL GRID ELECTRICITY TRANSMISSION 7.375% 13/1/31	イギリス	固定利付債	7.375	2031/1/13	250,000英ポンド	576,496.86	560,289.46	1.82
5	PPL CAPITAL FGD INC 4.2% 15/06/22	アメリカ合衆国	固定利付債	4.2	2022/6/15	500,000米ドル	520,936.25	524,723.00	1.71
6	IBERDROLA INTERNATIONAL BV 4.25% 11/10/18	イギリス	固定利付債	4.25	2018/10/11	400,000ユーロ	536,481.92	497,343.48	1.62
7	E.ON INTERNATIONAL FINANCE 6.65% 30/04/38	アメリカ合衆国	固定利付債	6.65	2038/4/30	400,000米ドル	565,391.00	476,104.00	1.55
8	KINDER MORGAN ENERGY PARTNERS 9% 01/02/19	アメリカ合衆国	固定利付債	9	2019/2/1	400,000米ドル	542,150.86	469,999.60	1.53
9	DOMINION RESOURCES 7% 15/06/38	アメリカ合衆国	固定利付債	7	2038/6/15	350,000米ドル	497,115.60	435,706.60	1.42
10	FLORIDA POWER CORP 6.4% 15/06/38	アメリカ合衆国	固定利付債	6.4	2038/6/15	300,000米ドル	409,830.00	388,458.90	1.26
11	E.ON INTL FIN 6.375% 07/06/32	イギリス	固定利付債	6.375	2032/6/7	200,000英ポンド	422,500.12	379,880.17	1.24
12	DTE ENERGY COMPANY 6.375% 15/04/33	アメリカ合衆国	固定利付債	6.375	2033/4/15	300,000米ドル	385,701.00	373,851.00	1.22
13	KINDER MORGAN ENER 6.95% 15/1/38	アメリカ合衆国	固定利付債	6.95	2038/1/15	350,000米ドル	449,235.50	358,676.15	1.17
14	PACIFIC GAS & ELEC 8.25% 15/10/18	アメリカ合衆国	固定利付債	8.25	2018/10/15	300,000米ドル	394,361.00	357,434.40	1.16
15	TAQA ABU DHABI 5.875% 13/12/21	イギリス	固定利付債	5.875	2021/12/13	300,000米ドル	358,050.00	341,138.10	1.11
16	GEORGIA POWER CO 5.95% 01/02/39	アメリカ合衆国	固定利付債	5.95	2039/2/1	300,000米ドル	384,885.00	340,526.70	1.11
17	ONCOR ELECTRIC 5.25% 30/09/40	アメリカ合衆国	固定利付債	5.25	2040/9/30	300,000米ドル	339,169.50	327,694.20	1.07
18	NGG FINANCE PLC FRN 18/06/73	イギリス	変動利付債	5.625	2073/6/18	200,000英ポンド	298,260.25	326,755.11	1.06
19	ENEL FIN INTL 6.25% 15/09/17	アメリカ合衆国	固定利付債	6.25	2017/9/15	300,000米ドル	334,770.00	325,713.90	1.06
20	EDISON INTL 3.75% 15/09/17	アメリカ合衆国	固定利付債	3.75	2017/9/15	300,000米ドル	327,117.00	312,468.30	1.02
21	NATL RURAL UTILIT 10.375% 01/11/18	アメリカ合衆国	固定利付債	10.375	2018/11/1	250,000米ドル	373,487.50	312,216.25	1.02
22	SSE PLC FRN 29/09/49	イギリス	変動利付債	5.625	2049/9/29	300,000米ドル	307,320.00	312,000.00	1.01
23	FLORIDA POWER & LIGHT 4.125% 1/2/42	アメリカ合衆国	固定利付債	4.125	2042/2/1	300,000米ドル	313,308.45	298,216.80	0.97
24	SGSP AUSTRALIA 2% 30/06/22	イギリス	固定利付債	2	2022/6/30	260,000ユーロ	330,131.63	295,319.63	0.96
25	SPECTRA NRG/DUKE CAP 8% 01/10/19	アメリカ合衆国	固定利付債	8	2019/10/1	250,000米ドル	320,154.00	292,283.75	0.95
26	PLAINS ALL AMER INC 8.75% 01/05/19	アメリカ合衆国	固定利付債	8.75	2019/5/1	250,000米ドル	344,570.00	292,115.50	0.95
27	NEXTERA ENERGY FRN 15/06/67	アメリカ合衆国	変動利付債	6.65	2067/6/15	350,000米ドル	380,555.00	290,500.00	0.94
28	VEOLIA ENVIRONN. 6.125% 29/10/37	フランス	固定利付債	6.125	2037/10/29	150,000英ポンド	279,655.30	289,147.10	0.94
29	INDIANA MICH POWER 7% 15/03/19	アメリカ合衆国	固定利付債	7	2019/3/15	250,000米ドル	308,738.50	288,416.50	0.94
30	PACIFIC GAS & ELECT 5.8% 01/03/37	アメリカ合衆国	固定利付債	5.8	2037/3/1	250,000米ドル	316,197.50	286,949.00	0.93

②【投資不動産物件】

該当事項ありません（2015年8月末日現在）。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項ありません（2015年8月末日現在）。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

下記の会計年度末ならびに2015年8月末日現在および同日前1年間における各月末の純資産の推移は以下のとおりです。

	純資産総額		1口当たり純資産価格			
	米ドル	円	米ドルクラス		豪ドルクラス	
			米ドル	円	豪ドル	円
第1会計年度末 (2013年4月30日)	51,704,707	6,265,576,394	10.05	1,218	10.03	868
第2会計年度末 (2014年4月30日)	31,439,237	3,809,806,740	9.97	1,208	9.79	847
第3会計年度末 (2015年4月30日)	34,012,345	4,121,615,967	10.23	1,240	9.96	862
2014年9月末日	26,227,351	3,178,230,394	10.12	1,226	9.90	857
10月末日	25,950,767	3,144,713,945	10.13	1,228	9.90	857
11月末日	26,564,477	3,219,083,323	10.18	1,234	9.95	861
12月末日	30,919,337	3,746,805,258	10.18	1,234	9.94	860
2015年1月末日	30,502,883	3,696,339,362	10.47	1,269	10.25	887
2月末日	31,408,252	3,806,051,977	10.36	1,255	10.12	876
3月末日	33,248,724	4,029,080,374	10.34	1,253	10.10	874
4月末日	34,012,345	4,121,615,967	10.23	1,240	9.96	862
5月末日	33,110,558	4,012,337,418	10.16	1,231	9.90	857
6月末日	32,693,742	3,961,827,656	9.90	1,200	9.62	833
7月末日	32,252,175	3,908,318,567	9.98	1,209	9.69	839
8月末日	30,754,537	3,726,834,794	9.79	1,186	9.49	821

②【分配の推移】

	1口当たり分配金			
	米ドルクラス		豪ドルクラス	
	米ドル	円	豪ドル	円
第1会計年度	0.04	4.85	0.16	13.85
第2会計年度	0.12	14.54	0.48	41.54
第3会計年度	0.12	14.54	0.48	41.54
2015年5月	0.01	1.21	0.04	3.46
6月	0.01	1.21	0.04	3.46
7月	0.01	1.21	0.04	3.46
8月	0.01	1.21	0.04	3.46
設定来累計 (2015年8月末日現在)	0.32	38.78	1.28	110.78

③【収益率の推移】

期間	収益率（注1）	
	米ドルクラス	豪ドルクラス
第1会計年度	0.90%	1.90%
第2会計年度	0.40%	2.39%
第3会計年度	3.81%	6.64%

（注1）収益率（%）＝ $100 \times (a - b) / b$

a＝会計年度末の1口当たり純資産価格（当該会計年度の分配金の合計額を加えた額）

b＝当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格（分配落ちの額）（第1会計年度の場合、米ドルクラスについては10米ドル、豪ドルクラスについては10豪ドル）

また、ファンドの暦年ベースでの収益率は次のとおりです。

期間	収益率（注2）	
	米ドルクラス	豪ドルクラス
2012年	－0.50%	－0.40%
2013年	－1.71%	0.40%
2014年	6.63%	9.45%
2015年	－3.05%	－1.31%

（注2）収益率（%）＝ $100 \times (a - b) / b$

a＝暦年末（2015年については8月末日）の1口当たり純資産価格（当該期間の分配金の合計額を加えた額）

b＝当該暦年の直前の暦年末の1口当たり純資産価格（分配落ちの額）

（2012年の場合、米ドルクラスについては10米ドル、豪ドルクラスについては10豪ドル）

なお、ファンドにはベンチマークはありません。

(参考情報)

純資産総額および1口当りの純資産価格の推移 (2015年8月末日現在)



分配の推移

米ドル建て(単位:米ドル、1口当り、課税前)		豪ドル建て(単位:豪ドル、1口当り、課税前)	
2015年4月	0.01	2015年4月	0.04
2015年5月	0.01	2015年5月	0.04
2015年6月	0.01	2015年6月	0.04
2015年7月	0.01	2015年7月	0.04
2015年8月	0.01	2015年8月	0.04
直近1年累計	0.12	直近1年累計	0.48
設定来累計	0.32	設定来累計	1.28

収益率の推移 (暦年ベース) ※2012年は11月30日から12月末日まで、2015年は8月末日まで

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 暦年末の1口当り純資産価格(当該期間の課税前分配金の合計額を加えた額)

b = 当該暦年の直前の暦年末の1口当り純資産価格(分配前の額)

※分配金に対する税金は考慮されておりません。

※ファンドにはベンチマークはありません。

（４）【販売及び買戻しの実績】

下記の会計年度における販売および買戻しの実績ならびに会計年度末現在の発行済口数は次のとおりです。

米ドルクラス

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第１会計年度	1,615,944 (1,615,944)	67,500 (67,500)	1,548,444 (1,548,444)
第２会計年度	637,920 (637,920)	845,873 (845,873)	1,340,491 (1,340,491)
第３会計年度	1,000,153 (1,000,153)	771,815 (771,815)	1,568,829 (1,568,829)

豪ドルクラス

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第１会計年度	3,677,501 (3,677,501)	198,350 (198,350)	3,479,151 (3,479,151)
第２会計年度	236,010 (236,010)	1,727,733 (1,727,733)	1,987,428 (1,987,428)
第３会計年度	832,983 (832,983)	553,000 (553,000)	2,267,411 (2,267,411)

（注１）（ ）の数は本邦における販売・買戻しおよび発行済口数です。

（注２）第１会計年度の販売口数には当初募集の口数が含まれます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）海外における販売手続等

受益証券は、適格投資家に対してファンド営業日において継続的に募集されます。各受益証券の発行価格は、受益証券の購入申込書が受領されたファンド営業日時点における該当するクラスの受益証券1口当たり純資産価格とします。投資者一人当たりの最低投資口数は、各クラスに関して受益証券100口でこれを超える場合は1口単位、または管理会社が投資顧問会社と協議した上で決定する受益証券の口数とします。受益証券は、整数でのみ発行されます。販売会社に支払われる該当するクラスの受益証券の1口当たり純資産価格の最大3.00%（税抜き）の販売手数料が発生します。

受益証券の購入申込書は、申込みを行ったファンド営業日の正午（ルクセンブルグ時間）または管理会社がその単独の裁量により随時決定することができるその他の日時までに、管理事務代行会社によって受領されなければなりません。

各通貨での支払いは、申込みを行ったファンド営業日から6ファンド営業日以内および／または管理会社がその単独の裁量により随時決定することができるその他の日までに行われるものとします。

豪ドルクラスに関してはかかる6ファンド営業日目がメルボルンの銀行の営業日でない場合にはその直後のメルボルンの銀行の営業日であるファンド営業日に行われます。

管理会社は、受益証券の購入注文の全部または一部を拒否することができ、上記の適切に記入された申込書および支払いが適時に受領されなかった一切の注文を取り消すことができます。

（注）「適格投資家」とは、（i）（1933年米国証券法（改正済）に基づき発布されたレギュレーションSのルール902(k)に定義される）「米国人」または（1940年米国投資会社法（改正済）における意味の範囲内における）米国居住者ではない、（ii）（米国商品先物取引委員会によって発布されたルール4.7に定義される）「非米国人」の定義に該当する、（iii）ケイマン諸島の市民もしくは居住者もしくはケイマン諸島に所在地を置く者もしくは法主体（ケイマン諸島で設立された免除または非居住の法主体を除きます。）ではない、または（iv）上記（i）、（ii）もしくは（iii）に掲げた者もしくは法主体の保管人、名義人もしくは受託者ではない、あらゆる人、法人または法主体をいいます。

（2）日本における販売手続等

日本においては、本書「第一部 証券情報、（7）申込期間」記載の申込期間に販売会社により取扱いが行われます。

その場合、販売会社は「外国証券取引口座約款」を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出します。ファンド営業日の午後3時までには申込が行われ、かつ販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。販売の単位は、100口以上1口単位です。ファンド証券1口当たりの販売価格は、申込日の翌国内営業日に判明する1口当たり純資産価格です。日本における約定日は販売会社が当該注文の成立を確認した日（通常、申込日の日本における翌営業日）であり、約定日から起算して5国内営業日目までに、申込金額および以下の申込手数料を販売会社に支払うものとします。

申込口数	申込手数料
10万口未満	申込金額の3.24%（税込）
10万口以上50万口未満	申込金額の1.62%（税込）
50万口以上	申込金額の0.54%（税込）

日本円の場合、外貨との換算レートは、約定日の東京外国為替市場の相場に基づいて販売会社が決定します。また、外貨でお支払いいただくこともできます。詳細は販売会社にお問い合わせください。

ファンド証券の保管を販売会社に委託した投資者の場合、販売会社から買付代金の支払いと引換えに取引報告書を受領します。

なお、日本証券業協会の協会員である販売会社は、ファンドの純資産が1億円相当額未満となる等、日本証券業協会の規則に基づき定められた外国投資信託受益証券の選別基準にファンド証券が適合しなくなったときは、日本におけるファンド証券の販売を行うことはできません。

2【買戻し手続等】

（1）海外における買戻し手続等

受益証券は、各ファンド営業日において受益者の希望により買い戻されます。受益者は、受益証券を買い戻すよう受託会社に要求する買戻通知を送付することができます。受益証券1口当たりの買戻価格は、買戻通知が受領されたファンド営業日時点における該当するクラスの受益証券1口当たり純資産価格とします。買戻しの申込みは1口以上1口単位とします。

ファンドから支払われる買戻代金から買戻手数料は差し引かれませんが、ファンドの残存受益者が当該買戻しに伴うファンドのポートフォリオの取引費用を負担する可能性があります。

買戻通知は、申込みを行うファンド営業日の正午（ルクセンブルグ時間）または管理会社がその単独の裁量により随時決定することができるその他の日および／もしくは時間までに、管理事務代行会社によって受領されなければなりません。

受益証券の買戻しに関する送金は、申込みを行ったファンド営業日から6ファンド営業日以内および／または管理会社がその単独の裁量により随時決定することができるその他の日までに行われるものとします。

豪ドルクラスに関してはかかる6ファンド営業日目がメルボルンの銀行の営業日でない場合にはその直後のメルボルンの銀行の営業日であるファンド営業日に行われます。米ドルクラスに関しては米ドルで、豪ドルクラスに関しては豪ドルで、電信送金によって行われるものとします。

受託会社または管理会社は、相手方と協議の上、一切の買戻請求を停止、拒否、または取り消すことができ、また、買戻代金の支払いを延期することができます。

強制買戻し

受益証券が適格投資家でない者によりもしくはかかる者の利益のために保有されている旨、またはかかる保有によってトラストまたはファンドの登録が義務付けられる、租税が賦課される、もしくはいずれかの法域の法律に違反する旨を受託会社または管理会社（もしくはその代理としての管理事務代行会社）が判断した場合、または受託会社または管理会社（もしくはその代理としての管理事務代行会社）が当該受益証券の申込みもしくは購入の資金に充当するために使用された資金源の適法性を疑う根拠を有する場合、管理会社（またはその代理としての管理事務代行会社）は、当該受益者に対し、10日以内に当該受益証券を売却し、かつかかる売却の証拠を管理会社（またはその代理としての管理事務代行会社）に提出するように要求する書面による通知を送付することができ、上記が満たされない場合、管理会社は当該受益証券の買戻しおよび消却を実行することができます。

本条に基づいて強制的に買い戻されるファンドの受益証券（またはその受益証券のクラス）1口当たり買戻価格は、当該強制買戻しの日またはその直前の日に該当するファンド営業日における当該シリーズ・トラストの受益証券（またはその受益証券のクラス）1口当たり純資産価格です。

受益証券の譲渡

受益者は、書面証書によって、自己が保有する受益証券を譲渡することができます。ただし、譲受人は、まず、当該時点で有効な、関連もしくは該当する法域の法令の規定、政府等の要件もしくは規制または受託会社、管理会社、販売会社または管理事務代行会社が定める方針を遵守するために受託会社、管理会社または管理事務代行会社が要求する情報または受託会社、管理会社または管理事務代行会社が要求するその他の情報を提出するものとし、管理会社は、受託会社と協議の上、まず、当該譲渡に対する事前の書面による同意を行うものとします。さらに、譲受人は、受託会社または管理会社、販売会社もしくは管理事務代行会社に対して、(i) 受益証券は適格投資家に譲渡されること、(ii) 譲受人は自らの勘定で受益証券を取得すること、および、(iii) 受託会社または管理会社がそれぞれの裁量で要求するその他の事項に関して、書面で表明を行うことが要求されます。

受託会社、管理会社または管理事務代行会社は、すべての譲渡証書に譲渡人および譲受人が署名することを要求します。譲渡人は、譲渡が登録され、かつ譲受人の氏名が受益証券に関して受益者名簿に受益者として記入されるまで、引き続き受益者であるものとみなされ、また、譲渡の対象である受益証券に対する権利を有するものとみなされるものとします。受託会社または管理会社が譲渡証書の原本および上記の情報を受け取るまで譲渡は登録されません。

上記の規定に違反して譲渡された受益証券は、譲渡または強制買戻しの対象となります。

(2) 日本における買戻し手続等

換金（買戻し）の申込みは、ファンド営業日に取扱います。

午後3時までに換金（買戻し）のお申込みが行われ、かつお申込みについての販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み受付分とします。

換金（買戻し）単位は、1口単位です。

換金（買戻し）価額は、申込日の翌国内営業日に判明する純資産価格です。

換金（買戻し）代金は、約定日から起算して5国内営業日目からお受取りいただけます。

日本円の場合、外貨との換算レートは、約定日の東京外国為替市場の相場に基づいて販売会社が決定します。また、外貨でお受け取りいただくこともできます。詳細は販売会社にお問い合わせください。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

① 純資産価格の計算

評価

ファンドの純資産価格は、各ファンド営業日に計算されます。

ファンドの純資産総額は、ルクセンブルグ時間午前10時頃の為替レートと、午後6時頃の債券およびその他の資産の価格を適用して、ファンドの資産価値を算出し、ファンドの負債を控除することで、管理会社（またはこれを代理する管理事務代行会社）によって、各ファンド営業日に計算されます。

ファンドの純資産総額は、特定のクラスに帰属する資産および負債が当該クラスの保有者のみににより実際に負担され、他のクラスの保有者により負担されないことを確保するために、管理会社（またはこれを代理する管理事務代行会社）が定める合理的な配分方法に基づき、各クラス間で配分されます。ファンドの純資産価格は米ドルで計算されるものとし、豪ドル受益証券に帰属する純資産総額は、該当するファンド営業日におけるルクセンブルグ時間の午前10時頃の為替レートで豪ドルに換算されるものとします。

各クラスの受益証券1口当たり純資産価格は、ファンド営業日において当該クラスに帰属するファンドの純資産総額を、そのファンド営業日における当該クラスの発行済受益証券口数で除して計算されるものとします。

各ファンド営業日における純資産価格は、原則として、日本の翌営業日の午前7時30分（東京時間）までに受益者および投資顧問会社が入手可能となります。

受益証券1口当たり純資産価格の端数は、小数第3位を四捨五入します。

純資産価格の決定

受託会社（またはこれを代理する管理事務代行会社）は、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則に従って、ファンドの純資産価格を、各ファンド営業日において、ファンドの表示通貨で計算するものとします。

純資産総額は、該当するファンドの受益証券の特定のクラスに帰属する資産および負債が当該受益証券の保有者のみににより実際に負担され、当該ファンドの受益証券の他のクラスの保有者により負担されないことを確保するために、受託会社が定める合理的な配分方法に基づき、当該ファンドの発行済受益証券の様々なクラス間で配分されます。ファンドの基準通貨以外の通貨（以下「外国通貨」といいます。）で表示されるファンドの受益証券の各クラスに帰属する純資産総額は、ファンド営業日に適用される、受託会社が決定する為替レートで外国通貨に換算されるものとします。外国通貨建てのファンドの受益証券のクラスの受益証券1口当たり純資産価格は、受益証券の当該クラスに帰属する（外国通貨に換算された）当該純資産総額を、当該ファンドの受益証券の当該クラスの発行済受益証券口数で除して計算されます。ファンドの表示通貨と同一の通貨で表示されるファンドの受益証券のクラスの受益証券1口当たり純資産価格は、受益証券の当該クラスに帰属する純資産総額を、当該クラスの発行済受益証券口数で除して計算されます。

受託会社がその裁量によりその他の方法を決定しない限り、ファンドの資産は入手可能な最新の価格、つまり国際的な値付け業者から得た入手可能な最新の表示価格で、以下のとおり評価されます。

- (a) 証券取引所に上場されているか、その他の規制市場で取引されている証券は、かかる取引所もしくは市場で取引または評価された入手可能な最新の価格で評価されます。証券が、複数の証券取引所もしくは市場において上場または取引されている場合、当該証券の主要な市場を構成する証券取引所またはその他の規制された市場における入手可能な最新の終値または最も代表的な価格が用いられます。
- (b) いずれの証券取引所においても上場されておらず、いずれの規制された市場においても取引されていない証券または上記(a)に基づき決定された価格がその公正価格を表していない証券は、その入手可能な最新の市場価格で評価されます。かかる市場価格がない場合、またはかかる市場価格が当該証券の公正な市場価格を表していない場合、当該証券は、その合理的に予測可能な売値に基づき慎重かつ誠実に評価されます。
- (c) 投資対象は、国際的に認められた値付け業者による値付けに基づいて価格を決定することができます。
- (d) 市場相場が容易に入手できない証券またはその他の資産は、管理会社、投資顧問会社および副投資顧問会社の助言を受けて管理事務代行会社が採用する手続きに従って誠実に決定される公正価格で評価されます。
- (e) 満期までの残存期間が60日以下の短期投資対象は、償却減価によるか、満期の61日前の日における市場価格と額面金額の差額を償却することにより、評価することができます。
- (f) 現金およびその他の流動資産は、未収利息を含むその額面価額で評価されます。
- (g) その他の資産に関しては、管理事務代行会社が、当該資産の公正価格を表すものとして適用ある一般に公正妥当と認められた会計原則に従って決定する金額または別途誠実に決定する金額で評価されます。外貨建ての価額は、該当するファンドの表示通貨の入手可能な最新の仲値で、または管理事務代行会社が誠実に決定することができるその他の価格で、該当するファンドの表示通貨に換算されるものとします。

受託会社（またはこれを代理する管理事務代行会社）による純資産総額または受益証券1口当たり純資産価格のすべての決定は、受託会社（またはこれを代理する管理事務代行会社）の授権された役員または代表者によって保証され、悪意または明らかな誤りがない限り、かかる保証はすべてのかかるファンドの受益者について最終的かつ決定的なものとなります。悪意または明らかな誤りがない限り、受託会社は、第三者が受託会社に提供した評価に依拠する純資産総額または受益証券1口当たり純資産価格の計算の誤りについて一切責任を負わないものとします。受託会社は、公認の価格情報源、評価代理人、サブ・マネージャーまたはその他の第三者が受託会社に提供した評価に依拠する場合、明らかな誤りがない限り絶対的な保護を受けるものとします。

② 純資産価格の計算の停止

管理会社は、受託会社と協議した上で、以下の全部または一部の期間において、純資産価格の計算、受益証券の発行・買戻しを停止し、または買戻代金の支払を延期することができます。

- (1) ファンドの投資対象の大部分が上場、値付け、取引もしくは取り扱われている証券取引所、商品取引所、先物取引所もしくは店頭市場が、（通常の週末もしくは休日による閉鎖以外で）閉鎖されている場合、またはこれらの取引所もしくは市場における取引が制限もしくは停止されている場合。
- (2) ファンドの投資対象の売却が現実的でない場合、またはその売却がファンドの受益者に著しく不利益となるであろうと管理会社が判断する場合。
- (3) ファンドの投資対象の価値もしくは純資産価格を確定するために通常利用される手段が使用不能となる、またはその他の理由によりファンドの投資対象の価値もしくはファンドのその他の資産の価値もしくは純資産価格を合理的もしくは公正に確定することができないと管理会社が判断する場合。
- (4) ファンドの投資対象の償還もしくは換金、または償還もしくは換金に関連する資金の送金を、適正な価格または適正な為替レートで行うことができないであろうと管理会社が判断する場合。

管理会社は受託会社と協議した上で、または、受託会社は管理会社と協議した上で、受益者名簿に記載されるすべての受益者に対して、実務上可能な限り速やかに当該停止を書面で通知するものとし、また、当該停止が終了した時点で受益者に対して速やかに通知するものとし、

(2) 【保管】

ファンド証券が販売される海外においては、ファンド証券の確認書は受益者の責任において保管されます。

日本の投資者に販売されるファンド証券の確認書は、販売会社の保管者名義で保管されます。

ただし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではありません。

(3) 【信託期間】

ファンドの信託期間は、2012年11月30日から2017年11月30日ですが、後記「(5) その他 ② ファンドの償還」記載の事由が発生した場合は、それ以前に償還することがあります。

(4) 【計算期間】

ファンドの計算期間は毎年4月30日に終了します。

(5) 【その他】

① 発行限度額

ファンド証券の発行限度口数は設けられていません。

② ファンドの償還

ファンド

ファンドは、基本信託証書に記載される状況に従い償還する場合を除いて、

(i) 2017年11月30日または受託会社が投資顧問会社と協議した上で決定するそれよりも遅い日（ただし、基本信託証書の締結日から149年を超えないものとする。）、または

(ii) 払込日（2012年11月30日）から3年経過後、すべてのクラスの受益証券の純資産総額の合計が5,000万米ドル（または相当額）を下回った場合、投資顧問会社と協議した上で受託会社の裁量により

償還します。

クラス

クラスは、払込日（2012年11月30日）から3年経過後、当該クラスに帰属する純資産総額が米ドルクラスについては5,000万米ドルまたは豪ドルクラスについては5,000万豪ドルを下回った場合、投資顧問会社と協議した上で受託会社の裁量により償還する場合があります。

③ 信託証書の変更等

信託証書第40条に従い、受託会社および管理会社は、受益者に対して10日以上前の書面による通知を行うことにより（受益者は、かかる通知を放棄することができます。）、受託会社および管理会社が受益者の最善の利益になると考える方法およびその範囲において、補遺信託証書により、信託証書の規定について変更、修正、改正または追加（以下「変更等」といいます。）を行うことができます。受託会社が、受託会社の意見において、かかる変更等が、(i) 当該時に存在している受益者の利益を著しく侵害せず、受託会社および管理会社を受益者に対する責任から実質的に免責することなく、かつ、シリーズ・トラストの資産から支払われるべき経費および手数料（当該補遺信託証書に関連して生じる経費、手数料、報酬および費用を除きます。）の金額を増加させることにならず、(ii) 財務上の、法的なもしくは公的な要件（法的拘束力を有するか否かを問いません。）を遵守するために必要であり、または、(iii) 明らかな誤りを正すために必要である旨書面により証明する場合、かかる変更等は、受益者による承認を必要としません。いかなる変更等も、受益

者に対して、その受益証券に関する追加の支払いを行ったり、その受益証券に関する債務を引き受ける義務を課すものであってはなりません。

④ 関係法人との契約の更改等に関する手続

管理事務代行契約

管理事務代行契約は、一方当事者が他方当事者に対し、60日以上前に書面による通知をすることにより終了することができます。

同契約は、ケイマン諸島法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

投資顧問契約

投資顧問契約は、一方当事者が他方当事者に対し、60日以上前に書面による通知をすることにより終了することができます。

同契約は、ケイマン諸島法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

副投資顧問契約

副投資顧問契約は、一方当事者が他方当事者に対し、60日以上前に書面による通知をすることによりいつでも終了することができます。

同契約は、ケイマン諸島法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

保管契約

保管契約は、一方当事者が他方当事者に対し、60日以上前に書面による通知をすることにより終了することができます。

同契約は、ケイマン諸島法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

代行協会員契約書

代行協会員契約は、一方当事者が他方当事者に対し、3か月以上前に書面による通知をすることにより終了することができます。

同契約は、日本法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

受益証券販売・買戻契約書

受益証券販売・買戻契約は、一方当事者が他方当事者に対し、3か月以上前に書面による通知をすることにより終了することができます。

同契約は、日本法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

4【受益者の権利等】

（１）【受益者の権利等】

受益者がファンドに関し、自己の受益権を直接行使するためには、登録名義人となっているかまたはファンド証券を保持していなければなりません。従って、販売会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者は、登録名義人ではなく、また、ファンド証券も保持していないため、ファンドに関する受益権を行使することはできません。日本の投資者は、販売会社との間の口座契約に基づき、販売会社をして、自らのために受益権を行使させることができます。ファンド証券の保管を販売会社に委託していない日本の投資者は、自らが権利行使を行うことができます。

投資者の有する主な権利は次のとおりです。

（i）分配金請求権

受益者は、管理会社の決定したファンドの分配金を請求する権利を有します。受益者は、ファンド決議により、随時受託会社に対して中間分配を行うよう指示することができます。

（ii）買戻請求権

受益者は、ファンド証券の買戻しを、信託証書の規定および本書の記載に従って請求する権利を有します。

（iii）残余財産分配請求権

ファンドの償還日における当該ファンドの登録名義人は、当該ファンドの資産を換金することにより得られるすべての純手取金および当該ファンドの当該クラスの受益証券の資産の一部を構成している分配可能なその他の金銭を、自らが保有しているまたは保有しているものとみなされる当該ファンドの各クラス受益証券の口数に応じて分配するよう請求する権利を有します。

（iv）議決権

受益者は、信託証書の規定に従って議決権を行使する権利を有します。

（２）【為替管理上の取扱い】

2015年10月30日現在、日本の受益者に対するファンド証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。

（３）【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

（i）管理会社またはファンドに対する、法律上の問題および日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、

（ii）日本におけるファンド証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限

を委任されています。なお、関東財務局長に対するファンド証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 竹 野 康 造

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

です。

（４）【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認しています。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の法令に従って行われます。

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

- a. ファンドの直近2会計年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されています。
- c. ファンドの原文の財務書類は、米ドルで表示されています。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、2015年8月31日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝121.18円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

(1) 【2015年4月30日終了年度】

① 【貸借対照表】

ノムラ・ファンド・セレクトー
グローバル・ユーティリティ・ボンド

純資産計算書

2015年4月30日現在

(米ドルで表示)

	注記	(米ドル)	(千円)
資産			
投資有価証券一時価 (取得価額：32,979,999米ドル)	2	31,947,794	3,871,434
銀行預金		1,540,284	186,652
先物契約未実現利益	14	36,141	4,380
為替先渡取引未実現利益	13	110,559	13,398
先物契約未収証拠金		160,765	19,482
受益証券発行未収金		265,688	32,196
未収収益		429,910	52,096
設立費	2	18,474	2,239
資産合計		<u>34,509,615</u>	<u>4,181,875</u>
負債			
当座借越		129,957	15,748
受益証券買戻未払金		44,827	5,432
ブローカーへの未払金		199,132	24,131
未払費用	10	123,354	14,948
負債合計		<u>497,270</u>	<u>60,259</u>
純資産		<u>34,012,345</u>	<u>4,121,616</u>

以下のように受益証券によって表象される。

	1口当たり 純資産価格	発行済 受益証券口数	純資産
米ドルクラス受益証券（米ドル建て）	10.23	1,568,829 口	16,043,059
豪ドルクラス受益証券（豪ドル建て）	9.96	2,267,411 口	22,582,990

添付の注記は当財務書類の一部である。

②【損益計算書】

ノムラ・ファンド・セレクトー
グローバル・ユーティリティ・ボンド

運用計算書

2015年4月30日に終了した年度

(米ドルで表示)

	注記	(米ドル)	(千円)
収益			
債券利息		1,370,576	166,086
収益合計		<u>1,370,576</u>	<u>166,086</u>
費用			
投資顧問会社報酬	5	229,724	27,838
代行協会員報酬	9	152,985	18,539
管理事務代行報酬	8	30,600	3,708
保管会社報酬	7	9,455	1,146
当座借越に係る支払利息		79	10
コルレス銀行報酬		1,786	216
受託会社報酬および管理会社報酬	3、4	7,917	959
法務報酬		4,653	564
海外登録費用		40,846	4,950
現金支出費		3,056	370
専門家報酬		19,535	2,367
設立費の償却	2	32,860	3,982
その他の費用		120	15
費用合計		<u>533,616</u>	<u>64,664</u>
純投資収益		<u>836,960</u>	<u>101,423</u>
投資有価証券実現純損失		(104,119)	(12,617)
先物契約実現純損失		(363,805)	(44,086)
外貨および為替先渡取引実現純損失		(860,375)	(104,260)
当期実現純損失		<u>(1,328,299)</u>	<u>(160,963)</u>
投資有価証券未実現純損益の変動		(795,467)	(96,395)
先物契約未実現純損益の変動		105,282	12,758
為替先渡取引未実現純損益の変動		88,059	10,671
当期末実現純損失		<u>(602,126)</u>	<u>(72,966)</u>
運用の結果による純資産の純減少		<u>(1,093,465)</u>	<u>(132,506)</u>

添付の注記は当財務書類の一部である。

ノムラ・ファンド・セレクトー
グローバル・ユーティリティ・ボンド
純資産変動計算書
2015年4月30日に終了した年度
(米ドルで表示)

	注記	(米ドル)	(千円)
期首現在純資産		31,439,237	3,809,807
純投資収益		836,960	101,423
当期実現純損失		(1,328,299)	(160,963)
当期末実現純損失		(602,126)	(72,966)
運用の結果による純資産の純減少		(1,093,465)	(132,506)
受益証券の発行手取金		17,298,485	2,096,230
受益証券の買戻支払額		(12,619,081)	(1,529,180)
		4,679,404	567,050
受益者への支払分配金	11	(1,012,831)	(122,735)
期末現在純資産		34,012,345	4,121,616

添付の注記は当財務書類の一部である。

ノムラ・ファンド・セレクトー
グローバル・ユーティリティ・ボンド
発行済受益証券口数の変動表
2015年4月30日に終了した年度
(無監査)

米ドルクラス受益証券

期首現在発行済受益証券口数	1,340,491
発行受益証券口数	1,000,153
買戻受益証券口数	(771,815)
期末現在発行済受益証券口数	<u>1,568,829</u>

豪ドルクラス受益証券

期首現在発行済受益証券口数	1,987,428
発行受益証券口数	832,983
買戻受益証券口数	(553,000)
期末現在発行済受益証券口数	<u>2,267,411</u>

統計情報

2015年4月30日現在
(無監査)

	2015年	2014年	2013年
期末現在純資産（米ドル建て）	34,012,345	31,439,237	51,704,707
米ドルクラス受益証券（米ドル建て）			
期末現在純資産	16,043,059	13,367,271	15,562,380
期末現在1口当たり純資産価格	10.23	9.97	10.05
豪ドルクラス受益証券（豪ドル建て）			
期末現在純資産	22,582,990	19,459,424	34,886,417
期末現在1口当たり純資産価格	9.96	9.79	10.03

ノムラ・ファンド・セレクトー
グローバル・ユーティリティ・ボンド
財務書類に対する注記
2015年4月30日現在

注1－組織

トラスト

ノムラ・ファンド・セレクト（以下「トラスト」という。）は、マスター・トラスト・カンパニー（以下「受託会社」という。）とグローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（以下「管理会社」という。）により締結された2012年6月8日付基本信託証書により設立された。トラストは、ケイマン諸島の信託法（改訂済）に準拠するユニット・トラストである。

トラストは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改訂済）に従って投資信託として規制され、ケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）に登録されており、英文目論見書および監査済財務諸表を毎年CIMAに提出する義務を負っている。

受託会社は、ケイマン諸島で設立され、管理会社の完全子会社である。

管理会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（改訂済）の規定に従って適法に設立され有効に存続する、投資信託事業の認可を付与された信託会社である。

ファンド

ノムラ・ファンド・セレクトーグローバル・ユーティリティ・ボンド（以下「ファンド」という。）は、受託会社と管理会社との間で締結された2012年9月28日付補遺信託証書により設立された。

ファンドは、2017年11月30日または受託会社が投資顧問会社と協議した上で決定するそれよりも遅い日（ただし、基本信託証書の締結日から149年を超えないものとする。）に償還することが見込まれている。

ファンドの投資目的は、インカム・ゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を目指すことによりトータル・リターンを追求することである。ファンドは、主に世界各国の公益企業・公社が発行する債券（以下「世界各国の公益債券」という。）に投資することにより、その目的の達成を目指す。

米ドル建て以外の世界各国の公益債券の投資にあたっては、原則として当該通貨を売り米ドルを買う為替取引を行う。

ファンドの受益証券は、米ドル受益証券クラス（以下「米ドルクラス受益証券」という。）および豪ドル受益証券クラス（以下「豪ドルクラス受益証券」という。また、米ドルクラス受益証券と総称して「受益証券」という。）の2つのクラスが募集されている。将来、ファンドの受益証券のクラスを追加することができる。

豪ドルクラスの資産は米ドルに転換され、米ドルクラスの資産と合わせて一つのプール（以下「共通ポートフォリオ」という。）において運用される。この共通ポートフォリオは、各クラスの純資産総額に応じて、2つに分けられる。

さらに、豪ドルクラスについては、米ドルに対し豪ドルを購入する為替先渡契約がファンドの投資顧問会社により締結される。為替先渡契約は、通常、豪ドルクラスに帰属する純資産総額（豪ドルクラスのみに帰属する為替取引の未実現損益を除く。）の米ドルのエクスポージャーの可能な限り100%に等しい豪ドル金額を米ドル売りの先渡取引で購入する。

注2－重要な会計方針

財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して作成されており、以下の重要な会計方針が含まれている。

投資有価証券

- (a) 証券取引所に上場されているか、その他の規制市場で取引されている証券は、かかる取引所もしくは市場で取引または評価された入手可能な最新の価格で評価される。証券が、複数の証券取引所もしくは市場において上場または取引されている場合、当該証券の主要な市場を構成する証券取引所またはその他の規制された市場における入手可能な最新の終値または最も代表的な価格が用いられる。
- (b) いずれの証券取引所においても上場されておらず、いずれの規制された市場においても取引されていない証券または上記(a)に基づき決定された価格がその公正価格を表していない証券は、その入手可能な最新の市場価格で評価される。かかる市場価格がない場合、またはかかる市場価格が当該証券の公正な市場価格を表していない場合、当該証券は、その合理的に予測可能な売値に基づき慎重かつ誠実に評価される。
- (c) 投資対象は、国際的に認められた値付け業者による値付けに基づいて価格を決定することができる。
- (d) 市場相場が容易に入手できない証券またはその他の資産は、管理会社、投資顧問会社および副投資顧問会社の助言を受けて管理事務代行会社が採用する手続きに従って誠実に決定される公正価格で評価される。
- (e) 現金およびその他の流動資産は、未収利息を含むその額面価額で評価される。

投資取引および投資収益

投資取引は、取引日に会計処理される。受取利息は、発生基準で認識される。配当金は、配当落日に計上される。証券取引に係る実現損益は、売却された証券の平均原価を基準に算定される。

外貨換算

ファンドは、その会計帳簿を米ドルで記帳し、財務書類は米ドルで表示される。米ドル以外の通貨建ての資産および負債は、年度末現在の適用為替レートで米ドルに換算される。米ドル以外の通貨建ての収益および費用は、取引日の適正な為替レートで米ドルに換算される。

米ドル以外の通貨建ての投資有価証券取引は、取引日に適用される為替レートで米ドルに換算される。

ファンドは、投資有価証券に係る為替レートの変動の結果生じる運用実績の部分と、保有証券の市場価格変動から生じる部分を分離しない。かかる変動は、投資有価証券による実現および未実現純損益に計上される。

2015年4月30日現在の為替レート：

1米ドル = 1.25676 豪ドル

1米ドル = 0.89127 ユーロ

1米ドル = 0.64679 英ポンド

設立費

ファンドの募集に関連する費用（受託会社および管理会社に支払われる当初設立報酬を含む。）は、ファンドの資産から支払われ、これらの費用は3年を超えない期間で償却される。

為替先渡取引

為替先渡取引は、満期までの残存期間に関して年度末現在で適用される先渡レートで評価される。為替先渡取引によって生じた損益は、運用計算書に計上される。純資産計算書に、未実現純利益は資産として計上され、未実現純損失は負債として計上される。

先物契約

当初証拠金の預託は、先物契約を締結する際に行われ、現金または有価証券のいずれかで行うことができる。先物契約の継続期間中、契約価額の変動は各評価日の終了時の契約価額を反映するように先物契約を値洗いすることによって未実現損益として認識される。

変動証拠金の支払いは、未実現損益の有無により、支払われるかまたは受領される。未実現純利益は資産として、また未実現純損失は負債として純資産計算書に計上される。契約の終結時に、ファンドは契約締結時の契約価額と契約終結時の契約価額との間の差額に等しい実現損益を計上する。

注3－受託会社報酬

受託会社は、各四半期中の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の年率0.01%に相当する額の報酬を、ファンドの資産から、米ドルにより、会計年度ベースで四半期ごとに後払いで受領する。

ファンドに関して生じたすべての適切な立替費用および支出金もまた、ファンドの資産から受託会社に払い戻される。

注4－管理会社報酬

管理会社は、各四半期中の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の年率0.01%に相当する額の報酬を、ファンドの資産から、米ドルにより、会計年度ベースで四半期ごとに後払いで受領する。

ファンドに関して生じたすべての適切な立替費用および支出金もまた、ファンドの資産から、管理会社に払い戻される。

注5－投資顧問会社報酬

投資顧問会社は、各四半期中の各ファンド営業日に計算されるファンドの純資産総額の年率0.75%に相当する額の報酬を、ファンドの資産から、米ドルにより、会計年度ベースで四半期ごとに後払いで受領する。

ファンドに関して生じたすべての適切な立替費用および支出金もまた、ファンドの資産から、投資顧問会社に払い戻される。

注6－副投資顧問会社報酬

副投資顧問会社は、各四半期中の各ファンド営業日に計算されるファンドの純資産総額の以下の年率に相当する額の報酬を、米ドルにより、会計年度ベースで四半期ごとに投資顧問会社より（投資顧問会社の報酬から）後払いで受領する。

5億米ドルまで： 0.45%

5億米ドルを超える部分： 0.40%

注7－保管会社報酬

保管会社は、その業務につき、取引手数料および費用に加え、各四半期中の各ファンド営業日に計算されるファンドの純資産総額の年率0.03%に相当する額の報酬を、ファンドの資産から、米ドルにより、会計年度ベースで四半期ごとに後払いで受領する権利を有する。

ファンドに関して生じたすべての適切な立替費用および支出金もまた、ファンドの資産から、保管会社に払い戻される。

注8－管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、その業務につき、各四半期中の各ファンド営業日に計算されるファンドの純資産総額の年率0.10%に相当する額の報酬を、米ドルにより、ファンドの資産から、会計年度ベースで四半期ごとに後払いで受領する権利を有する。

ファンドに関して生じたすべての適切な立替費用および支出金もまた、ファンドの資産から、管理事務代行会社に払い戻される。

注9－代行協会員報酬

代行協会員は、その業務につき、各四半期中の各ファンド営業日に計算されるファンドの純資産総額の年率0.50%に相当する額の報酬を、米ドルにより、ファンドの資産から、会計年度ベースで四半期ごとに後払いで受領する権利を有する。

注10－未払費用

	(米ドル)
投資顧問会社報酬	60,366
代行協会員報酬	40,201
管理事務代行報酬	8,041
保管会社報酬	2,415
受託会社報酬および管理会社報酬	1,608
現金支出費	803
専門家報酬	9,920
未払費用	123,354

注11－分配

管理会社は、分配可能なファンドのインカム・ゲインおよび実現キャピタル・ゲインを支払原資として、各受益者が保有する米ドルクラスまたは豪ドルクラス受益証券の口数に応じて、受託会社および投資顧問会社と協議した上で随時分配を行うことができる。管理会社は、分配金を合理的な水準に保つために必要があると考える場合、投資顧問会社と協議の上でファンドの未実現キャピタル・ゲインまたは元本を支払原資として分配を行うことができる。

管理会社は、毎月15日（以下「分配基準日」という。分配基準日がファンド営業日ではない場合、その直前のファンド営業日）時点の受益者に対して分配を行うことを予定している。管理会社が投資顧問会社と協議した上で随時決定するその他の日時点の受益者に対して行うこともできる。

分配は、分配基準日において登録簿に名前が登録されている受益者に対して行われる。

2015年4月30日に終了した年度に、ファンドは総額1,012,831米ドルの分配を行った。

注12－税金

ケイマン諸島の現行法では、ファンドは、いかなる所得税、資産税、譲渡税、売却税その他の税金も課されることがなく、また、ファンドによる受益者への支払いまたは受益証券の買戻しの際の純資産額の支払いに対して適用される源泉徴収税も賦課されない。

ファンドは、特定の利息、配当金およびキャピタル・ゲインに対し海外源泉徴収税が賦課されることがある。

注13－為替先渡取引

注1に記載されている米ドル建て以外の投資および豪ドルクラス受益証券について対米ドルの為替変動リスクを低減するために行われた為替先渡取引に関して、2015年4月30日現在で、ファンドが保有している未決済の為替先渡取引は以下のとおりであった。

購入通貨	購入金額	売却通貨	売却金額	満期日	未実現利益（損失） （米ドルで表示）
豪ドル	10,767,619	米ドル	8,188,096	2015年5月11日	374,300
豪ドル	10,925,533	米ドル	8,508,346	2015年5月26日	172,128
豪ドル	10,877,492	米ドル	8,480,723	2015年6月10日	154,034
豪ドル	115,685	米ドル	89,612	2015年5月11日	2,380
豪ドル	45,548	米ドル	34,457	2015年5月11日	1,762
豪ドル	72,115	米ドル	56,112	2015年5月11日	1,234
豪ドル	72,177	米ドル	56,112	2015年5月26日	1,233
豪ドル	77,259	米ドル	60,438	2015年5月11日	998
豪ドル	37,754	米ドル	29,719	2015年5月26日	277
豪ドル	37,786	米ドル	29,719	2015年6月10日	276
豪ドル	217	米ドル	168	2015年5月26日	5
豪ドル	217	米ドル	168	2015年5月11日	5
豪ドル	45	米ドル	34	2015年5月11日	2
豪ドル	29	米ドル	22	2015年5月11日	1
米ドル	5,175,586	英ポンド	3,450,000	2015年6月30日	(156,184)
米ドル	6,940,220	ユーロ	6,430,000	2015年6月30日	(280,054)
米ドル	21	豪ドル	28	2015年5月11日	0
米ドル	21	豪ドル	28	2015年5月26日	0
米ドル	22	豪ドル	30	2015年5月11日	(1)
米ドル	38	豪ドル	50	2015年5月11日	(1)
米ドル	38	豪ドル	50	2015年5月26日	(1)
米ドル	620	豪ドル	797	2015年5月11日	(13)
米ドル	3,950	豪ドル	5,049	2015年5月11日	(65)
米ドル	11,554	豪ドル	15,177	2015年5月11日	(514)
米ドル	21,752	豪ドル	28,171	2015年5月26日	(630)
米ドル	21,752	豪ドル	28,146	2015年5月11日	(630)
米ドル	39,461	豪ドル	50,494	2015年5月11日	(691)

購入通貨	購入金額	売却通貨	売却金額	満期日	未実現利益（損失） （米ドルで表示）
米ドル	39,461	豪ドル	50,538	2015年5月26日	(691)
米ドル	34,194	豪ドル	43,966	2015年5月11日	(767)
米ドル	34,194	豪ドル	44,004	2015年5月26日	(768)
米ドル	22,908	豪ドル	29,876	2015年5月11日	(850)
米ドル	34,626	豪ドル	44,712	2015年5月11日	(929)
米ドル	8,480,723	豪ドル	10,860,191	2015年5月11日	(155,287)
					<u>110,559</u>

金額は四捨五入され、1に満たない金額は0と表示されている。

注14—先物契約

2015年4月30日現在で、ファンドが保有している未決済の先物契約は以下のとおりであった。

通貨	約定数	銘柄	満期日	市場価格 （米ドル）	未実現利益 （米ドル）
ショート・ポジション（売持高）					
米ドル	(9)	20年FUT US LONG BD 6%	2015年6月	(1,427,906)	36,141
				<u>(1,427,906)</u>	<u>36,141</u>
					<u>36,141</u>

③【投資有価証券明細表等】

ノムラ・ファンド・セレクトー
 グローバル・ユーティリティ・ボンド
 投資有価証券明細表
 2015年4月30日現在
 （米ドルで表示）

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に 占める割合 (%)
オーストラリア					
固定利付債					
ユーロ	190,000	ORIGIN ENER FIN 2.5% 23/10/20	247,872	224,698	0.66
ユーロ	160,000	SGSP AUSTRALIA 2% 30/06/22	216,759	187,567	0.55
ユーロ	100,000	AUSNET SVCS HDGS 1.5% 26/02/27	113,748	111,124	0.33
			578,379	523,389	1.54
		オーストラリア合計	578,379	523,389	1.54
ブラジル					
固定利付債					
米ドル	300,000	CENT ELET BRAS 5.75% 27/10/21	333,375	286,307	0.84
			333,375	286,307	0.84
		ブラジル合計	333,375	286,307	0.84
英領ヴァージン諸島					
固定利付債					
米ドル	200,000	STATE GRID 3.125% 22/05/23	197,964	200,890	0.59
米ドル	200,000	CLP POWER HK FIN 3.125% 6/5/25	199,132	197,302	0.58
			397,096	398,192	1.17
		英領ヴァージン諸島合計	397,096	398,192	1.17
カナダ					
変動利付債					
米ドル	250,000	TRANS-CANADA PIPE FRN 15/05/67	268,700	243,750	0.72
			268,700	243,750	0.72
固定利付債					
米ドル	450,000	TRANS-CANADA PIPE 7.625% 15/01/39	672,627	638,406	1.87
			672,627	638,406	1.87
		カナダ合計	941,327	882,156	2.59
ケイマン諸島					
固定利付債					
英ポンド	100,000	THAMES WATER FIN 4% 19/06/25	166,540	168,350	0.49
			166,540	168,350	0.49
		ケイマン諸島合計	166,540	168,350	0.49

(1)額面価額は、証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
コロンビア					
固定利付債					
米ドル	250,000	EMPRESA ENERGIA 6.125% 10/11/21	286,250	269,156	0.79
			286,250	269,156	0.79
		コロンビア合計	286,250	269,156	0.79
チェコ共和国					
固定利付債					
米ドル	250,000	CEZ AS 5.625% 03/04/42	290,000	290,903	0.86
米ドル	200,000	CEZ AS 4.25% 03/04/22	213,480	215,051	0.63
			503,480	505,954	1.49
		チェコ共和国合計	503,480	505,954	1.49
デンマーク					
変動利付債					
ユーロ	110,000	DONG ENERGY A/S FRN 08/07/3013	142,862	132,985	0.39
			142,862	132,985	0.39
固定利付債					
英ポンド	150,000	DONG ENERGY A/S 4.875% 12/01/32	266,467	265,463	0.78
ユーロ	104,000	DONG ENERGY A/S 6.25% 26/06/3013	144,940	138,446	0.41
			411,407	403,909	1.19
		デンマーク合計	554,269	536,894	1.58
フィンランド					
固定利付債					
ユーロ	160,000	TVO 2.125% 04/02/25	179,007	176,059	0.52
ユーロ	100,000	TEOLLISEEDEN VOI 4.625% 4/02/19	145,044	125,618	0.37
			324,051	301,677	0.89
		フィンランド合計	324,051	301,677	0.89
フランス					
変動利付債					
ユーロ	200,000	GDF SUEZ FRN 02/06/49	253,416	232,526	0.68
ユーロ	200,000	SUEZ ENVIRONN FRN 23/06/49	232,080	232,007	0.68
米ドル	200,000	EDF FRN 29/12/49	198,086	209,602	0.62
英ポンド	100,000	ELEC DE FRANCE FRN 22/07/49	168,932	166,299	0.49
ユーロ	100,000	ELEC DE FRANCE FRN 29/12/49	147,333	132,203	0.39
			999,847	972,637	2.86
固定利付債					
英ポンド	150,000	VEOLIA ENVIRONN.6.125% 29/10/37	279,656	302,245	0.88
ユーロ	150,000	VEOLIA ENVIRONN.6.75% 24/4/19	247,773	209,585	0.62
英ポンド	100,000	EDF 6% 23/01/2114	160,014	207,232	0.61
英ポンド	100,000	EDF 5.5% 27/03/37	185,635	188,930	0.56

(1) 額面価額は、証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
フランス（続き）					
固定利付債（続き）					
英ポンド	100,000	GDF SUEZ 6.125% 11/02/21	195,902	187,858	0.55
ユーロ	100,000	VEOLIA ENVI 4.625% 30/03/27	152,233	149,839	0.44
米ドル	100,000	EDF 6% 22/01/2114	113,300	111,426	0.33
			<u>1,334,513</u>	<u>1,357,115</u>	<u>3.99</u>
		フランス合計	<u>2,334,360</u>	<u>2,329,752</u>	<u>6.85</u>
ドイツ					
変動利付債					
ユーロ	100,000	ENERGIE BADEN WU FRN 02/04/72	145,847	123,841	0.36
			<u>145,847</u>	<u>123,841</u>	<u>0.36</u>
		ドイツ合計	<u>145,847</u>	<u>123,841</u>	<u>0.36</u>
アイルランド					
固定利付債					
米ドル	250,000	IBERDROLA FIN 5% 11/09/19	268,329	277,486	0.82
ユーロ	200,000	ESB FINANCE LTD 6.25% 11/09/17	308,060	254,870	0.75
ユーロ	200,000	BORD GAIS 3.625% 04/12/17	275,890	242,382	0.71
			<u>852,279</u>	<u>774,738</u>	<u>2.28</u>
		アイルランド合計	<u>852,279</u>	<u>774,738</u>	<u>2.28</u>
イスラエル					
固定利付債					
米ドル	200,000	ISRAEL ELECTRIC 5% 12/11/24	198,062	212,556	0.62
			<u>198,062</u>	<u>212,556</u>	<u>0.62</u>
		イスラエル合計	<u>198,062</u>	<u>212,556</u>	<u>0.62</u>
イタリア					
変動利付債					
ユーロ	200,000	ENEL SPA FRN 15/01/75	254,722	243,187	0.72
英ポンド	100,000	ENEL SPA FRN 15/09/76	165,740	167,662	0.49
			<u>420,462</u>	<u>410,849</u>	<u>1.21</u>
固定利付債					
ユーロ	200,000	SNAM 5.25% 19/09/22	305,106	287,490	0.85
ユーロ	200,000	SNAM 3.5% 13/02/20	281,251	251,553	0.74
ユーロ	200,000	TERNA SPA 0.875% 02/02/22	216,016	220,959	0.65
ユーロ	100,000	SNAM SPA 3.25% 22/01/24	135,331	129,796	0.38
ユーロ	100,000	2I RETE GAS SPA 1.125% 2/1/20	124,933	112,751	0.33
			<u>1,062,637</u>	<u>1,002,549</u>	<u>2.95</u>
		イタリア合計	<u>1,483,099</u>	<u>1,413,398</u>	<u>4.16</u>

(1)額面価額は、証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
ルクセンブルグ					
固定利付債					
英ポンド	100,000	ENEL FIN INTL 5.75% 14/09/40	143,455	185,450	0.55
			143,455	185,450	0.55
		ルクセンブルグ合計	143,455	185,450	0.55
オランダ					
変動利付債					
ユーロ	250,000	ENECO HDG FRN 29/12/49	290,534	289,689	0.86
ユーロ	200,000	GAS NATURAL FENOSA FRN 30/11/49	240,505	236,139	0.69
			531,039	525,828	1.55
固定利付債					
ユーロ	400,000	IBERDROLA INTL BV 4.25% 11/10/18	536,483	504,600	1.47
米ドル	400,000	E.ON INTL FIN 6.65% 30/04/38	565,391	502,596	1.48
英ポンド	200,000	E.ON INTL FIN 6.375% 07/06/32	422,500	407,750	1.20
米ドル	300,000	ENEL FIN INTL 6.25% 15/09/17	334,770	331,909	0.98
英ポンド	150,000	RWE FINANCE BV 6.5% 20/04/21	303,942	279,776	0.82
ユーロ	200,000	GAS NATURAL FENOSA 2.875% 11/3/24	274,538	253,931	0.75
米ドル	200,000	E.ON INTL FIN 5.8% 30/04/18	224,288	222,503	0.65
英ポンド	100,000	EDP FINANCE BV 8.625% 04/01/24	208,358	211,857	0.62
米ドル	150,000	ENEL FINANCE INTL 6.8% 15/09/37	197,001	190,460	0.56
英ポンド	100,000	RWE FINANCE BV 4.75% 31/01/34	169,598	166,739	0.49
ユーロ	140,000	EDP FINANCE BV 2% 22/04/25	149,665	155,511	0.46
ユーロ	130,000	EDP FINANCE BV 2.625% 15/04/19	177,358	153,402	0.45
ユーロ	100,000	GAS NATURAL FENOSA 3.875% 11/4/22	127,677	132,701	0.39
ユーロ	100,000	IBERDROLA INTL BV 3.5% 01/02/21	141,597	128,339	0.38
ユーロ	100,000	REDEXIS GAS FIN 2.75% 08/04/21	136,618	121,542	0.36
ユーロ	100,000	EDP FINANCE BV 2.625% 18/01/22	125,194	117,891	0.35
			4,094,978	3,881,507	11.41
		オランダ合計	4,626,017	4,407,335	12.96
韓国					
固定利付債					
米ドル	200,000	KOREA HYDRO 3% 19/09/22	201,082	203,850	0.60
			201,082	203,850	0.60
		韓国合計	201,082	203,850	0.60
サウジアラビア					
固定利付債					
米ドル	200,000	SAUDI ELEC 5.06% 08/04/43	182,750	206,370	0.61
			182,750	206,370	0.61
		サウジアラビア合計	182,750	206,370	0.61

(1)額面価額は、証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に 占める割合 (%)
スロバキア共和国					
固定利付債					
ユーロ	100,000	SPP DISTRIBUCIA 2.625% 23/06/21	134,670	119,172	0.35
			134,670	119,172	0.35
		スロバキア共和国合計	134,670	119,172	0.35
スペイン					
固定利付債					
ユーロ	150,000	GAS NATURAL CAP 6.375% 09/7/19	231,232	207,198	0.61
ユーロ	100,000	RED ELECTRICA FIN 1.125% 24/04/25	106,288	109,787	0.32
英ポンド	50,000	IBERDROLA FINAN 7.375% 29/01/24	92,474	101,595	0.30
			429,994	418,580	1.23
		スペイン合計	429,994	418,580	1.23
スウェーデン					
変動利付債					
ユーロ	200,000	VATTENFALL AB FRN 19/03/77	212,144	216,452	0.64
			212,144	216,452	0.64
固定利付債					
ユーロ	200,000	ENERGA FINANCE 3.25% 19/03/20	252,163	247,077	0.72
			252,163	247,077	0.72
		スウェーデン合計	464,307	463,529	1.36
アラブ首長国連邦					
その他債券					
米ドル	200,000	RUWAIS POWER CO 6% 31/08/36	223,460	239,250	0.70
			223,460	239,250	0.70
固定利付債					
米ドル	500,000	TAQA ABU DHABI 5.875% 13/12/21	596,750	589,756	1.74
米ドル	200,000	ABU DHABI NTL NRG 3.625% 12/1/23	196,000	203,968	0.60
			792,750	793,724	2.34
		アラブ首長国連邦合計	1,016,210	1,032,974	3.04
イギリス					
変動利付債					
英ポンド	200,000	NGG FINANCE PLC FRN 18/06/73	298,260	344,490	1.01
米ドル	300,000	SSE PLC FRN 29/09/49	307,320	318,144	0.94
英ポンド	100,000	CENTRICA PLC FRN 10/04/75	148,660	154,390	0.45
英ポンド	100,000	SSE PLC FRN 29/12/49	154,054	153,522	0.45
			908,294	970,546	2.85

(1)額面価額は、証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
イギリス（続き）					
固定利付債					
英ポンド	250,000	NATL GRID ELECT 7.375% 13/1/31	576,497	583,025	1.71
英ポンド	150,000	CENTRICA PLC 4.375% 13/03/29	249,278	250,207	0.74
英ポンド	100,000	SSE PLC 8.375% 20/11/28	239,446	237,539	0.70
英ポンド	100,000	CENTRICA PLC 7% 19/09/33	226,392	216,243	0.64
英ポンド	100,000	SOUTHERN GAS NET 2.5% 03/02/25	150,014	148,896	0.44
			<u>1,441,627</u>	<u>1,435,910</u>	<u>4.23</u>
		イギリス合計	<u>2,349,921</u>	<u>2,406,456</u>	<u>7.08</u>
アメリカ合衆国					
変動利付債					
米ドル	350,000	NEXTERA ENERGY FRN 15/06/67	380,555	344,768	1.01
米ドル	130,000	NATIONAL RURAL FRN 30/04/43	130,000	131,138	0.39
米ドル	100,000	DOMINION RESOURCES INC FRN 01/10/54	104,730	105,937	0.31
			<u>615,285</u>	<u>581,843</u>	<u>1.71</u>
固定利付債					
米ドル	600,000	ENERGY TRANSF PARTN 5.2% 01/02/22	665,637	651,207	1.91
米ドル	450,000	PACIFICORP 6.25% 15/10/37	616,520	605,466	1.78
米ドル	500,000	PPL CAPITAL FGD INC 4.2% 15/06/22	520,935	535,151	1.57
米ドル	400,000	KINDER MORGAN ENER 9% 01/02/19	542,150	485,040	1.43
米ドル	350,000	DOMINION RESOURCES 7% 15/06/38	497,115	477,948	1.41
米ドル	300,000	FLORIDA POWER CORP 6.4% 15/06/38	409,830	415,753	1.22
米ドル	350,000	KINDER MORGAN ENER 6.95% 15/1/38	449,236	401,268	1.18
米ドル	300,000	GEORGIA POWER CO 5.95% 01/02/39	384,885	384,174	1.13
米ドル	300,000	DTE ENERGY COMPANY 6.375% 15/04/33	385,701	383,823	1.13
米ドル	300,000	PACIFIC GAS & ELEC 8.25% 15/10/18	394,361	364,302	1.07
米ドル	300,000	NISOURCE FIN CORP 6.4% 15/03/18	363,768	340,150	1.00
米ドル	250,000	NATL RURAL UTILIT 10.375% 01/11/18	373,488	322,566	0.95
米ドル	300,000	EDISON INTL 3.75% 15/09/17	327,117	317,189	0.93
米ドル	300,000	FLORIDA POWER & LIGHT 4.125% 1/2/42	313,308	316,763	0.93
米ドル	250,000	PACIFIC GAS & ELECT 5.8% 01/03/37	316,198	310,018	0.91
米ドル	250,000	PLAINS ALL AMER INC 8.75% 01/05/19	344,570	309,908	0.91
米ドル	250,000	SPECTRA NRG/DUKE CAP 8% 01/10/19	320,154	301,367	0.89
米ドル	250,000	INDIANA MICH POWER 7% 15/03/19	308,739	295,789	0.87
米ドル	250,000	WILLIAMS PART 5.25% 15/03/20	293,410	275,948	0.81
米ドル	250,000	KINDER MORGAN EN 5.95% 15/02/18	277,260	275,585	0.81
米ドル	200,000	CONSTELLATION ENERGY 7.6% 01/04/32	271,118	272,805	0.80
米ドル	200,000	SOUTHERN CAL EDISON 6.65% 01/04/29	265,796	268,528	0.79
米ドル	200,000	SEMPRA ENERGY 9.8% 15/02/19	284,798	255,800	0.75
米ドル	250,000	PROGRESS ENERGY 3.15% 01/04/22	252,415	255,322	0.75
米ドル	250,000	ENTERPRISE PROD 4.45% 15/02/43	243,558	245,602	0.72
米ドル	200,000	KENTUCKY UTIL 5.125% 01/11/40	238,250	238,087	0.70

(1)額面価額は、証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に 占める割合 (%)
アメリカ合衆国（続き）					
固定利付債（続き）					
米ドル	250,000	KINDER MORGAN/DELAWA 5.05% 15/02/46	249,460	235,412	0.69
米ドル	200,000	ENTERPRISE PROD 5.95% 01/02/41	238,952	230,999	0.68
米ドル	200,000	KANSAS CITY POWER & LT 5.3% 1/10/41	229,884	228,916	0.67
米ドル	200,000	CONS EDISON 5.85% 01/04/18	246,018	225,277	0.66
米ドル	200,000	ONEOK PARTNERS LP 6.85% 15/10/37	253,376	220,354	0.65
米ドル	200,000	GEORGIA POWER CO 4.3% 15/03/42	213,658	212,575	0.62
米ドル	200,000	BALTIMORE GAS&ELECT 3.5% 15/11/21	216,724	211,878	0.62
米ドル	200,000	WILLIAMS PART 4% 15/11/21	206,058	206,636	0.61
米ドル	200,000	PUB SVC ELEC 3.8% 01/01/43	208,019	201,628	0.59
米ドル	150,000	ONCOR ELECTRIC 7% 01/09/22	192,405	190,463	0.56
米ドル	200,000	EL PASO PIPELINE PART 4.7% 01/11/42	192,486	178,689	0.53
米ドル	150,000	ONCOR ELECTRIC 5.25% 30/09/40	168,666	177,299	0.52
米ドル	150,000	ENERGY TRANSF PARTN 6.5% 01/02/42	178,995	170,041	0.50
米ドル	150,000	COMMONWEALTH EDISON 5.8% 15/03/18	169,725	168,510	0.50
米ドル	150,000	ENTERPRISE PROD 6.3% 15/09/17	183,299	166,626	0.49
米ドル	150,000	WILLIAMS PART 6.3% 15/04/40	184,266	165,085	0.49
米ドル	150,000	PLAINS ALL AMER PIP 5.15% 01/06/42	168,882	155,018	0.46
米ドル	150,000	ENTERPRISE PROD 3.35% 15/03/23	151,907	150,261	0.44
米ドル	100,000	PSEG POWER 8.625% 15/04/31	149,282	145,108	0.43
米ドル	115,000	ONEOK PARTNERS 8.625% 01/03/19	147,499	137,630	0.40
ユーロ	100,000	KINDER MORGAN INC 1.5% 16/03/22	108,016	111,911	0.33
			13,717,894	13,195,875	38.79
アメリカ合衆国合計			14,333,179	13,777,718	40.50
投資有価証券合計			32,979,999	31,947,794	93.93

(1)額面価額は、証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

[次へ](#)

Nomura Fund Select - Global Utility Bond

Statement of Net Assets
as at April 30, 2015
(expressed in US Dollars)

	Notes		
ASSETS			
Investment in securities at market value (at cost: USD 32,979,999)	2	31,947,794	
Cash at bank		1,540,284	
Unrealised gain on future contracts	14	36,141	
Unrealised gain on forward foreign exchange contracts	13	110,559	
Margin receivable on future contracts		160,765	
Receivable for subscriptions		265,688	
Accrued income		429,910	
Formation expenses	2	18,474	
Total Assets		34,509,615	
LIABILITIES			
Bank overdraft		129,957	
Payable for repurchases		44,827	
Payable to brokers		199,132	
Accrued expenses	10	123,354	
Total Liabilities		497,270	
NET ASSETS		34,012,345	
Represented by units as follows:			
	Net Asset Value per Unit	Number of Units Outstanding	Net Assets
USD Class Units (in USD)	10.23	1,568,829	16,043,059
AUD Class Units (in AUD)	9.96	2,267,411	22,582,990

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Nomura Fund Select - Global Utility Bond

Statement of Operations
for the year ended April 30, 2015
(expressed in US Dollars)

Notes

INCOME

Interest on bonds	1,370,576
-------------------	-----------

Total Income	1,370,576
--------------	-----------

EXPENSES

Investment Adviser fees	5	229,724
-------------------------	---	---------

Agent Company fees	9	152,985
--------------------	---	---------

Administrative Services fees	8	30,600
------------------------------	---	--------

Custodian fees	7	9,455
----------------	---	-------

Interest paid on bank overdraft		79
---------------------------------	--	----

Correspondent bank fees		1,786
-------------------------	--	-------

Trustee and Management Company fees	3, 4	7,917
-------------------------------------	------	-------

Legal fees		4,653
------------	--	-------

Overseas registration fees		40,846
----------------------------	--	--------

Out-of-pocket expenses		3,056
------------------------	--	-------

Professional fees		19,535
-------------------	--	--------

Amortisation of formation expenses	2	32,860
------------------------------------	---	--------

Other expenses		120
----------------	--	-----

Total Expenses		533,616
----------------	--	---------

NET INVESTMENT INCOME		836,960
-----------------------	--	---------

Net realised loss on investments		(104,119)
----------------------------------	--	-----------

Net realised loss on future contracts		(363,805)
---------------------------------------	--	-----------

Net realised loss on foreign currencies and on forward foreign exchange contracts		(860,375)
---	--	-----------

NET REALISED LOSS FOR THE YEAR		(1,328,299)
--------------------------------	--	-------------

Change in net unrealised result on investments		(795,467)
--	--	-----------

Change in net unrealised result on future contracts		105,282
---	--	---------

Change in net unrealised result on forward foreign exchange contracts		88,059
---	--	--------

NET UNREALISED LOSS FOR THE YEAR		(602,126)
----------------------------------	--	-----------

NET DECREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS		(1,093,465)
--	--	-------------

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Nomura Fund Select - Global Utility Bond

Statement of Changes in Net Assets
for the year ended April 30, 2015
(expressed in US Dollars)

	Notes	
Net assets at the beginning of the year		<u>31,439,237</u>
NET INVESTMENT INCOME		836,960
NET REALISED LOSS FOR THE YEAR		(1,328,299)
NET UNREALISED LOSS FOR THE YEAR		<u>(602,126)</u>
NET DECREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS		<u>(1,093,465)</u>
Proceeds from subscriptions of units		17,298,485
Payments for repurchase of units		<u>(12,619,081)</u>
		<u>4,679,404</u>
Dividend paid to unitholders	11	<u>(1,012,831)</u>
NET ASSETS AT THE END OF THE YEAR		<u><u>34,012,345</u></u>

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Nomura Fund Select - Global Utility Bond

Statement of Changes in Units Outstanding
for the year ended April 30, 2015
(Unaudited)

USD Class Units

Number of units outstanding at the beginning of the year	1,340,491
Number of units issued	1,000,153
Number of units repurchased	(771,815)
Number of units outstanding at the end of the year	1,568,829

AUD Class Units

Number of units outstanding at the beginning of the year	1,987,428
Number of units issued	832,983
Number of units repurchased	(553,000)
Number of units outstanding at the end of the year	2,267,411

Statistical Information
as at April 30, 2015
(Unaudited)

	2015	2014	2013
Net Assets at the end of the year (in USD)	34,012,345	31,439,237	51,704,707
USD Class Units (in USD)			
Net Assets at the end of the year	16,043,059	13,367,271	15,562,380
Net Asset Value per unit at the end of the year	10.23	9.97	10.05
AUD Class Units (in AUD)			
Net Assets at the end of the year	22,582,990	19,459,424	34,886,417
Net Asset Value per unit at the end of the year	9.96	9.79	10.03

Nomura Fund Select - Global Utility Bond

Notes to the Financial Statements as at April 30, 2015**Note 1 - Organisation**Master Trust

Nomura Fund Select (the “Master Trust”) was established by a Master Trust Deed dated June 8, 2012 entered into by Master Trust Company (the “Trustee”) and Global Funds Trust Company (the “Management Company”). The Master Trust is a unit trust governed under the Trusts Law (Revised) of the Cayman Islands.

The Master Trust is regulated as a mutual fund under the Mutual Funds Law (Revised) of the Cayman Islands and registered with the Cayman Islands Monetary Authority (CIMA) which entails the filing of the Offering Circular and audited accounts annually with CIMA.

The Trustee is incorporated in the Cayman Islands and is a wholly-owned subsidiary of the Management Company.

The Management Company is a trust company duly incorporated, validly existing and licensed to undertake trust business pursuant to the provisions of the Banks and Trust Companies Law (Revised) of the Cayman Islands.

Series Trust

Nomura Fund Select - Global Utility Bond (the “Series Trust”) was established by a supplemental Trust Deed dated September 28, 2012 made by the Trustee and the Management Company.

The Series Trust has been designed with the expectation that it will be terminated on November 30, 2017 or such later date, or dates, (not being later than 149 years after the date of the Master Trust Deed) as the Trustee, after consultation with the Investment Adviser, may, from time to time, determine.

The investment objective of the Series Trust is to pursue total return by seeking to obtain income gains as well as medium to long-term capital gains. The Series Trust seeks to achieve its objective principally by investing in a diversified portfolio consisting primarily of bonds that are issued by public utility companies and public corporations around the world (“Global Utility Bonds”).

Any investments of the Series Trust in non-USD denominated Global Utility Bonds, in principle, will be hedged to US Dollars (“USD”).

Two classes of units of the Series Trust, the Class US Dollar Units (“USD Class Units”) and Class Australian Dollar Units (“AUD Class Units”, together with USD Class Units referred as the “Units”) are being offered for subscription. Additional classes of units of the Series Trust may be offered in the future.

The assets of the AUD Class Units shall be converted into USD and managed with the assets of the USD Class Units in one pool (the “Portfolio”). The Portfolio shall be divided into two (2) parts attributable to each Class of Units in accordance with the total net assets of each Class of Units.

Nomura Fund Select - Global Utility Bond**Notes to the Financial Statements as at April 30, 2015 (continued)****Note 1 - Organisation (continued)**

Additionally, for the AUD Class Units, forward currency contracts will be entered into by the Investment Adviser in respect of the Series Trust, by buying AUD forward against USD as follows: buying AUD forward against USD, in AUD amount equal to the extent possible to approximately 100% of USD exposure of the Net Asset Value (excluding unrealized currency gain or loss related only to AUD Class) attributable to AUD Class under normal circumstances.

Note 2 - Significant Accounting Policies

The financial statements have been prepared in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds and include the following significant accounting policies:

INVESTMENTS IN SECURITIES

(a) securities listed on a stock exchange or traded on any other regulated market will be valued at the last available price (traded or evaluated) on such exchange or market. If a security is listed or traded on several stock exchanges or markets, the last available closing price on the stock exchange or any other regulated market which constitutes the main market for such securities, or most representative value will be used;

(b) securities not listed on any stock exchange or traded on any regulated market, or securities for which the price determined under (a) above is not representative of their fair value, will be valued at their last available market price; if there is no such market price, or if such market price is not representative of the securities' fair market value, they will be valued prudently and in good faith on the basis of their reasonably foreseeable sale prices;

(c) investments may be priced on the basis of quotations from an internationally recognised pricing service;

(d) securities or other assets for which market quotations are not readily available will be valued at their fair value as determined in good faith in accordance with procedures adopted by the Administrator, with advice from the Management Company, the Investment Adviser and the Investment Sub-Adviser;

(e) cash and other liquid assets will be valued at their face value with interest accrued.

INVESTMENT TRANSACTIONS AND INVESTMENT INCOME

Investment transactions are accounted for on the trade date. Interest income is recognised on an accrual basis. Dividends are recorded on the ex-dividend date. Realised gains or losses on security transactions are determined on the basis of the average cost of securities sold.

Nomura Fund Select - Global Utility Bond

Notes to the Financial Statements as at April 30, 2015 (continued)

Note 2 - Significant Accounting Policies (continued)

CONVERSION OF FOREIGN CURRENCIES

The Series Trust maintains its accounting records in US Dollars (“ USD ”) and its financial statements are expressed in this currency. Assets and liabilities expressed in currencies other than USD are translated into USD at applicable exchange rates at the year-end. Income and expenses in currencies other than USD are translated into USD at appropriate exchange rates ruling at the date of transaction.

Investment transactions in currencies other than USD are translated into USD at the exchange rate applicable at the transaction date.

The Series Trust does not isolate the portion of the results of operations resulting from changes in foreign exchange rates on investments from the fluctuations arising from changes in market prices of securities held. Such fluctuations are included with the net realised and unrealised gain or loss from investments.

Currency rates as at April 30, 2015:

1 USD	=	1.25676	AUD
1 USD	=	0.89127	EUR
1 USD	=	0.64679	GBP

FORMATION EXPENSES

Expenses relating to the offering of the Series Trust (including the initial set-up fee to be paid to the Trustee and to the Management Company) were paid for out of the assets of the Series Trust and these expenses are amortised over a period not exceeding 3 years.

FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS

Forward foreign exchange contracts are valued at the forward rate applicable at the year-end date for the remaining period until maturity. Gains or losses resulting from forward foreign exchange contracts are recognised in the Statement of Operations. Net unrealised gains are reported as an asset and net unrealised losses are reported as a liability in the Statement of Net Assets.

Nomura Fund Select - Global Utility Bond

Notes to the Financial Statements as at April 30, 2015 (continued)**Note 2 - Significant Accounting Policies (continued)*****FUTURE CONTRACTS***

Initial margin deposits are made upon entering into future contracts and can be made either in cash or securities. During the period for which the future contract is open, changes in the value of the contract are recognised as unrealised gains or losses by marking to market the future contract to reflect the value of the contract at the end of each valuation day.

Variation margin payments are made or received, depending on whether unrealised losses or gains are incurred. Net unrealised gains are recorded as an asset and net unrealised losses as a liability in the Statement of Net Assets. When the contract is closed, the Series Trust records a realised gain or loss equal to the difference between the value of the contract at the time it was opened and the value at the time it was closed.

Note 3 - Trustee fees

The Trustee is paid out of the assets of the Series Trust, a fee of an amount equal to 0.01% per annum of the value of the Net Asset Value of the Series Trust on each Business Day in each quarter payable in USD quarterly in arrears on an accounting year basis.

All proper out-of-pocket expenses and disbursements incurred in respect of the Series Trust will also be reimbursed to the Trustee out of the assets of the Series Trust.

Note 4 - Management Company fees

The Management Company is paid out of the assets of the Series Trust, a fee of an amount equal to 0.01% per annum of the value of the Net Asset Value of the Series Trust on each Business Day in each quarter payable in USD quarterly in arrears on an accounting year basis.

All proper out-of-pocket expenses and disbursements incurred in respect of the Series Trust will also be reimbursed to the Management Company out of the assets of the Series Trust.

Note 5 - Investment Adviser fees

The Investment Adviser is paid out of the assets of the Series Trust, a fee of an amount equal to 0.75% per annum of the value of the Net Asset Value of the Series Trust on calculated each Business Day in each quarter and payable in USD quarterly in arrears on an accounting year basis.

All proper out-of-pocket expenses and disbursements incurred in respect of the Series Trust will also be reimbursed to the Investment Adviser out of the assets of the Series Trust.

Nomura Fund Select - Global Utility Bond

Notes to the Financial Statements as at April 30, 2015 (continued)

Note 6 - Investment Sub-Adviser fees

The Investment Sub-Adviser is paid by the Investment Adviser (out of the Investment Adviser's fee) a fee of an amount equal to the relevant rates set forth below per annum of the value of the Net Asset Value of the Series Trust calculated on each Business Day in each quarter and payable in USD quarterly in arrears on an accounting year basis.

For the first USD 500 million: 0.45 %

For amounts over USD 500 million: 0.40%

Note 7 - Custodian fees

For its services, the Custodian is entitled to be paid out of the assets of the Series Trust a fee of an amount equal to 0.03% per annum of the value of the Net Asset Value of the Series Trust calculated on each Business Day in each quarter payable in USD quarterly in arrears plus any transaction fees and expenses on an accounting year basis.

All proper out-of-pocket expenses and disbursements incurred in respect of the Series Trust will also be reimbursed to the Custodian out of the assets of the Series Trust.

Note 8 - Administrative Services fees

For its services, the Administrator is entitled to be paid out of the assets of the Series Trust a fee of an amount equal to 0.10% per annum of the value of the Net Asset Value of the Series Trust calculated on each Business Day in each quarter and payable in USD quarterly in arrears on an accounting year basis.

All proper out-of-pocket expenses and disbursements incurred in respect of the Series Trust will also be reimbursed to the Administrator out of the assets of the Series Trust.

Note 9 - Agent Company fees

For its services, the Agent Company is entitled to be paid out of the assets of the Series Trust a fee of an amount equal to 0.50% per annum of the value of the Net Asset Value of the Series Trust on calculated each Business Day in each quarter and payable in USD quarterly in arrears on an accounting year basis.

Nomura Fund Select - Global Utility Bond**Notes to the Financial Statements as at April 30, 2015 (continued)****Note 10 - Accrued expenses**

	<i>USD</i>
Investment Adviser fees	60,366
Agent Company fees	40,201
Administrative Services fees	8,041
Custodian fees	2,415
Trustee and Management Company fees	1,608
Out-of-pocket expenses	803
Professional fees	9,920
Accrued expenses	123,354

Note 11 - Distributions

The Management Company may from time to time, after consultation with the Trustee and the Investment Adviser, make such distributions to Unitholders as it may determine out of the investment income of the Series Trust available for distribution as well as out of net realised capital gains of the Series Trust and in proportion to the number of USD Class Units, AUD Class Units, as the case may be, held by each Unitholder. The Management Company, after consultation with the Investment Adviser, may also, if it considers it necessary in order to maintain a reasonable level of distributions, determine to make distributions out of unrealised capital gains or capital of the Series Trust.

The Management Company intends to make a monthly distribution to Unitholders as of the fifteenth (15th) calendar day of each month (the “Record Date”) provided that if the Record Date is not a Business Day, the distribution will be made to Unitholders as of the immediately preceding Business Day, and/or such other day or days as the Management Company may, in consultation with the Investment Adviser, from time to time determine.

Any distribution will be made to the person in whose name Units are registered in the Register on the relevant Record Date.

For the year ended April 30, 2015, the Series Trust distributed a total amount of USD 1,012,831.

Note 12 - Taxation

Under the current laws of the Cayman Islands, there are no income, estate, transfer, sales or other taxes payable by the Series Trust or withholding taxes applicable to the payment by the Series Trust to the Unitholders or to the payment of net asset value upon repurchase of Units.

The Series Trust may be subject to foreign withholding tax on certain interest, dividends and capital gains.

*Nomura Fund Select - Global Utility Bond***Notes to the Financial Statements as at April 30, 2015 (continued)****Note 13 - Forward foreign exchange contracts**

As at April 30, 2015, the Series Trust had the following open forward foreign exchange contracts which were used to hedge investments not denominated in USD and the AUD Class Units against USD as indicated in Note 1:

Currency Bought	Amount Bought	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Unrealised Gain / (Loss) in USD
AUD	10,767,619	USD	8,188,096	May 11, 2015	374,300
AUD	10,925,533	USD	8,508,346	May 26, 2015	172,128
AUD	10,877,492	USD	8,480,723	June 10, 2015	154,034
AUD	115,685	USD	89,612	May 11, 2015	2,380
AUD	45,548	USD	34,457	May 11, 2015	1,762
AUD	72,115	USD	56,112	May 11, 2015	1,234
AUD	72,177	USD	56,112	May 26, 2015	1,233
AUD	77,259	USD	60,438	May 11, 2015	998
AUD	37,754	USD	29,719	May 26, 2015	277
AUD	37,786	USD	29,719	June 10, 2015	276
AUD	217	USD	168	May 26, 2015	5
AUD	217	USD	168	May 11, 2015	5
AUD	45	USD	34	May 11, 2015	2
AUD	29	USD	22	May 11, 2015	1
USD	5,175,586	GBP	3,450,000	June 30, 2015	(156,184)
USD	6,940,220	EUR	6,430,000	June 30, 2015	(280,054)
USD	21	AUD	28	May 11, 2015	0
USD	21	AUD	28	May 26, 2015	0
USD	22	AUD	30	May 11, 2015	(1)
USD	38	AUD	50	May 11, 2015	(1)
USD	38	AUD	50	May 26, 2015	(1)
USD	620	AUD	797	May 11, 2015	(13)
USD	3,950	AUD	5,049	May 11, 2015	(65)
USD	11,554	AUD	15,177	May 11, 2015	(514)
USD	21,752	AUD	28,171	May 26, 2015	(630)
USD	21,752	AUD	28,146	May 11, 2015	(630)
USD	39,461	AUD	50,494	May 11, 2015	(691)
USD	39,461	AUD	50,538	May 26, 2015	(691)
USD	34,194	AUD	43,966	May 11, 2015	(767)
USD	34,194	AUD	44,004	May 26, 2015	(768)
USD	22,908	AUD	29,876	May 11, 2015	(850)
USD	34,626	AUD	44,712	May 11, 2015	(929)
USD	8,480,723	AUD	10,860,191	May 11, 2015	(155,287)
					110,559

Amounts have been rounded. Amounts disclosed as zero represent values of less than 1.

Nomura Fund Select - Global Utility Bond**Notes to the Financial Statements as at April 30, 2015 (continued)****Note 14 - Future contracts**

As at April 30, 2015, the Series Trust had the following open future contracts:

Currency	Number of contracts	Description	Maturity date	Market value in USD	Unrealised Gain in USD
<i>Short Positions</i>					
USD	(9)	FUT US LONG BD 20YR 6%	Jun 2015	(1,427,906)	36,141
				(1,427,906)	36,141
					36,141

Nomura Fund Select - Global Utility Bond**Statement of Investments****as at April 30, 2015***(expressed in US Dollars)*

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
AUSTRALIA					
STRAIGHT FIXED BOND					
EUR	190,000	ORIGIN ENER FIN 2.5% 23/10/20	247,872	224,698	0.66
EUR	160,000	SGSP AUSTRALIA 2% 30/06/22	216,759	187,567	0.55
EUR	100,000	AUSNET SVCS HDGS 1.5% 26/02/27	113,748	111,124	0.33
			578,379	523,389	1.54
		Total AUSTRALIA	578,379	523,389	1.54
BRAZIL					
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	300,000	CENT ELET BRAS 5.75% 27/10/21	333,375	286,307	0.84
			333,375	286,307	0.84
		Total BRAZIL	333,375	286,307	0.84
BRITISH VIRGIN ISLANDS					
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	200,000	STATE GRID 3.125% 22/05/23	197,964	200,890	0.59
USD	200,000	CLP POWER HK FIN 3.125% 6/5/25	199,132	197,302	0.58
			397,096	398,192	1.17
		Total BRITISH VIRGIN ISLANDS	397,096	398,192	1.17
CANADA					
FLOATING RATE NOTE					
USD	250,000	TRANS-CANADA PIPE FRN 15/05/67	268,700	243,750	0.72
			268,700	243,750	0.72
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	450,000	TRANS-CANADA PIPE 7.625% 15/01/39	672,627	638,406	1.87
			672,627	638,406	1.87
		Total CANADA	941,327	882,156	2.59
CAYMAN ISLANDS					
STRAIGHT FIXED BOND					
GBP	100,000	THAMES WATER FIN 4% 19/06/25	166,540	168,350	0.49
			166,540	168,350	0.49
		Total CAYMAN ISLANDS	166,540	168,350	0.49

⁽¹⁾ Nominal value is expressed in security original currency.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Nomura Fund Select - Global Utility Bond**Statement of Investments (continued)****as at April 30, 2015***(expressed in US Dollars)*

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
COLOMBIA					
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	250,000	EMPRESA ENERGIA 6.125% 10/11/21	286,250	269,156	0.79
			286,250	269,156	0.79
		Total COLOMBIA	286,250	269,156	0.79
CZECH REPUBLIC					
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	250,000	CEZ AS 5.625% 03/04/42	290,000	290,903	0.86
USD	200,000	CEZ AS 4.25% 03/04/22	213,480	215,051	0.63
			503,480	505,954	1.49
		Total CZECH REPUBLIC	503,480	505,954	1.49
DENMARK					
FLOATING RATE NOTE					
EUR	110,000	DONG ENERGY A/S FRN 08/07/3013	142,862	132,985	0.39
			142,862	132,985	0.39
STRAIGHT FIXED BOND					
GBP	150,000	DONG ENERGY A/S 4.875% 12/01/32	266,467	265,463	0.78
EUR	104,000	DONG ENERGY A/S 6.25% 26/06/3013	144,940	138,446	0.41
			411,407	403,909	1.19
		Total DENMARK	554,269	536,894	1.58
FINLAND					
STRAIGHT FIXED BOND					
EUR	160,000	TVO 2.125% 04/02/25	179,007	176,059	0.52
EUR	100,000	TEOLLISEEDEN VOI 4.625% 4/02/19	145,044	125,618	0.37
			324,051	301,677	0.89
		Total FINLAND	324,051	301,677	0.89
FRANCE					
FLOATING RATE NOTE					
EUR	200,000	GDF SUEZ FRN 02/06/49	253,416	232,526	0.68
EUR	200,000	SUEZ ENVIRONN FRN 23/06/49	232,080	232,007	0.68
USD	200,000	EDF FRN 29/12/49	198,086	209,602	0.62
GBP	100,000	ELEC DE FRANCE FRN 22/07/49	168,932	166,299	0.49
EUR	100,000	ELEC DE FRANCE FRN 29/12/49	147,333	132,203	0.39
			999,847	972,637	2.86

⁽¹⁾ Nominal value is expressed in security original currency.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Nomura Fund Select - Global Utility Bond**Statement of Investments (continued)**

as at April 30, 2015

(expressed in US Dollars)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
FRANCE (CONTINUED)					
STRAIGHT FIXED BOND					
GBP	150,000	VEOLIA ENVIRONN. 6.125% 29/10/37	279,656	302,245	0.88
EUR	150,000	VEOLIA ENVIRONN. 6.75% 24/4/19	247,773	209,585	0.62
GBP	100,000	EDF 6% 23/01/2114	160,014	207,232	0.61
GBP	100,000	EDF 5.5% 27/03/37	185,635	188,930	0.56
GBP	100,000	GDF SUEZ 6.125% 11/02/21	195,902	187,858	0.55
EUR	100,000	VEOLIA ENVI 4.625% 30/03/27	152,233	149,839	0.44
USD	100,000	EDF 6% 22/01/2114	113,300	111,426	0.33
			<u>1,334,513</u>	<u>1,357,115</u>	<u>3.99</u>
		Total FRANCE	<u>2,334,360</u>	<u>2,329,752</u>	<u>6.85</u>
GERMANY					
FLOATING RATE NOTE					
EUR	100,000	ENERGIE BADEN WU FRN 02/04/72	145,847	123,841	0.36
			<u>145,847</u>	<u>123,841</u>	<u>0.36</u>
		Total GERMANY	<u>145,847</u>	<u>123,841</u>	<u>0.36</u>
IRELAND					
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	250,000	IBERDROLA FIN 5% 11/09/19	268,329	277,486	0.82
EUR	200,000	ESB FINANCE LTD 6.25% 11/09/17	308,060	254,870	0.75
EUR	200,000	BORD GAIS 3.625% 04/12/17	275,890	242,382	0.71
			<u>852,279</u>	<u>774,738</u>	<u>2.28</u>
		Total IRELAND	<u>852,279</u>	<u>774,738</u>	<u>2.28</u>
ISRAEL					
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	200,000	ISRAEL ELECTRIC 5% 12/11/24	198,062	212,556	0.62
			<u>198,062</u>	<u>212,556</u>	<u>0.62</u>
		Total ISRAEL	<u>198,062</u>	<u>212,556</u>	<u>0.62</u>
ITALY					
FLOATING RATE NOTE					
EUR	200,000	ENEL SPA FRN 15/01/75	254,722	243,187	0.72
GBP	100,000	ENEL SPA FRN 15/09/76	165,740	167,662	0.49
			<u>420,462</u>	<u>410,849</u>	<u>1.21</u>

⁽¹⁾ Nominal value is expressed in security original currency.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Nomura Fund Select - Global Utility Bond**Statement of Investments (continued)**

as at April 30, 2015

(expressed in US Dollars)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
ITALY (CONTINUED)					
STRAIGHT FIXED BOND					
EUR	200,000	SNAM 5.25% 19/09/22	305,106	287,490	0.85
EUR	200,000	SNAM 3.5% 13/02/20	281,251	251,553	0.74
EUR	200,000	TERNA SPA 0.875% 02/02/22	216,016	220,959	0.65
EUR	100,000	SNAM SPA 3.25% 22/01/24	135,331	129,796	0.38
EUR	100,000	2I RETE GAS SPA 1.125% 2/1/20	124,933	112,751	0.33
			1,062,637	1,002,549	2.95
		Total ITALY	1,483,099	1,413,398	4.16
LUXEMBOURG					
STRAIGHT FIXED BOND					
GBP	100,000	ENEL FIN INTL 5.75% 14/09/40	143,455	185,450	0.55
			143,455	185,450	0.55
		Total LUXEMBOURG	143,455	185,450	0.55
NETHERLANDS					
FLOATING RATE NOTE					
EUR	250,000	ENECO HDG FRN 29/12/49	290,534	289,689	0.86
EUR	200,000	GAS NATURAL FENOSA FRN 30/11/49	240,505	236,139	0.69
			531,039	525,828	1.55
STRAIGHT FIXED BOND					
EUR	400,000	IBERDROLA INTL BV 4.25% 11/10/18	536,483	504,600	1.47
USD	400,000	E.ON INTL FIN 6.65% 30/04/38	565,391	502,596	1.48
GBP	200,000	E.ON INTL FIN 6.375% 07/06/32	422,500	407,750	1.20
USD	300,000	ENEL FIN INTL 6.25% 15/09/17	334,770	331,909	0.98
GBP	150,000	RWE FINANCE BV 6.5% 20/04/21	303,942	279,776	0.82
EUR	200,000	GAS NATURAL FENOSA 2.875% 11/3/24	274,538	253,931	0.75
USD	200,000	E.ON INTL FIN 5.8% 30/04/18	224,288	222,503	0.65
GBP	100,000	EDP FINANCE BV 8.625% 04/01/24	208,358	211,857	0.62
USD	150,000	ENEL FINANCE INTL 6.8% 15/09/37	197,001	190,460	0.56
GBP	100,000	RWE FINANCE BV 4.75% 31/01/34	169,598	166,739	0.49
EUR	140,000	EDP FINANCE BV 2% 22/04/25	149,665	155,511	0.46
EUR	130,000	EDP FINANCE BV 2.625% 15/04/19	177,358	153,402	0.45
EUR	100,000	GAS NATURAL FENOSA 3.875% 11/4/22	127,677	132,701	0.39
EUR	100,000	IBERDROLA INTL BV 3.5% 01/02/21	141,597	128,339	0.38
EUR	100,000	REDEXIS GAS FIN 2.75% 08/04/21	136,618	121,542	0.36

⁽¹⁾ Nominal value is expressed in security original currency.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Nomura Fund Select - Global Utility Bond**Statement of Investments (continued)**

as at April 30, 2015

(expressed in US Dollars)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
NETHERLANDS (CONTINUED)					
STRAIGHT FIXED BOND (CONTINUED)					
EUR	100,000	EDP FINANCE BV 2.625% 18/01/22	125,194	117,891	0.35
			4,094,978	3,881,507	11.41
		Total NETHERLANDS	4,626,017	4,407,335	12.96
REPUBLIC OF KOREA					
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	200,000	KOREA HYDRO 3% 19/09/22	201,082	203,850	0.60
			201,082	203,850	0.60
		Total REPUBLIC OF KOREA	201,082	203,850	0.60
SAUDI ARABIA					
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	200,000	SAUDI ELEC 5.06% 08/04/43	182,750	206,370	0.61
			182,750	206,370	0.61
		Total SAUDI ARABIA	182,750	206,370	0.61
SLOVAKIA (SLOVAK REPUBLIC)					
STRAIGHT FIXED BOND					
EUR	100,000	SPP DISTRIBUCIA 2.625% 23/06/21	134,670	119,172	0.35
			134,670	119,172	0.35
		Total SLOVAKIA (SLOVAK REPUBLIC)	134,670	119,172	0.35
SPAIN					
STRAIGHT FIXED BOND					
EUR	150,000	GAS NATURAL CAP 6.375% 09/7/19	231,232	207,198	0.61
EUR	100,000	RED ELECTRICA FIN 1.125% 24/04/25	106,288	109,787	0.32
GBP	50,000	IBERDROLA FINAN 7.375% 29/01/24	92,474	101,595	0.30
			429,994	418,580	1.23
		Total SPAIN	429,994	418,580	1.23
SWEDEN					
FLOATING RATE NOTE					
EUR	200,000	VATTENFALL AB FRN 19/03/77	212,144	216,452	0.64
			212,144	216,452	0.64

⁽¹⁾ Nominal value is expressed in security original currency.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Nomura Fund Select - Global Utility Bond**Statement of Investments (continued)**

as at April 30, 2015

(expressed in US Dollars)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
SWEDEN (CONTINUED)					
STRAIGHT FIXED BOND					
EUR	200,000	ENERGA FINANCE 3.25% 19/03/20	252,163	247,077	0.72
			252,163	247,077	0.72
		Total SWEDEN	464,307	463,529	1.36
UNITED ARAB EMIRATES					
OTHER BOND					
USD	200,000	RUWAIS POWER CO 6% 31/08/36	223,460	239,250	0.70
			223,460	239,250	0.70
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	500,000	TAQA ABU DHABI 5.875% 13/12/21	596,750	589,756	1.74
USD	200,000	ABU DHABI NTL NRG 3.625% 12/1/23	196,000	203,968	0.60
			792,750	793,724	2.34
		Total UNITED ARAB EMIRATES	1,016,210	1,032,974	3.04
UNITED KINGDOM					
FLOATING RATE NOTE					
GBP	200,000	NGG FINANCE PLC FRN 18/06/73	298,260	344,490	1.01
USD	300,000	SSE PLC FRN 29/09/49	307,320	318,144	0.94
GBP	100,000	CENTRICA PLC FRN 10/04/75	148,660	154,390	0.45
GBP	100,000	SSE PLC FRN 29/12/49	154,054	153,522	0.45
			908,294	970,546	2.85
STRAIGHT FIXED BOND					
GBP	250,000	NATL GRID ELECT 7.375% 13/1/31	576,497	583,025	1.71
GBP	150,000	CENTRICA PLC 4.375% 13/03/29	249,278	250,207	0.74
GBP	100,000	SSE PLC 8.375% 20/11/28	239,446	237,539	0.70
GBP	100,000	CENTRICA PLC 7% 19/09/33	226,392	216,243	0.64
GBP	100,000	SOUTHERN GAS NET 2.5% 03/02/25	150,014	148,896	0.44
			1,441,627	1,435,910	4.23
		Total UNITED KINGDOM	2,349,921	2,406,456	7.08
UNITED STATES OF AMERICA					
FLOATING RATE NOTE					
USD	350,000	NEXTERA ENERGY FRN 15/06/67	380,555	344,768	1.01
USD	130,000	NATIONAL RURAL FRN 30/04/43	130,000	131,138	0.39
USD	100,000	DOMINION RESOURCES INC FRN 01/10/54	104,730	105,937	0.31
			615,285	581,843	1.71

⁽¹⁾ Nominal value is expressed in security original currency.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

*Nomura Fund Select - Global Utility Bond***Statement of Investments (continued)**

as at April 30, 2015

(expressed in US Dollars)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
UNITED STATES OF AMERICA (CONTINUED)					
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	600,000	ENERGY TRANSF PARTN 5.2% 01/02/22	665,637	651,207	1.91
USD	450,000	PACIFICORP 6.25% 15/10/37	616,520	605,466	1.78
USD	500,000	PPL CAPITAL FGD INC 4.2% 15/06/22	520,935	535,151	1.57
USD	400,000	KINDER MORGAN ENER 9% 01/02/19	542,150	485,040	1.43
USD	350,000	DOMINION RESOURCES 7% 15/06/38	497,115	477,948	1.41
USD	300,000	FLORIDA POWER CORP 6.4% 15/06/38	409,830	415,753	1.22
USD	350,000	KINDER MORGAN ENER 6.95% 15/1/38	449,236	401,268	1.18
USD	300,000	GEORGIA POWER CO 5.95% 01/02/39	384,885	384,174	1.13
USD	300,000	DTE ENERGY COMPANY 6.375% 15/04/33	385,701	383,823	1.13
USD	300,000	PACIFIC GAS & ELEC 8.25% 15/10/18	394,361	364,302	1.07
USD	300,000	NISOURCE FIN CORP 6.4% 15/03/18	363,768	340,150	1.00
USD	250,000	NATL RURAL UTILIT 10.375% 01/11/18	373,488	322,566	0.95
USD	300,000	EDISON INTL 3.75% 15/09/17	327,117	317,189	0.93
USD	300,000	FLORIDA POWER & LIGHT 4.125% 1/2/42	313,308	316,763	0.93
USD	250,000	PACIFIC GAS & ELECT 5.8% 01/03/37	316,198	310,018	0.91
USD	250,000	PLAINS ALL AMER INC 8.75% 01/05/19	344,570	309,908	0.91
USD	250,000	SPECTRA NRG/DUKE CAP 8% 01/10/19	320,154	301,367	0.89
USD	250,000	INDIANA MICH POWER 7% 15/03/19	308,739	295,789	0.87
USD	250,000	WILLIAMS PART 5.25% 15/03/20	293,410	275,948	0.81
USD	250,000	KINDER MORGAN EN 5.95% 15/02/18	277,260	275,585	0.81
USD	200,000	CONSTELLATION ENERGY 7.6% 01/04/32	271,118	272,805	0.80
USD	200,000	SOUTHERN CAL EDISON 6.65% 01/04/29	265,796	268,528	0.79
USD	200,000	SEMPRA ENERGY 9.8% 15/02/19	284,798	255,800	0.75
USD	250,000	PROGRESS ENERGY 3.15% 01/04/22	252,415	255,322	0.75
USD	250,000	ENTERPRISE PROD 4.45% 15/02/43	243,558	245,602	0.72
USD	200,000	KENTUCKY UTIL 5.125% 01/11/40	238,250	238,087	0.70
USD	250,000	KINDER MORGAN/DELAWA 5.05% 15/02/46	249,460	235,412	0.69
USD	200,000	ENTERPRISE PROD 5.95% 01/02/41	238,952	230,999	0.68
USD	200,000	KANSAS CITY POWER & LT 5.3% 1/10/41	229,884	228,916	0.67
USD	200,000	CONS EDISON 5.85% 01/04/18	246,018	225,277	0.66
USD	200,000	ONEOK PARTNERS LP 6.85% 15/10/37	253,376	220,354	0.65
USD	200,000	GEORGIA POWER CO 4.3% 15/03/42	213,658	212,575	0.62
USD	200,000	BALTIMORE GAS&ELECT 3.5% 15/11/21	216,724	211,878	0.62
USD	200,000	WILLIAMS PART 4% 15/11/21	206,058	206,636	0.61
USD	200,000	PUB SVC ELEC 3.8% 01/01/43	208,019	201,628	0.59
USD	150,000	ONCOR ELECTRIC 7% 01/09/22	192,405	190,463	0.56

*(1) Nominal value is expressed in security original currency.**The accompanying notes form an integral part of these financial statements.*

Nomura Fund Select - Global Utility Bond**Statement of Investments (continued)**

as at April 30, 2015

(expressed in US Dollars)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
UNITED STATES OF AMERICA (CONTINUED)					
STRAIGHT FIXED BOND (CONTINUED)					
USD	200,000	EL PASO PIPELINE PART 4.7% 01/11/42	192,486	178,689	0.53
USD	150,000	ONCOR ELECTRIC 5.25% 30/09/40	168,666	177,299	0.52
USD	150,000	ENERGY TRANSF PARTN 6.5% 01/02/42	178,995	170,041	0.50
USD	150,000	COMMONWEALTH EDISON 5.8% 15/03/18	169,725	168,510	0.50
USD	150,000	ENTREPRISE PROD 6.3% 15/09/17	183,299	166,626	0.49
USD	150,000	WILLIAMS PART 6.3% 15/04/40	184,266	165,085	0.49
USD	150,000	PLAINS ALL AMER PIP 5.15% 01/06/42	168,882	155,018	0.46
USD	150,000	ENTERPRISE PROD 3.35% 15/03/23	151,907	150,261	0.44
USD	100,000	PSEG POWER 8.625% 15/04/31	149,282	145,108	0.43
USD	115,000	ONEOK PARTNERS 8.625% 01/03/19	147,499	137,630	0.40
EUR	100,000	KINDER MORGAN INC 1.5% 16/03/22	108,016	111,911	0.33
			<u>13,717,894</u>	<u>13,195,875</u>	<u>38.79</u>
Total UNITED STATES OF AMERICA			<u>14,333,179</u>	<u>13,777,718</u>	<u>40.50</u>
Total Investments			<u>32,979,999</u>	<u>31,947,794</u>	<u>93.93</u>

⁽¹⁾ Nominal value is expressed in security original currency.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

（２）【2014年４月30日終了年度】

①【貸借対照表】

ノムラ・ファンド・セレクトー
グローバル・ユーティリティ・ボンド
純資産計算書
2014年４月30日現在
(米ドルで表示)

	注記	(米ドル)	(千円)
資産			
投資有価証券一時価 (取得価額：31,000,403米ドル)	2	30,763,665	3,727,941
銀行預金		260,821	31,606
為替先渡取引に係る未実現利益	13	22,500	2,727
先物契約に係る未取証拠金		263,552	31,937
未収収益		454,532	55,080
設立費	2	55,422	6,716
資産合計		<u>31,820,492</u>	<u>3,856,007</u>
負債			
当座借越		33,469	4,056
先物契約に係る未実現損失	14	69,141	8,379
受益証券買戻未払金		155,897	18,892
未払費用	10	122,748	14,875
負債合計		<u>381,255</u>	<u>46,200</u>
純資産		<u><u>31,439,237</u></u>	<u><u>3,809,807</u></u>

以下のように受益証券によって表象される。

	1口当たり 純資産価格	発行済 受益証券口数	純資産
米ドルクラス受益証券（米ドル建て）	9.97	1,340,491 口	13,367,271
豪ドルクラス受益証券（豪ドル建て）	9.79	1,987,428 口	19,459,424

添付の注記は当財務書類の一部である。

②【損益計算書】

ノムラ・ファンド・セレクトー
グローバル・ユーティリティ・ボンド

運用計算書

2014年4月30日に終了した年度

(米ドルで表示)

	注記	(米ドル)	(千円)
収益			
債券利息		1,762,357	213,562
収益合計		<u>1,762,357</u>	<u>213,562</u>
費用			
投資顧問会社報酬	5	263,996	31,991
代行協会員報酬	9	175,802	21,304
管理事務代行報酬	8	35,164	4,261
保管会社報酬	7	10,907	1,322
コルレス銀行報酬		2,734	331
受託会社報酬および管理会社報酬	3,4	7,031	852
法務報酬		7,309	886
海外登録費用		46,528	5,638
現金支出費		3,512	426
専門家報酬		22,774	2,760
設立費の償却	2	36,948	4,477
その他の費用		200	24
費用合計		<u>612,905</u>	<u>74,272</u>
純投資収益		<u>1,149,452</u>	<u>139,291</u>
投資有価証券に係る実現純損失		(1,125,148)	(136,345)
先物契約に係る実現純利益		404,486	49,016
外貨および為替先渡取引に係る実現純損失		(3,842,718)	(465,661)
当期実現純損失		<u>(4,563,380)</u>	<u>(552,990)</u>
投資有価証券未実現純損益の変動		(427,108)	(51,757)
先物契約未実現純損益の変動		162,844	19,733
為替先渡取引未実現純損益の変動		198,505	24,055
当期末実現純損失		<u>(65,759)</u>	<u>(7,969)</u>
運用の結果による純資産の純減少		<u>(3,479,687)</u>	<u>(421,668)</u>

添付の注記は当財務書類の一部である。

[次へ](#)

ノムラ・ファンド・セレクトー
グローバル・ユーティリティ・ボンド

財務書類に対する注記

2014年4月30日現在

注1－組織

トラスト

ノムラ・ファンド・セレクト（以下「トラスト」という。）は、マスター・トラスト・カンパニー（以下「受託会社」という。）とグローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（以下「管理会社」という。）により締結された2012年6月8日付基本信託証書により設立された。トラストは、ケイマン諸島の信託法（改訂済）に準拠するユニット・トラストである。

トラストは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改訂済）に従って投資信託として規制され、ケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）に登録されており、英文目論見書および監査済財務諸表を毎年CIMAに提出する義務を負っている。

受託会社は、ケイマン諸島で設立され、管理会社の完全子会社である。

管理会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（改訂済）の規定に従って適法に設立され有効に存続する、投資信託事業の認可を付与された信託会社である。

ファンド

ノムラ・ファンド・セレクトーグローバル・ユーティリティ・ボンド（以下「ファンド」という。）は、受託会社と管理会社との間で締結された2012年9月28日付補遺信託証書により設立された。

ファンドは、2017年11月30日または受託会社が投資顧問会社と協議した上で決定するそれよりも遅い日（ただし、基本信託証書の締結日から149年を超えないものとする。）に償還することが見込まれている。

ファンドの投資目的は、インカム・ゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を目指すことによりトータル・リターンを追求することである。ファンドは、主に世界各国の公益企業・公社が発行する債券（以下「世界各国の公益債券」という。）に投資することにより、その目的の達成を目指す。

米ドル建て以外の世界各国の公益債券の投資にあたっては、原則として当該通貨を売り米ドルを買う為替取引を行う。

ファンドの受益証券は、米ドル受益証券クラス（以下「米ドルクラス受益証券」という。）および豪ドル受益証券クラス（以下「豪ドルクラス受益証券」という。また、米ドルクラス受益証券と総称して「受益証券」という。）の2つのクラスが募集されている。将来、ファンドの受益証券のクラスを追加することができる。

豪ドルクラスの資産は米ドルに転換され、米ドルクラスの資産と合わせて一つのプール（以下「共通ポートフォリオ」という。）において運用される。この共通ポートフォリオは、各クラスの純資産総額に応じて、2つに分けられる。

さらに、豪ドルクラスについては、米ドルに対し豪ドルを購入する為替先渡契約がファンドの投資顧問会社により締結される。為替先渡契約は、通常、豪ドルクラスに帰属する純資産総額（豪ドルクラスのみに帰属する為替取引の未実現損益を除く。）の米ドルのエクスポージャーの可能な限り100%に等しい豪ドル金額を米ドル売りの先渡取引で購入する。

注2－重要な会計方針

財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して作成されており、以下の重要な会計方針が含まれている。

投資有価証券

- (a) 証券取引所に上場されているか、その他の規制市場で取引されている証券は、かかる取引所もしくは市場で取引または評価された入手可能な最新の価格で評価される。証券が、複数の証券取引所もしくは市場において上場または取引されている場合、当該証券の主要な市場を構成する証券取引所またはその他の規制された市場における入手可能な最新の終値または最も代表的な価格が用いられる。
- (b) いずれの証券取引所においても上場されておらず、いずれの規制された市場においても取引されていない証券または上記(a)に基づき決定された価格がその公正価格を表していない証券は、その入手可能な最新の市場価格で評価される。かかる市場価格がない場合、またはかかる市場価格が当該証券の公正な市場価格を表していない場合、当該証券は、その合理的に予測可能な売値に基づき慎重かつ誠実に評価される。
- (c) 投資対象は、国際的に認められた値付け業者による値付けに基づいて価格を決定することができる。
- (d) 市場相場が容易に入手できない証券またはその他の資産は、管理会社、投資顧問会社および副投資顧問会社の助言を受けて管理事務代行会社が採用する手続きに従って誠実に決定される公正価格で評価される。
- (e) 現金およびその他の流動資産は、未収利息を含むその額面価額で評価される。

投資取引および投資収益

投資取引は、取引日に会計処理される。受取利息は、発生基準で認識される。配当金は、配当落日に計上される。証券取引に係る実現損益は、売却される証券の平均原価を基準に算定される。

外貨換算

ファンドは、その会計帳簿を米ドルで記帳し、財務書類は米ドルで表示される。米ドル以外の通貨建ての資産および負債は、年度末現在の適用為替レートで米ドルに換算される。米ドル以外の通貨建ての収益および費用は、取引日の適正な為替レートで米ドルに換算される。

米ドル以外の通貨建ての投資有価証券取引は、取引日に適用される為替レートで米ドルに換算される。

ファンドは、投資有価証券に係る為替レートの変動の結果生じる運用実績の部分と、保有証券の市場価格変動から生じる部分を分離しない。かかる変動は、投資有価証券による実現および未実現純損益に計上される。

2014年4月30日現在の為替レート：

1米ドル = 1.07677 豪ドル

1米ドル = 0.72427 ユーロ

1米ドル = 0.59481 英ポンド

設立費

ファンドの募集に関連する費用（受託会社および管理会社に支払われる当初設立報酬を含む。）は、ファンドの資産から支払われ、これらの費用は3年を超えない期間で償却される。

為替先渡取引

為替先渡取引は、満期までの残存期間に関して年度末現在で適用される先渡レートで評価される。為替先渡取引によって生じた損益は、運用計算書に計上される。純資産計算書に、未実現純利益は資産として計上され、未実現純損失は負債として計上される。

先物契約

当初証拠金の預託は、先物契約を締結する際に行われ、現金または有価証券のいずれかで行うことができる。先物契約の継続期間中、契約価額の変動は各評価日の終了時の契約価額を反映するように先物契約を値洗いすることによって未実現損益として認識される。

変動証拠金の支払いは、未実現損益の有無により、支払われるかまたは受領される。未実現純利益は資産として、また未実現純損失は負債として純資産計算書に計上される。契約の終結時に、ファンドは契約締結時の契約価額と契約終結時の契約価額との間の差額に等しい実現損益を計上する。

注3－受託会社報酬

受託会社は、各四半期中の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の年率0.01%に相当する額の報酬を、ファンドの資産から、米ドルにより、会計年度ベースで四半期ごとに後払いで受領する。

ファンドに関して生じたすべての適切な立替費用および支出金もまた、ファンドの資産から受託会社に払い戻される。

注4－管理会社報酬

管理会社は、各四半期中の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の年率0.01%に相当する額の報酬を、ファンドの資産から、米ドルにより、会計年度ベースで四半期ごとに後払いで受領する。

ファンドに関して生じたすべての適切な立替費用および支出金もまた、ファンドの資産から、管理会社に払い戻される。

注5－投資顧問会社報酬

投資顧問会社は、各四半期中の各ファンド営業日に計算されるファンドの純資産総額の年率0.75%に相当する額の報酬を、ファンドの資産から、米ドルにより、会計年度ベースで四半期ごとに後払いで受領する。

ファンドに関して生じたすべての適切な立替費用および支出金もまた、ファンドの資産から、投資顧問会社に払い戻される。

注6－副投資顧問会社報酬

副投資顧問会社は、各四半期中の各ファンド営業日に計算されるファンドの純資産総額の以下の年率に相当する額の報酬を、米ドルにより、会計年度ベースで四半期ごとに投資顧問会社より（投資顧問会社の報酬から）後払いで受領する。

5億米ドルまで： 0.45%

5億米ドルを超える部分： 0.40%

注7－保管会社報酬

保管会社は、その業務につき、取引手数料および費用に加え、各四半期中の各ファンド営業日に計算されるファンドの純資産総額の年率0.03%に相当する額の報酬を、ファンドの資産から、米ドルにより、会計年度ベースで四半期ごとに後払いで受領する権利を有する。

ファンドに関して生じたすべての適切な立替費用および支出金もまた、ファンドの資産から、保管会社に払い戻される。

注8－管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、その業務につき、各四半期中の各ファンド営業日に計算されるファンドの純資産総額の年率0.10%に相当する額の報酬を、米ドルにより、ファンドの資産から、会計年度ベースで四半期ごとに後払いで受領する権利を有する。

ファンドに関して生じたすべての適切な立替費用および支出金もまた、ファンドの資産から、管理事務代行会社に払い戻される。

注9－代行協会員報酬

代行協会員は、その業務につき、各四半期中の各ファンド営業日に計算されるファンドの純資産総額の年率0.50%に相当する額の報酬を、米ドルにより、ファンドの資産から、会計年度ベースで四半期ごとに後払いで受領する権利を有する。

注10－未払費用

	(米ドル)
投資顧問会社報酬	57,524
代行協会員報酬	38,309
管理事務代行報酬	7,662
保管会社報酬	2,301
受託会社報酬および管理会社報酬	1,532
現金支出費	765
専門家報酬	10,567
設立費	4,088
未払費用	<u>122,748</u>

注11－分配

管理会社は、分配可能なファンドのインカム・ゲインおよび実現キャピタル・ゲインを支払原資として、各受益者が保有する米ドルクラスまたは豪ドルクラス受益証券の口数に応じて、受託会社および投資顧問会社と協議した上で随時分配を行うことができる。管理会社は、分配金を合理的な水準に保つために必要があると考える場合、投資顧問会社と協議の上でファンドの未実現キャピタル・ゲインまたは元本を支払原資として分配を行うことができる。

管理会社は、毎月15日（以下「分配基準日」という。分配基準日がファンド営業日ではない場合、その直前のファンド営業日）時点の受益者に対して分配を行うことを予定している。管理会社が投資顧問会社と協議した上で随時決定するその他の日時時点の受益者に対して行うこともできる。

分配は、分配基準日において登録簿に名前が登録されている受益者に対して行われる。

2014年4月30日に終了した年度に、ファンドは総額1,283,513米ドルの分配を行った。

注12－税金

ケイマン諸島の現行法では、ファンドは、いかなる所得税、資産税、譲渡税、売却税その他の税金も課されることがなく、また、ファンドによる受益者への支払いまたは受益証券の買戻しの際の純資産額の支払いに対して適用される源泉徴収税も賦課されない。

ファンドは、特定の利息、配当金およびキャピタル・ゲインに対し海外源泉徴収税が賦課されることがある。

注13－為替先渡取引

注1に記載されている米ドル建て以外の投資および豪ドルクラス受益証券について対米ドルの為替変動リスクを低減するために行われた為替先渡取引に関して、2014年4月30日現在で、ファンドが保有している未決済の為替先渡取引は以下のとおりであった。

購入通貨	購入金額	売却通貨	売却金額	満期日	未実現利益（損失） （米ドルで表示）
豪ドル	9,972,221	米ドル	9,194,288	2014年5月12日	59,049
米ドル	6,270,833	ユーロ	4,530,000	2014年6月26日	17,124
豪ドル	24	米ドル	22	2014年5月12日	0
豪ドル	24	米ドル	22	2014年5月27日	0
豪ドル	94	米ドル	87	2014年5月12日	0
豪ドル	12	米ドル	11	2014年5月12日	0
豪ドル	94	米ドル	87	2014年5月27日	0
豪ドル	12	米ドル	11	2014年5月27日	0
豪ドル	60	米ドル	56	2014年5月27日	0
豪ドル	60	米ドル	56	2014年5月12日	0
豪ドル	24,056	米ドル	22,496	2014年5月12日	(174)
豪ドル	24,081	米ドル	22,496	2014年5月27日	(175)
豪ドル	30,877	米ドル	28,948	2014年5月12日	(297)
米ドル	4,518,514	英ポンド	2,690,000	2014年6月26日	(1,957)
豪ドル	9,793,873	米ドル	9,076,344	2014年6月10日	(6,906)
豪ドル	9,939,439	米ドル	9,265,813	2014年5月27日	(52,670)
米ドル	9,076,344	豪ドル	9,775,277	2014年5月12日	5,754
米ドル	53,771	豪ドル	57,079	2014年5月12日	806
米ドル	85,747	豪ドル	91,825	2014年5月27日	632
米ドル	85,747	豪ドル	91,731	2014年5月12日	629
米ドル	37,638	豪ドル	40,310	2014年5月27日	274
米ドル	37,638	豪ドル	40,269	2014年5月12日	272
米ドル	9,182	豪ドル	9,829	2014年5月27日	71
米ドル	9,182	豪ドル	9,819	2014年5月12日	71
米ドル	4,563	豪ドル	4,878	2014年5月12日	36
米ドル	21,830	豪ドル	23,525	2014年5月27日	23

購入通貨	購入金額	売却通貨	売却金額	満期日	未実現利益（損失） （米ドルで表示）
米ドル	21,830	豪ドル	23,501	2014年5月12日	23
米ドル	219	豪ドル	234	2014年5月12日	2
米ドル	137	豪ドル	147	2014年5月27日	1
米ドル	137	豪ドル	147	2014年5月12日	1
米ドル	34	豪ドル	37	2014年5月12日	0
米ドル	11,327	豪ドル	12,229	2014年5月27日	(9)
米ドル	11,327	豪ドル	12,217	2014年5月12日	(10)
米ドル	11,205	豪ドル	12,152	2014年5月12日	(70)
					<u>22,500</u>

注14－未決済先物契約

2014年4月30日現在で、ファンドが保有している未決済の先物契約は以下のとおりであった。

通貨	約定数	銘柄	満期日	市場価格 （米ドル）	未実現(損失) （米ドル）
ショート・ポジション（売持高）					
米ドル	(30)	20年FUT US LONG BD 6%	2014年6月	(4,046,250)	(69,141)
				<u>(4,046,250)</u>	<u>(69,141)</u>
					<u>(69,141)</u>

[次へ](#)

Nomura Fund Select - Global Utility Bond

Statement of Net Assets
as at April 30, 2014
(expressed in US Dollars)

	Notes	
ASSETS		
Investment in securities at market value <i>(at cost: USD 31,000,403)</i>	2	30,763,665
Cash at bank		260,821
Unrealised gain on forward foreign exchange contracts	13	22,500
Margin receivable on future contracts		263,552
Accrued income		454,532
Formation expenses	2	55,422
Total Assets		31,820,492
LIABILITIES		
Bank overdraft		33,469
Unrealised loss on future contracts	14	69,141
Payable for repurchases		155,897
Accrued expenses	10	122,748
Total Liabilities		381,255
NET ASSETS		31,439,237

Represented by units as follows:

	Net Asset Value per Unit	Number of Units Outstanding	Net Assets
USD Class Units (in USD)	9.97	1,340,491	13,367,271
AUD Class Units (in AUD)	9.79	1,987,428	19,459,424

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Nomura Fund Select - Global Utility Bond

Statement of Operations
for the year ended April 30, 2014
(expressed in US Dollars)

Notes

INCOME

Interest on bonds	1,762,357
-------------------	-----------

Total Income	1,762,357
--------------	-----------

EXPENSES

Investment Adviser fees	5	263,996
-------------------------	---	---------

Agent Company fees	9	175,802
--------------------	---	---------

Administrative Services fees	8	35,164
------------------------------	---	--------

Custodian fees	7	10,907
----------------	---	--------

Correspondent bank fees		2,734
-------------------------	--	-------

Trustee and Management Company fees	3, 4	7,031
-------------------------------------	------	-------

Legal fees		7,309
------------	--	-------

Overseas registration fees		46,528
----------------------------	--	--------

Out-of-pocket expenses		3,512
------------------------	--	-------

Professional fees		22,774
-------------------	--	--------

Amortisation of formation expenses	2	36,948
------------------------------------	---	--------

Other expenses		200
----------------	--	-----

Total Expenses		612,905
----------------	--	---------

NET INVESTMENT INCOME		1,149,452
-----------------------	--	-----------

Net realised loss on investments		(1,125,148)
----------------------------------	--	-------------

Net realised profit on future contracts		404,486
---	--	---------

Net realised loss on foreign currencies and on forward foreign exchange contracts		(3,842,718)
---	--	-------------

NET REALISED LOSS FOR THE YEAR		(4,563,380)
--------------------------------	--	-------------

Change in net unrealised result on investments		(427,108)
--	--	-----------

Change in net unrealised result on future contracts		162,844
---	--	---------

Change in net unrealised result on forward foreign exchange contracts		198,505
---	--	---------

NET UNREALISED LOSS FOR THE YEAR		(65,759)
----------------------------------	--	----------

NET DECREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS		(3,479,687)
--	--	-------------

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Nomura Fund Select - Global Utility Bond

Notes to the Financial Statements as at April 30, 2014**Note 1 - Organisation**Master Trust

Nomura Fund Select (the “Master Trust”) was established by a Master Trust Deed dated June 8, 2012 entered into by Master Trust Company (the “Trustee”) and Global Funds Trust Company (the “Management Company”). The Master Trust is a unit trust governed under the Trusts Law (Revised) of the Cayman Islands.

The Master Trust is regulated as a mutual fund under the Mutual Funds Law (Revised) of the Cayman Islands and registered with the Cayman Islands Monetary Authority (CIMA) which entails the filing of the Offering Circular and audited accounts annually with CIMA.

The Trustee is incorporated in the Cayman Islands and is a wholly-owned subsidiary of the Management Company.

The Management Company is a trust company duly incorporated, validly existing and licensed to undertake trust business pursuant to the provisions of the Banks and Trust Companies Law (Revised) of the Cayman Islands.

Series Trust

Nomura Fund Select - Global Utility Bond (the “Series Trust”) was established by a supplemental Trust Deed dated September 28, 2012 made by the Trustee and the Management Company.

The Series Trust has been designed with the expectation that it will be terminated on November 30, 2017 or such later date, or dates, (not being later than 149 years after the date of the Master Trust Deed) as the Trustee, after consultation with the Investment Adviser, may, from time to time, determine.

The investment objective of the Series Trust is to pursue total return by seeking to obtain income gains as well as medium to long-term capital gains. The Series Trust seeks to achieve its objective principally by investing in a diversified portfolio consisting primarily of bonds that are issued by public utility companies and public corporations around the world (“Global Utility Bonds”).

Any investments of the Series Trust in non-USD denominated Global Utility Bonds, in principle, will be hedged to US Dollars (“USD”).

Two classes of units of the Series Trust, the Class US Dollar Units (“USD Class Units”) and Class Australian Dollar Units (“AUD Class Units”, together with USD Class Units referred as the “Units”) are being offered for subscription. Additional classes of units of the Series Trust may be offered in the future.

Nomura Fund Select - Global Utility Bond

Note 1 - Organisation (continued)

The assets of the AUD Class Units shall be converted into USD and managed with the assets of the USD Class Units in one pool (the “Portfolio”). The Portfolio shall be divided into two (2) parts attributable to each Class of Units in accordance with the total net assets of each Class of Units.

Additionally, for the AUD Class Units, forward currency contracts will be entered into by the Investment Adviser in respect of the Series Trust, by buying AUD forward against USD as follows: buying AUD forward against USD, in AUD amount equal to the extent possible to approximately 100% of USD exposure of the Net Asset Value (excluding unrealized currency gain or loss related only to AUD Class) attributable to AUD Class under normal circumstances.

Note 2 - Significant Accounting Policies

The financial statements have been prepared in accordance with accounting principles generally accepted in Luxembourg applicable to investment funds and include the following significant accounting policies:

INVESTMENTS IN SECURITIES

(a) securities listed on a stock exchange or traded on any other regulated market will be valued at the last available price (traded or evaluated) on such exchange or market. If a security is listed or traded on several stock exchanges or markets, the last available closing price on the stock exchange or any other regulated market which constitutes the main market for such securities, or most representative value will be used;

(b) securities not listed on any stock exchange or traded on any regulated market, or securities for which the price determined under (a) above is not representative of their fair value, will be valued at their last available market price; if there is no such market price, or if such market price is not representative of the securities' fair market value, they will be valued prudently and in good faith on the basis of their reasonably foreseeable sale prices;

(c) investments may be priced on the basis of quotations from an internationally recognised pricing service;

(d) securities or other assets for which market quotations are not readily available will be valued at their fair value as determined in good faith in accordance with procedures adopted by the Administrator, with advice from the Management Company, the Investment Adviser and the Investment Sub-Adviser;

(e) cash and other liquid assets will be valued at their face value with interest accrued.

Nomura Fund Select - Global Utility Bond

Note 2 - Significant Accounting Policies (continued)

INVESTMENT TRANSACTIONS AND INVESTMENT INCOME

Investment transactions are accounted for on the trade date. Interest income is recognised on an accrual basis. Dividends are recorded on the ex-dividend date. Realised gains or losses on security transactions are determined on the basis of the average cost of securities sold.

CONVERSION OF FOREIGN CURRENCIES

The Series Trust maintains its accounting records in US Dollars (“USD”) and its financial statements are expressed in this currency. Assets and liabilities expressed in currencies other than USD are translated into USD at applicable exchange rates at the year-end. Income and expenses in currencies other than USD are translated into USD at appropriate exchange rates ruling at the date of transaction.

Investment transactions in currencies other than USD are translated into USD at the exchange rate applicable at the transaction date.

The Series Trust does not isolate the portion of the results of operations resulting from changes in foreign exchange rates on investments from the fluctuations arising from changes in market prices of securities held. Such fluctuations are included with the net realised and unrealised gain or loss from investments.

Currency rates as at April 30, 2014:

1 USD	=	1.07677	AUD
1 USD	=	0.72427	EUR
1 USD	=	0.59481	GBP

FORMATION EXPENSES

Expenses relating to the offering of the Series Trust (including the initial set-up fee to be paid to the Trustee and to the Management Company) were paid for out of the assets of the Series Trust and these expenses are amortised over a period not exceeding 3 years.

FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS

Forward foreign exchange contracts are valued at the forward rate applicable at the year-end date for the remaining period until maturity. Gains or losses resulting from forward foreign exchange contracts are recognised in the Statement of Operations. Net unrealised gains are reported as an asset and net unrealised losses are reported as a liability in the Statement of Net Assets.

Nomura Fund Select - Global Utility Bond

Note 2 - Significant Accounting Policies (continued)

FUTURE CONTRACTS

Initial margin deposits are made upon entering into future contracts and can be made either in cash or securities. During the period for which the future contract is open, changes in the value of the contract are recognised as unrealised gains or losses by marking to market the future contract to reflect the value of the contract at the end of each valuation day.

Variation margin payments are made or received, depending on whether unrealised losses or gains are incurred. Net unrealised gains are recorded as an asset and net unrealised losses as a liability in the Statement of Net Assets. When the contract is closed, the Series Trust records a realised gain or loss equal to the difference between the value of the contract at the time it was opened and the value at the time it was closed.

Note 3 - Trustee fees

The Trustee is paid out of the assets of the Series Trust, a fee of an amount equal to 0.01% per annum of the value of the Net Asset Value of the Series Trust on each Business Day in each quarter payable in USD quarterly in arrears on an accounting year basis.

All proper out-of-pocket expenses and disbursements incurred in respect of the Series Trust will also be reimbursed to the Trustee out of the assets of the Series Trust.

Note 4 - Management Company fees

The Management Company is paid out of the assets of the Series Trust, a fee of an amount equal to 0.01% per annum of the value of the Net Asset Value of the Series Trust on each Business Day in each quarter payable in USD quarterly in arrears on an accounting year basis.

All proper out-of-pocket expenses and disbursements incurred in respect of the Series Trust will also be reimbursed to the Management Company out of the assets of the Series Trust.

Note 5 - Investment Adviser fees

The Investment Adviser is paid out of the assets of the Series Trust, a fee of an amount equal to 0.75% per annum of the value of the Net Asset Value of the Series Trust on calculated each Business Day in each quarter and payable in USD quarterly in arrears on an accounting year basis.

All proper out-of-pocket expenses and disbursements incurred in respect of the Series Trust will also be reimbursed to the Investment Adviser out of the assets of the Series Trust.

Nomura Fund Select - Global Utility Bond

Note 6 - Investment Sub-Adviser fees

The Investment Sub-Adviser is paid by the Investment Adviser (out of the Investment Adviser's fee) a fee of an amount equal to the relevant rates set forth below per annum of the value of the Net Asset Value of the Series Trust calculated on each Business Day in each quarter and payable in USD quarterly in arrears on an accounting year basis.

For the first USD 500 million: 0.45 %

For amounts over USD 500 million: 0.40%

Note 7 - Custodian fees

For its services, the Custodian is entitled to be paid out of the assets of the Series Trust a fee of an amount equal to 0.03% per annum of the value of the Net Asset Value of the Series Trust calculated on each Business Day in each quarter payable in USD quarterly in arrears plus any transaction fees and expenses on an accounting year basis.

All proper out-of-pocket expenses and disbursements incurred in respect of the Series Trust will also be reimbursed to the Custodian out of the assets of the Series Trust.

Note 8 - Administrative Services fees

For its services, the Administrator is entitled to be paid out of the assets of the Series Trust a fee of an amount equal to 0.10% per annum of the value of the Net Asset Value of the Series Trust calculated on each Business Day in each quarter and payable in USD quarterly in arrears on an accounting year basis.

All proper out-of-pocket expenses and disbursements incurred in respect of the Series Trust will also be reimbursed to the Administrator out of the assets of the Series Trust.

Note 9 - Agent Company fees

For its services, the Agent Company is entitled to be paid out of the assets of the Series Trust a fee of an amount equal to 0.50% per annum of the value of the Net Asset Value of the Series Trust on calculated each Business Day in each quarter and payable in USD quarterly in arrears on an accounting year basis.

Nomura Fund Select - Global Utility Bond**Note 10 - Accrued expenses**

	<i>USD</i>
Investment Adviser fees	57,524
Agent Company fees	38,309
Administrative Services fees	7,662
Custodian fees	2,301
Trustee and Management Company fees	1,532
Out-of-pocket expenses	765
Professional fees	10,567
Formation expenses	4,088
Accrued expenses	122,748

Note 11 - Distributions

The Management Company may from time to time, after consultation with the Trustee and the Investment Adviser, make such distributions to Unitholders as it may determine out of the investment income of the Series Trust available for distribution as well as out of net realised capital gains of the Series Trust and in proportion to the number of USD Class Units, AUD Class Units, as the case may be, held by each Unitholder. The Management Company, after consultation with the Investment Adviser, may also, if it considers it necessary in order to maintain a reasonable level of distributions, determine to make distributions out of unrealised capital gains or capital of the Series Trust.

The Management Company intends to make a monthly distribution to Unitholders as of the fifteenth (15th) calendar day of each month (the "Record Date") provided that if the Record Date is not a Business Day, the distribution will be made to Unitholders as of the immediately preceding Business Day, and/or such other day or days as the Management Company may, in consultation with the Investment Adviser, from time to time determine.

Any distribution will be made to the person in whose name Units are registered in the Register on the relevant Record Date.

For the year ended April 30, 2014, the Series Trust distributed a total amount of USD 1,283,513.

Note 12 - Taxation

Under the current laws of the Cayman Islands, there are no income, estate, transfer, sales or other taxes payable by the Series Trust or withholding taxes applicable to the payment by the Series Trust to the Unitholders or to the payment of net asset value upon repurchase of Units.

The Series Trust may be subject to foreign withholding tax on certain interest, dividends and capital gains.

Nomura Fund Select - Global Utility Bond**Note 13 - Forward Foreign Exchange Contracts**

As at April 30, 2014, the Series Trust had the following open forward foreign exchange contracts which were used to hedge investments not denominated in USD and the AUD Class Units against USD as indicated in Note 1:

Currency Bought	Amount Bought	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Unrealised Gain / (Loss) in USD
AUD	9,972,221	USD	9,194,288	May 12, 2014	59,049
USD	6,270,833	EUR	4,530,000	June 26, 2014	17,124
AUD	24	USD	22	May 12, 2014	0
AUD	24	USD	22	May 27, 2014	0
AUD	94	USD	87	May 12, 2014	0
AUD	12	USD	11	May 12, 2014	0
AUD	94	USD	87	May 27, 2014	0
AUD	12	USD	11	May 27, 2014	0
AUD	60	USD	56	May 27, 2014	0
AUD	60	USD	56	May 12, 2014	0
AUD	24,056	USD	22,496	May 12, 2014	(174)
AUD	24,081	USD	22,496	May 27, 2014	(175)
AUD	30,877	USD	28,948	May 12, 2014	(297)
USD	4,518,514	GBP	2,690,000	June 26, 2014	(1,957)
AUD	9,793,873	USD	9,076,344	June 10, 2014	(6,906)
AUD	9,939,439	USD	9,265,813	May 27, 2014	(52,670)
USD	9,076,344	AUD	9,775,277	May 12, 2014	5,754
USD	53,771	AUD	57,079	May 12, 2014	806
USD	85,747	AUD	91,825	May 27, 2014	632
USD	85,747	AUD	91,731	May 12, 2014	629
USD	37,638	AUD	40,310	May 27, 2014	274
USD	37,638	AUD	40,269	May 12, 2014	272
USD	9,182	AUD	9,829	May 27, 2014	71
USD	9,182	AUD	9,819	May 12, 2014	71
USD	4,563	AUD	4,878	May 12, 2014	36
USD	21,830	AUD	23,525	May 27, 2014	23
USD	21,830	AUD	23,501	May 12, 2014	23
USD	219	AUD	234	May 12, 2014	2
USD	137	AUD	147	May 27, 2014	1
USD	137	AUD	147	May 12, 2014	1
USD	34	AUD	37	May 12, 2014	0
USD	11,327	AUD	12,229	May 27, 2014	(9)
USD	11,327	AUD	12,217	May 12, 2014	(10)
USD	11,205	AUD	12,152	May 12, 2014	(70)
					22,500

Note 14 - Open Future Contracts

As at April 30, 2014, the Series Trust had the following open future contract:

Currency	Number of contracts	Description	Maturity date	Market value in USD	Unrealised (Loss) in USD
Short Positions					
USD	(30)	FUT US LONG BD 20YR 6%	Jun 2014	(4,046,250)	(69,141)
				(4,046,250)	(69,141)
					(69,141)

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2015年8月末日現在)

I 資産総額	30,886,403米ドル	3,742,814千円
II 負債総額	131,866米ドル	15,980千円
III 純資産総額（I－II）	30,754,537米ドル	3,726,835千円
IV 発行済口数	米ドルクラス 豪ドルクラス	1,537,779口 2,319,601口
V 1口当たり純資産価格	米ドルクラス 豪ドルクラス	9.79米ドル（1,186円） 9.49豪ドル（821円）

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

（イ）ファンド証券の名義書換

ファンドの記名式証券の名義書換機関は次のとおりです。

名 称 ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー

取扱場所 ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り 33番A棟

日本の受益者については、ファンド証券の保管を販売会社に委託している場合、販売会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行います。

名義書換の費用は受益者から徴収されません。

（ロ）受益者集会

受託会社または管理会社は、

（a）信託証券の規定に基づき要求された場合、

（b）（受益者総会の場合）トラストの受益証券の10分の1以上を保有する受益者が書面により要求した場合、

（c）（シリーズ・トラストの受益者総会の場合）当該シリーズ・トラストの受益証券の10分の1以上を保有する受益者として登録されている受益者が書面により要求した場合、

（d）（受益証券のクラスまたはシリーズの総会の場合）当該クラスまたはシリーズの受益証券の10分の1以上を保有する受益者として登録されている受益者が書面により要求した場合、

トラスト、該当するシリーズ・トラストまたはシリーズ・トラストの該当するクラスまたはシリーズの受益者総会を、当該通知に記載する日時および場所において招集するものとします。

（ハ）受益者に対する特典

受益者に対する特典はありません。

（ニ）受益証券の譲渡制限の内容

受益者は、ファンドに事前の書面通知を行わず、かつ、管理会社から事前の書面による同意を受領することなく、適格投資家に対して当該受益者の保有するファンド証券の全部または一部を譲渡または贈与その他により処分してはなりません。管理会社と協議の上、受託会社は、絶対的な裁量に基づいて、当該同意をしないことができます（なお、当該同意は、一般的に与えることは予定されておられません。）。

なお、別途、ファンド証券は、受託会社またはその代行会社が了承する書面証書を締結し交付することによってのみ譲渡することができます。ファンドのファンド証券の譲渡を希望する受益者は、まず管理事務代行会社に連絡すべきです。

※なお、ここでいう「受益者」とは販売会社を指します。

（ホ）その他外国投資信託受益証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項

該当事項ありません。

第三部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

（1）資本金の額（2015年8月末日現在）

2015年8月末日現在、管理会社の資本金の額は50万ユーロ（約6,803万円）です。
最近5年間における資本金の額の増減はありません。

（2）管理会社の機構（2015年8月末日現在）

管理会社はケイマン諸島において設立され、現在存続している法人です。同社の取締役会は、以下の4名の取締役で構成されます。

取締役	今野 優
取締役	稲垣 孝通
取締役	ジャンフランソワ・カプラス
取締役	松岡 裕子

投資運用の意思決定は、投資顧問会社である野村アセットマネジメント株式会社に委託されております。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社の事業目的は、ケイマン諸島の法律に抵触しない範囲においていかなる制約も受けません。

管理会社は、ファンドの資産の運用、管理およびファンド証券の発行・買戻し等の業務を行います。管理会社は、投資顧問会社である野村アセットマネジメント株式会社にファンドの投資運用業務を委託しております。

管理会社は、2015年8月末日現在、以下の投資信託の運用を行っており、その管理財産は約629億円です。

国別（設立国）	種類別	本数	純資産の合計（通貨別）
ケイマン諸島	契約型投資信託	26	306,439,397.99 米ドル
		1	37,112,980.83 トルコリラ
		3	31,651,501.94 ユーロ
		14	7,084,916,553 円
		20	158,505,155.46 豪ドル

3【管理会社の経理状況】

- a. 管理会社の直近2事業年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b. 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるアーンスト・アンド・ヤング・リミテッドから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されています。
- c. 管理会社の原文の財務書類は、ユーロで表示されています。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、2015年8月31日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝136.06円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

(1) 【貸借対照表】

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー

貸借対照表

2015年3月31日現在

(単位：ユーロ)

	注記	2015年 3 月31日		2014年 3 月31日	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
資産					
固定資産					
金融固定資産					
関連会社株式	5	600,000	81,636	600,000	81,636
長期保有目的有価証券およびその他の金融商品	5	3,296	448	6,693	911
		603,296	82,084	606,693	82,547
流動資産					
債権					
売掛金					
1 年以内に期限が到来		2,471,106	336,219	2,160,454	293,951
銀行預金、郵便局当座預金口座現金、小切手および手許現金	9	1,414,434	192,448	7,525,854	1,023,968
		3,885,540	528,667	9,686,308	1,317,919
資産合計		4,488,836	610,751	10,293,001	1,400,466
負債					
資本および準備金					
株式資本	3	500,000	68,030	500,000	68,030
繰越損益	4	770,001	104,766	255	35
当期損益	4	480,102	65,323	769,746	104,732
		1,750,103	238,119	1,270,001	172,796
非劣後負債					
買掛金					
1 年以内に期限が到来	7	29,733	4,045	23,000	3,129
関連会社に対する債務					
1 年以内に期限が到来	7, 9	2,709,000	368,587	9,000,000	1,224,540
負債合計		4,488,836	610,751	10,293,001	1,400,466

添付の注記は当該財務諸表の重要な部分である。

(2) 【損益計算書】

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー

損益計算書

2015年3月31日に終了した年度

(単位：ユーロ)

	注記	2015年3月31日に 終了した年度		2014年3月31日に 終了した年度	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
費用：					
その他の外部費用	9	10,488,921	1,427,123	9,321,845	1,268,330
金融固定資産に係る評価額調整および 公正価値調整	5	5	1	(18)	(2)
金融流動資産に係る評価額調整および 公正価値調整、譲渡可能有価証券の売却 に係る損失		—	—	3,189	434
利息およびその他の金融費用					
関連会社関連	9	2,045	278	91,495	12,449
その他の利息および類似の金融費用	5	—	—	381	52
当期利益		480,102	65,323	769,746	104,732
費用合計		10,971,073	1,492,724	10,186,638	1,385,994
収益：					
純売上高	1	10,887,607	1,481,368	10,186,562	1,385,984
その他の営業収益		7,633	1,039	—	—
金融固定資産からの収益		961	131	76	10
その他の利息およびその他の金融収益					
関連会社からの収益	9	74,477	10,133	—	—
その他の利息および類似の金融収益	5	395	54	—	—
収益合計		10,971,073	1,492,724	10,186,638	1,385,994

添付の注記は当該財務諸表の重要な部分である。

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー

財務諸表注記

2015年3月31日現在

1. 概況

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（以下、「当社」という。）は、1998年2月27日にケイマン諸島の会社法に基づいて適用免除会社として設立された。当社は、当初「グローバル・ファンズ・カンパニー」という名称で登録されていたが、1998年3月13日付けの特別決議により名称を変更した。当社は、銀行および信託会社法に基づき、1998年3月13日に信託免許を取得した。また同日に、当社はケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に基づき発行されたミューチュアル・ファンド管理業者免許も取得した。当社はノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーの完全子会社である。

ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーは、英国の法律のもとで設立され、ロンドンに登録上の事務所がある持株会社のノムラ・ヨーロッパ・ホールディング・ピーエルシー（以下、「親会社」という。）の子会社である。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディング・ピーエルシーの連結財務諸表は、英国、EC 4 R 3 A B ロンドン、1 エンジェル・レーンにて入手可能である。

ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーの最終的な親会社は、日本の法律のもとで設立され、東京に登録上の事務所がある持株会社の野村ホールディングス株式会社である。野村ホールディングス株式会社の連結財務諸表は、〒103-8645 東京都中央区日本橋1-9-1で入手可能である。

当社の主な事業活動は、投資ファンドに対して受託および運用サービスを提供し、それによって受託および運用報酬を得ることである。

2. 重要な会計方針作成の基礎

当社の財務諸表は、ルクセンブルグの法律および規制要件、ならびにルクセンブルグで一般に公正妥当と認められる会計原則に従い作成されている。

重要な会計方針の概要は以下の通りである。

外貨換算

当社は会計帳簿をユーロ建てで記帳しており、当該財務諸表はユーロ建てで表示されている。

ユーロ以外の通貨建ての資産および負債は、貸借対照表日現在の為替レートでユーロに換算される。ユーロ以外の通貨建ての収益および費用は、取引日現在の為替レートでユーロに換算される。外貨換算により生じる為替差損益は、当期の損益を決定する際に、損益計算書において認識される。

費用

費用は発生主義で計上される。

受取利息

受取利息は発生主義で計上される。

受託および運用報酬

受託および運用報酬は発生主義で計上される。

金融資産

金融資産は低価法で測定される。

3. 株式資本

発行済みで全額払込済みの株式資本は、1株当たり額面10ユーロの登録株式50,000株で構成されている。当社は自己株式を取得していない。

4. 繰越利益

	(ユーロ)
2013年3月31日現在残高	281
前期利益	11,704,474
宣言された配当	(11,704,500)
2014年3月31日現在残高	255
2014年3月31日現在残高	255
前期利益	769,746
宣言された配当	—
2015年3月31日現在残高	770,001

5. 金融固定資産

金融固定資産の内訳は以下の通りである。

ー関連会社株式

当社は、2011年6月8日に設立されたケイマンに所在する法人であるマスター・トラスト・カンパニーの株式を100%所有している。

会社名	持分	取得原価（ユーロ）	2015年3月31日現在の純資産（ユーロ）
マスター・トラスト・カンパニー	100%	600,000	1,548,962

ー長期保有目的有価証券およびその他の金融商品

長期保有目的有価証券の内訳は、投資ファンドの受益証券・株式への投資である。

長期保有目的有価証券の増減は、以下のように要約される。

	2015年3月31日 (ユーロ)
取得原価：	
期首現在	7,074
期中の取得	—
期中の売却	(3,787)
期末現在	3,287
価格調整：	
期首現在	(381)
当期価格調整	(5)
期末現在	(386)
為替の影響	395
期末の正味価値	3,296
期末の市場価値	4,454

6. 租税

当社は、ケイマン諸島政府から、現地におけるすべての収益、利益およびキャピタル・ゲインに係る税金を2018年4月14日まで免除することを約束されている。現時点では、ケイマン諸島にはかかる税金は存在しない。

当社は、特定の利息、配当およびキャピタル・ゲインの総額に対して課税される外国源泉徴収税の対象となる可能性がある。

7. 非劣後負債

2015年3月31日現在、非劣後負債は、24,876ユーロの監査費用、2014年3月31日付けで当社とノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーの間で締結された枠組契約に基づくノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーに対する2,709,000ユーロの未払報酬、および4,857ユーロのその他の未払金で構成される。提供される業務には、資産管理サポート、法律業務、コンプライアンス、内部監査、ITならびに管理事務代行業務およびインフラ業務等が含まれるが、これらに限定されない。

2014年3月31日現在、非劣後負債は、23,000ユーロの監査費用、および上記と同一の枠組契約に基づくノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーに対する900万ユーロの未払報酬で構成されていた。

8. 従業員

当社は、2015年3月31日および2014年3月31日に終了した年度において、従業員はいなかった。

9. 関連当事者間取引

当社は、ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー（ルクセンブルグで設立された。）の完全子会社である。当社の最終的な親会社は、東京に所在する野村ホールディングス株式会社である。

通常の事業活動において、多数の銀行取引がノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーとの間で行われている。これらには、当座勘定および外国為替取引が含まれる。

2015年3月31日に終了した年度において、当社はノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーに開設した当座勘定に係る2,045ユーロ（2014年：0ユーロ）の借入利息を支払った。適用される利率は、非関連会社の顧客に適用されるものと同じ利率である。

2015年3月31日に終了した年度におけるノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーとの取引による為替差益は74,477ユーロ（2014年：91,495ユーロの為替差損）であった。

さらに、ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーによって当社に対して報酬が請求される（上述の注記7を参照のこと。）。

10. 運用資産

運用資産は、当社が受益者として保有するものではなく、投資運用責任を有する資産であるため、貸借対照表には含まれていない。2015年3月31日現在における当該資産残高は約50,993百万ユーロ（2014年：43,263百万ユーロ）である。

[次へ](#)

GLOBAL FUNDS TRUST COMPANY

Balance Sheet at March 31, 2015
(expressed in Euro)

	Note(s)	March 31, 2015	March 31, 2014
ASSETS			
FIXED ASSETS			
Financial fixed assets			
Shares in affiliated undertakings	5	600,000	600,000
Securities and other financial instruments held as fixed assets	5	3,296	6,693
		<u>603,296</u>	<u>606,693</u>
CURRENT ASSETS			
Debtors			
Trade receivables			
becoming due and payable within one year		2,471,106	2,160,454
Cash at bank, cash in postal cheque accounts, cheques and cash in hand	9	1,414,434	7,525,854
		<u>3,885,540</u>	<u>9,686,308</u>
TOTAL ASSETS		<u><u>4,488,836</u></u>	<u><u>10,293,001</u></u>
LIABILITIES			
CAPITAL AND RESERVES			
Subscribed capital	3	500,000	500,000
Profit or loss brought forward	4	770,001	255
Profit or loss for the financial year	4	480,102	769,746
		<u>1,750,103</u>	<u>1,270,001</u>
NON SUBORDINATED DEBTS			
Trade creditors			
becoming due and payable within one year	7	29,733	23,000
Amounts owed to affiliated undertakings			
becoming due and payable within one year	7, 9	<u>2,709,000</u>	<u>9,000,000</u>
TOTAL LIABILITIES		<u><u>4,488,836</u></u>	<u><u>10,293,001</u></u>

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

GLOBAL FUNDS TRUST COMPANY

Profit and Loss Account
for the year ended March 31, 2015
(expressed in Euro)

	Note	<i>Year ended March 31, 2015</i>	<i>Year ended March 31, 2014</i>
CHARGES			
Other external charges	9	10,488,921	9,321,845
Value adjustments and fair value adjustments on financial fixed assets	5	5	(18)
Value adjustments and fair value adjustments on financial current assets. Loss on disposal on transferable securities		---	3,189
Interest and other financial charges			
concerning affiliated undertakings	9	2,045	91,495
other interest and similar financial charges	5	---	381
Profit for the financial year		<u>480,102</u>	<u>769,746</u>
TOTAL CHARGES		<u><u>10,971,073</u></u>	<u><u>10,186,638</u></u>
INCOME			
Net turnover	1	10,887,607	10,186,562
Other operating income		7,633	---
Income from financial fixed assets		961	76
Other interest and other financial income			
derived from affiliated undertakings	9	74,477	---
other interest and similar financial income	5	<u>395</u>	<u>---</u>
TOTAL INCOME		<u><u>10,971,073</u></u>	<u><u>10,186,638</u></u>

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

GLOBAL FUNDS TRUST COMPANY

Notes to the financial statements

As at March 31, 2015

Note 1 - General

Global Funds Trust Company (the “Company”) was incorporated as an exempted company on February 27, 1998 under the Companies Law of the Cayman Islands. The Company was originally registered under the name ‘Global Funds Company’ and changed its name by special resolution on March 13, 1998. The Company obtained a trust license effective March 13, 1998 under the Banks and Trust Company Law. Effective that same date, the Company also obtained a Mutual Fund Administrators License issued under the Mutual Funds Law of the Cayman Islands. The Company is a wholly owned subsidiary of Nomura Bank (Luxembourg) S.A..

Nomura Bank (Luxembourg) S.A. is a subsidiary of Nomura Europe Holding Plc (the “Parent company”), a holding company incorporated under the laws of United Kingdom and whose registered office is in London. The consolidated accounts of Nomura Europe Holding Plc may be obtained at 1 Angel Lane, London, EC4R 3AB, UK.

Nomura Bank (Luxembourg) S.A.'s ultimate parent is Nomura Holdings, Inc., a holding company incorporated under the laws of Japan whose registered office is in Tokyo. The consolidated accounts of Nomura Holdings, Inc. may be obtained at 1-9-1, Nihonbashi, Chuoku, Tokyo 103-8645, Japan.

The principal activity of the Company is to provide trust and management services to investment funds for which it receives trustee and management fees.

Note 2 - Summary of significant accounting policies

Basis of preparation

The financial statements of the Company are prepared in accordance with Luxembourg laws and regulatory requirements and according to generally accepted accounting principles applicable in Luxembourg.

The significant accounting policies are summarised as follows:

Foreign currency translation

The Company maintains its accounting records in Euro (EUR) and its financial statements are expressed in this currency.

Assets and liabilities in currencies other than EUR are translated into EUR at exchange rates prevailing at the balance sheet date. Income and expenses in currencies other than EUR are translated into EUR at exchange rates prevailing at the transaction dates. The exchange gain or loss arising from the translation of foreign currencies is recognised in the profit and loss account in determining the profit or the loss for the year.

Expenses

Expenses are recorded on an accruals basis.

Interest income

Interest income is recorded on an accruals basis.

Trustee and Management fees

Trustee and Management fees are recorded on an accruals basis.

Financial assets

Financial assets are valued at the lower of cost or market value.

Note 3 - Subscribed capital

The share capital which is issued and fully paid represents 50,000 registered shares of a par value of EUR 10 each. The Company has not purchased its own shares.

Note 4 - Profit brought forward

Balance as at March 31, 2013	281
Previous year's profit	11,704,474
Dividends declared	(11,704,500)
Balance as at March 31, 2014	255
Balance as at March 31, 2014	255
Previous year's profit	769,746
Dividends declared	---
Balance as at March 31, 2015	770,001

Note 5 - Financial fixed assets

Financial fixed assets consist of :

- Shares in affiliated undertakings

The Company owns 100% of the shares issued by Master Trust Company, a Cayman domiciled company incorporated on June 8, 2011.

Company name	Interest	Acquisition Cost (EUR)	Net Equity March 31, 2015 (EUR)
Master Trust Company	100%	600,000	1,548,962

- Securities and other financial instruments held as fixed assets

Securities held as fixed assets consist of investments in units/shares of investment funds.

Movements in securities held as fixed assets are summarised as follows:

	<i>March 31, 2015</i>
	<i>EUR</i>
Acquisition cost	
at the beginning of the year	7,074
acquisitions during the year	---
disposals during the year	(3,787)
at the end of the year	<u>3,287</u>
Value adjustments	
at the beginning of the year	(381)
value adjustments for the year	(5)
at the end of the year	<u>(386)</u>
Foreign exchange impact	395
Net value at the end of the year	<u>3,296</u>
Market value at the end of the year	<u>4,454</u>

Note 6 - Taxation

The Company has received an undertaking from the Cayman Islands Government exempting it from all local income, profits and capital gains tax until April 14, 2018. No such taxes exist in the Cayman Islands at the present time.

The Company may be subject to foreign withholding tax on certain interest, dividends and capital gains, imposed on a gross basis.

Note 7 - Non subordinated debts

As at March 31, 2015, they consist of audit fees for an amount of EUR 24,876, fees payable to Nomura Bank (Luxembourg) S.A. for an amount of EUR 2,709,000 following a framework agreement signed between the two entities on March 31, 2014 and other payable for an amount of EUR 4,857. The services provided include without limitation asset management support, legal affairs, compliance, internal audit, IT, administrative, infrastructure services, etc.

As at March 31, 2014, they consisted of audit fees for an amount of EUR 23,000 and fees payable to Nomura Bank (Luxembourg) S.A. for an amount of EUR 9 million following the same framework agreement mentioned above.

Note 8 - Staff

The Company did not have any employees during the years ended March 31, 2015 and March 31, 2014.

Note 9 - Related party transactions

The Company is fully owned by Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (incorporated in Luxembourg). The ultimate parent of the Company is Nomura Holdings Inc. and is located in Tokyo.

A number of banking transactions are entered into with Nomura Bank (Luxembourg) S.A. in the normal course of business. These include current accounts and foreign exchange currency transactions.

For the year ended 31 March 2015, the Company paid debit interests on its current accounts opened at Nomura Bank (Luxembourg) S.A. for an amount of EUR 2,045 (2014: EUR 0). The interest rates applied are derived from the short term deposit rates available on the market minus the same spread applicable to non-related party clients.

Foreign exchange gains on transactions done with Nomura Bank (Luxembourg) S.A. amount to EUR 74,477 for the year ended March 31, 2015 (2014: losses of EUR 91,495).

In addition, fees are invoiced to the Company by Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (cf. Note 7 above).

Note 10 - Assets under management

Assets under management which are not beneficially owned by the Company but for which the Company has investment management responsibility have been excluded from the balance sheet. Such assets amount to approximately EUR 50,993 million as at March 31, 2015 (2014: EUR 43,263 million).

4【利害関係人との取引制限】

該当事項はありません。

5【その他】**（１）定款の変更**

管理会社の定款は、株主総会の特別決議に基づき変更されます。

（２）事業譲渡または事業譲受

該当事項はありません。

（３）出資の状況

該当ありません。

（４）訴訟事件その他の重要事項

2015年10月30日現在、管理会社に重要な影響を及ぼした事実、または及ぼすことが予想される事実は認知しておりません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）マスター・トラスト・カンパニー（「受託会社」）

① 資本金の額

2015年8月末日現在、600,000ユーロ（約8,164万円）です。

② 事業の内容

受託会社は、適法に設立され、有効に存続し、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（2013年改訂）の規定に基づき事業を行う認可を得ています。

（2）ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー（「管理事務代行会社」および「保管会社」）

① 資本金の額

2015年8月末日現在、資本金の額は、28,000,000ユーロ（約38億968万円）です。

② 事業の内容

ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーは、ルクセンブルグの法律に基づき1990年に有限会社として設立され、銀行業務に従事しています。

（3）野村アセットマネジメント株式会社（「投資顧問会社」）

① 資本金の額

2015年6月末日現在、171億8,035万円です。

② 事業の内容

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

（4）ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント・インベストメントGmbH（「副投資顧問会社」）

① 資本金の額

2015年8月末日現在、1億1,500万ユーロ（約156億4,690万円）

② 事業の内容

副投資顧問会社は、ドイツ法に基づくポートフォリオ・マネージャーです。

（5）野村證券株式会社（「代行協会員」および「販売会社」）

① 資本金の額

2015年8月末日現在、100億円です。

② 事業の内容

金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業者として、有価証券の売買、売買の媒介、引受、募集その他第一種金融商品取引業に関連する業務を行っています。同社は2015年8月末日現在、日本国内に159の本支店を有し、顧客に第一種金融商品取引業に関するサービスを提供しています。なお、様々な投資運用業者発行の投資信託について販売会社として、また、外国投資信託の販売会社および代行協会員としてそれぞれ証券の販売・買戻しの取扱いを行っています。

2【関係業務の概要】

（1）マスター・トラスト・カンパニー（「受託会社」）

ファンドに関する受託業務を行います。

（2）ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー（「管理事務代行会社」および「保管会社」）

ファンド資産の保管業務および管理事務代行業務を行います。

(3) 野村アセットマネジメント株式会社（「投資顧問会社」）

ファンドに関する投資顧問業務を行います。

(4) ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント・インベストメントGmbH（「副投資顧問会社」）

ファンドに関する副投資顧問業務を行います。

(5) 野村証券株式会社（「代行協会員」および「販売会社」）

日本におけるファンドの受益証券の販売業務・買戻しの取次業務および代行協会員業務を行います。

3【資本関係】

(1) マスター・トラスト・カンパニー（「受託会社」）

マスター・トラスト・カンパニーの最終的な親会社である野村ホールディングス株式会社は、野村証券株式会社および野村アセットマネジメント株式会社の親会社です。

(2) ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー（「管理事務代行会社」および「保管会社」）

ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーの最終的な親会社である野村ホールディングス株式会社は、野村証券株式会社および野村アセットマネジメント株式会社の親会社です。

(3) 野村アセットマネジメント株式会社（「投資顧問会社」）

野村アセットマネジメント株式会社の親会社である野村ホールディングス株式会社は、野村証券株式会社およびノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーの直接的または間接的な親会社です。

(4) 野村証券株式会社（「代行協会員」および「販売会社」）

野村証券株式会社の親会社である野村ホールディングス株式会社は、野村アセットマネジメント株式会社およびノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーの直接的または間接的な親会社です。

第3【投資信託制度の概要】

1. ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 ミューチュアル・ファンド法が制定された1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を規制する単独法は存在しなかった。それ以前は、投資信託は特別な規制には服していなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行・信託会社法（2013年改訂）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行・信託会社法（2013年改訂）、会社管理法（2003年改訂）または地域会社（管理）法（2015年改訂）の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃から設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
- 1.3 2015年6月現在、活動中の規制を受けているオープン・エンド型投資信託の数は11,061であった。
- 1.4 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会（マネー・ロンダリング）およびオフショア・バンキング監督者グループ（銀行規制）のメンバーである。

2. 投資信託規制

- 2.1 1993年に最初に制定されたミューチュアル・ファンド法（2015年改訂）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）は、オープンエンド型の投資信託に対する規則および投資信託管理者に対する規則を制定している。クローズドエンド型ファンドは、ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制の対象ではない。銀行、信託会社、保険会社および会社の管理者をも監督しており金融庁法（2013年改訂）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）が、ミューチュアル・ファンド法のもとでの規制の責任を課せられている。ミューチュアル・ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。
- 2.2 投資信託とは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買い戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。
- 2.3 ミューチュアル・ファンド法第4(4)条のもとで規制を免除されている投資信託は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によって投資信託の取締役、受託会社もしくはジェネラル・パートナーを選任または解任することができる投資信託およびケイマン諸島外で設立され、ケイマン諸島において公衆に対して勧誘を行う一定の投資信託である。

3. 規制を受ける投資信託の三つの型

3.1 免許投資信託

この場合、投資信託によってCIMAに対して、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を記述した法定の様式（MF3）による目論見書がその概要とともに提出され、登録時および毎年4,268米ドルの手数料が納入されなければならない。設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な専門性を有した健全な評判の者が存在しており、かつファンドの業務および受益権を募ることが適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。そ

れぞれの場合に応じて、投資信託の取締役、受託会社およびジェネラル・パートナーに関する詳細な情報が要求される。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島の免許を受けた者が選任されない投資信託に適している（第3.2項参照）。

3.2 管理投資信託

この場合、投資信託は、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する。同管理者および投資信託により作成された目論見書が、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を要約した法定様式（MF 2およびMF 2 A）とともにCIMAに対して提出されなければならない。投資信託管理者は、設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判の者により管理されること、投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われること、および投資信託がケイマン諸島において設立または設定されていない場合には、CIMAにより承認された国または領土において設立または設定されていることを満たしていることが要求される。当初手数料および年間手数料は4,268米ドルである。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託（もしくはいずれかの設立計画推進者、その取締役、受託会社、もしくはジェネラル・パートナー）がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

3.3 登録投資信託（第4(3)条投資信託）

- (a) 規制投資信託の第三の類型はさらに三つの類型に分けられる。
 - (i) 一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの
 - (ii) 受益権が公認の証券取引所に上場されているもの
 - (iii) 投資信託が（ミューチュアル・ファンド法で定義される）マスター・ファンドであり、下記のいずれかに該当するもの
 - (A) 一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの、または
 - (B) 受益権が公認の証券取引所に上場されているもの
- (b) 上記の(i)および(ii)に分類される投資信託は、投資信託と業務提供者の一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならず、かつ4,268米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。上記の(iii)に分類される投資信託で、販売用書類が存在しない場合、投資信託は、マスター・ファンドの一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならず（MF 4様式）、かつ3,049米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。

4. 投資信託の継続的要件

- 4.1 いずれの規制投資信託も、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が投資するか否かの判断を十分情報を得た上でなし得るようにするために必要なその他の情報を記載した目論見書を発行しなければならない。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモンロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更、例えば、取締役、受託会社、ジェネラル・パートナー、投資信託管理者、監査人等の変更の場合には改訂目論見書を提出する義務を負っている。
- 4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならず、決算終了から6か月以内に監査済み会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。
 - (a) 投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
 - (b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合

(e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（2015年改訂）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

- 4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。
- 4.4 2006年12月27日に効力を生じた2006年投資信託（年次申告書）規則に従って、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは当該期間の延長を許可することができる。申告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、CIMAにより承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することにのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

5. 投資信託管理者

- 5.1 免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。ケイマン諸島においてまたはケイマン諸島から投資信託の管理を行う場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてまたは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供することを含むものとし、管理と定義される。
- 5.2 いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、管理者または役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行うことができる。
- 5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託にのみ主たる事務所を提供し、第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。
- 5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する数の免許投資信託に関し管理者として行為することができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託の運用会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連の投資信託を管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条（第3.3項参照）に基づき規制されていない場合またはミューチュアル・ファンド法第4(4)条（第2.3項参照）に基づく例外にあたる場合は、別個に免許を受けなければならない。
- 5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならない、決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託管理者が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。
- (a) 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合

- (b) 投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようとして意図している場合
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（2015年改訂）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- 5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。
- 5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはCIMAの承認が必要である。
- 5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う当初手数料は、24,390米ドルまたは30,488米ドルであり（管理する投資信託の数による。）、また、制限的投資信託管理者の支払う当初手数料は8,536米ドルである。一方、非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う年間手数料は、36,585米ドルまたは42,682米ドルであり（管理する投資信託の数による。）、また、制限的投資信託管理者の支払う年間手数料は8,536米ドルである。

6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている法的類型は以下のとおりである。

6.1 免除会社

- (a) 最も一般的な投資信託の手段は、会社法（2013年改訂）に従って通常額面株式を発行する（無額面株式の発行も認められる）伝統的有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免除会社は、投資信託にしばしば用いられており、以下の特性を有する。
- (b) 設立手続には、会社の基本憲章の制定（会社の目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款）、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。
- (c) 存続期限のある／存続期間限定会社—存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上（例えば米国）非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
- (d) 投資信託がいったん登録された場合、会社法（2013年改訂）の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。
 - (i) 各会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
 - (ii) 取締役、代理取締役および役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
 - (iii) 会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
 - (iv) 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
 - (v) 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
 - (vi) 会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。

- (e) 会社は、株主により管理されていない限り、取締役会を持たなければならない。取締役は、コン・ロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ会社の最善の利益のために行うなければならない。
- (f) 会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g) 額面株式または無額面株式の発行が認められる（ただし、会社は額面株式および無額面株式の両方を発行することはできない。）。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 収益または払込剰余金からの株式の償還または買戻しの支払に加えて、会社は資本金から株式の償還または買戻しをすることができる。ただし、会社は、資本金からの支払後においても、通常の事業の過程で支払時期が到来する債務を支払うことができる（すなわち、支払能力を維持する）ことを条件とする。
- (k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l) 免除会社は、今後30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。実際には、ケイマン諸島の当局が与える本約定の期間は20年間である。
- (m) 会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。
- (n) 免除会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 免除ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行・信託会社法（2013年改訂）に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、この問題に関する英国の信託法の相当程度の部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法（2011年改訂）は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、（受益者である）投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。
- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免除信託」として登録申請される。その場合、信託証書およびケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とし、ない旨宣言した受託者の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に提出される。
- (g) 免除信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服しないと約定を取得することができる。
- (h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 免除リミテッド・パートナーシップ

- (a) 免除リミテッド・パートナーシップは、少人数の投資者のベンチャーキャピタルまたはプライベート・エクイティ・ファンドにおいて一般的に用いられる。

- (b) リミテッド・パートナーシップの概念は、基本的に米国において採用されている概念に類似している。それは法によって創設されたものであり、その法とは、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置き、今日では他の法域（特に米国）のリミテッド・パートナーシップ法の諸側面を組み込んでいるケイマン諸島の2014年免除リミテッド・パートナーシップ法である。
- (c) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー（個人、企業またはパートナーシップである場合は、ケイマン諸島の居住者であるか、同島において登録されているかまたは同島で設立されたものでなければならない。）およびリミテッド・パートナーにより形成され、2014年免除リミテッド・パートナーシップ法により登録されることによって形成される。登録はジェネラル・パートナーが、リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。
- (d) ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して免除リミテッド・パートナーシップの業務の運営を行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態（例えば、リミテッド・パートナーが業務の運営に積極的に参加する場合）がない限り、有限責任たる地位を享受する。ジェネラル・パートナーの機能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
- (e) ジェネラル・パートナーは、誠意をもって、かつパートナーシップ契約において別途明示的な規定により異なる定めをしない限り、パートナーシップの利益のために行為する法的義務を負っている。また、たとえばコモンローの下での、またはパートナーシップ法（2013年改訂）の下での、ジェネラル・パートナーシップの法理が適用される。
- (f) 免除リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
- (i) ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
 - (ii) 商号および所在地、リミテッド・パートナーに就任した日ならびにリミテッド・パートナーを退任した日の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を（ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に）維持する。
 - (iii) リミテッド・パートナーの登録簿が維持される所在地に関する記録を登録事務所に維持する。
 - (iv) リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所で保管される場合は、税務情報庁法（2014年改訂）に従い税務情報庁による指示または通知に基づき、リミテッド・パートナーの登録簿を電子的形態またはその他の媒体により登録事務所において入手可能にする。
 - (v) リミテッド・パートナーの出資額および出資日ならびに当該出資額の引出額および引出日を（ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に）維持する。
 - (vi) 有効な通知が送達した場合、リミテッド・パートナーが許可したリミテッド・パートナーシップの権利に関する担保権の詳細を示す担保権記録簿を登録事務所に維持する。
- (g) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、リミテッド・パートナーシップの権利はパートナーシップを解散せずに買い戻すことができる。
- (h) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (i) 免除リミテッド・パートナーシップは、50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (j) 免除リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更およびその解散についてリミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

7. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁（CIMA）による規制と監督

7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までCIMAにそれを提出するように指示できる。

- 7.2 規制投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー）は、第1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 7.3 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行なっているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、（高等裁判所の管轄下にある）グランドコート（以下「グランドコート」という。）に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。
- 7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。
- (a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合
 - (b) 規制投資信託がその投資者もしくは債権者に有害な方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的にその事業を解散する場合
 - (c) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合
 - (d) 規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合
 - (e) 規制投資信託の取締役、管理者または役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合
- 7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
- (a) CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること
 - (b) 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること
 - (c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと
 - (d) CIMAに指示されたときに、会計監査を受けるか、または監査済会計書類をCIMAに対して提出すること
- 7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとる行為は以下のとおりとする。
- (a) 第4(1)(b)条（管理投資信託）または第4(3)条（第4(3)条投資信託）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと
 - (b) 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること
 - (c) 投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること
 - (d) 事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること
 - (e) 投資信託の事務を支配する者を選任すること
- 7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。

- 7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際的である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。
- 7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。
- 7.13 第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をCIMAに対して行う。
 - (c) 第7.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。
- 7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること
 - (b) 投資信託が会社の場合、会社法（2013年改訂）の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - (c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - (d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - (e) また、CIMAは、第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9(a)項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託として事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、第4(1)(b)条（管理投資信託）または第4(3)条（第4(3)条投資信託）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。

8. 投資信託管理に対するCIMAの規制および監督

- 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。

- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるのかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
- (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
 - (b) 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを終了または清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合
 - (b) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
 - (c) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのように意図している場合
 - (d) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合。
 - (e) 免許投資信託管理業務について取締役、管理者または役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合
 - (f) 上場されている免許投資信託管理業務を支配または所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合
- 8.9 CIMAは、第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについて注意を払うために、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
- (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行
 - (i) CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと
 - (ii) CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること
 - (iii) 投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること
 - (iv) 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと
 - (v) CIMAの命令に従い、名称を変更すること
 - (vi) 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること
 - (vii) 少なくとも2人の取締役をおくこと
 - (viii) CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること
 - (b) CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること

- (c) CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ジェネラル・パートナーを選任すること
 - (d) CIMAの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること
- 8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下の通りである。
- (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること
 - (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは取り消すこと
 - (c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはジェネラル・パートナーの交代を請求すること
 - (d) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること
 - (e) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること
- 8.11 CIMAが第8.10項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。
- 8.12 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10(e)項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために（管財人、清算人を除く）他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 第8.10(d)項または第8.10(e)項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をCIMAに対して行う。
 - (c) 第8.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推奨をCIMAに対して提供する。
- 8.16 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任された者が、
- (a) 第8.15項の義務に従わない場合、または
 - (b) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合、CIMAは、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること
 - (b) 投資信託管理者が会社の場合、会社法（2013年改訂）の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - (c) CIMAは、第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 8.18 CIMAが第8.16項の措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
- (a) CIMAは、免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことまたは行おうとすることをやめてしまっているという要件を満たした場合
 - (b) 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合

- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。
- 8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行・信託会社法（2013年改訂）によりCIMAによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。

9. ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的法の執行

- 9.1 下記の解散の申請がCIMA以外の者によりなされた場合、CIMAは、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に出廷することができる。
- (a) 規制投資信託
 - (b) 免許投資信託管理者
 - (c) 規制投資信託であった人物、または
 - (d) 免許投資信託管理者であった人物
- 9.2 解散のための申請に関する書類および第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定された人物またはそれぞれの債権者に送付が要求される書類はCIMAにも送付される。
- 9.3 CIMAにより当該目的のために任命された人物は、以下を行うことができる。
- (a) 第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定された人物の債権者会議に出席すること
 - (b) 仲裁または取り決めに審議するために設置された委員会に出席すること
 - (c) 当該会議におけるあらゆる決済事項に関して代理すること
- 9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、ミューチュアル・ファンド法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。
- (a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること
 - (b) それらの場所またはその場所にいる者を搜索すること
 - (c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して搜索すること
 - (d) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること
 - (e) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと
- 9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。
- 9.6 何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

10. CIMAによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示

- 10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法により、CIMAは、下記のいずれかに関係する情報を開示することができる。
- (a) ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請。
 - (b) 投資信託に関する事柄

(c) 投資信託管理者に関する事柄

ただし、これらの情報は、CIMAがミューチュアル・ファンド法により職務を行い、その任務を実行する過程で取得したもので次のいずれかの場合に限られる。

(a) CIMAがミューチュアル・ファンド法により付与された職務を行うことを援助する目的の場合

(b) 例えば秘密関係（保護）法（2015年改訂）、犯罪収益に関する法律（2014年改訂）または薬物濫用法（2014年改訂）等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されまたは許可された場合

(c) 開示される情報が投資者の身元を開示することなく（当該開示が許される場合を除く）、要約または統計的なものである場合

(d) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、CIMAにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合。ただし、CIMAは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。

(e) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合

11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば（場合に応じ）ファンド、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 欺罔的な不実表明

事実の欺罔的な不実表明（約束、予想、または意見の表明でなくとも）に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。ここにいう「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。

11.3 契約法（1996年改訂）

(a) 契約法の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。

(b) 一般的に、関連契約はファンド自身（または受託会社）とのものであるため、ファンド（または受託会社）は、次にその運用者、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者または助言者に対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

(a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し（契約上でなく不法行為上の民事請求権）、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。

(i) 重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。

(ii) そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。

(b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。だます意図があったことまたは欺罔的な不実表明が投資者を受益権購入に誘引した唯一の原因であったことを証明する必要はない。

- (c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。
- (d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。
- (e) 事実の表明とは違い、意見または期待の表明は、本項の責任を生じることはないであろうが、表現によっては誤っていれば不実表示を構成する事実の表明となることもありうる。

11.5 契約上の債務

- (a) 販売書類もファンド（または受託会社）と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除または損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ジェネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。
- (b) 一般的事柄としては、当該契約はファンド（または受託会社）そのものと締結するので、ファンドは取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド（または受託会社）である。

11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般刑事法

12.1 刑法（2013年改訂）第257条

会社の役員（もしくはかかる者として行為しようとする者）が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行または発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 刑法（2013年改訂）第247条、第248条

- (a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。
- (b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われるとともに10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。
- (c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

12.3 秘密関係（保護）法（2015年改訂）第5(3)条

秘密情報を保有している者で、これを許可なく個人的利益のためまたは他の者のため使用する者は、罪に問われるとともに4年間の拘禁刑に処せられ、さらに1万ケイマン諸島ドルの罰金および発生した利益に相当する罰金を課される。

13. 清算

13.1 会社

会社の清算（解散）は、会社法（2013年改訂）、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの（すなわち、株主の議決に従うもの）、または債権者、出資者（すなわち、株主）または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散される

べきことを裁判所に申立てる権限を有する（参照：第7.17(b)項および第8.17(b)項）。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。（参照：第7.17(c)項）剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

13.3 リミテッド・パートナーシップ

免除リミテッド・パートナーシップの解散は、2014年免除リミテッド・パートナーシップ法およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令（参照：第7.17(d)項）を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、パートナーシップを解散する責任を負っている。パートナーシップが一度解散されれば、ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、免除リミテッド・パートナーシップの登記官に解散通知を提出しなければならない。

13.4 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島の投資信託に対してまたはよって行われるあらゆる支払に適用されるいかなる国との間でも二重課税防止条約を締結していない。免除会社、受託会社、およびリミテッド・パートナーシップは、将来の課税に対して誓約書を取得することができる（第6.1(1)項、第6.2(g)項および第6.3(i)項参照）。

14. 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）

14.1 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）（一般投資家向け投資信託（日本）規則（2012年改正）により改正済。）（以下、総称して「本規則」という。）は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、ミューチュアル・ファンド法第4(1)(a)条に基づく免許を受け、その証券が日本の公衆に対して既に販売され、または販売されることが予定されている信託、会社またはパートナーシップである投資信託をいう。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日現在存在している投資信託、または同日現在存在し、同日後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択（当該選択は撤回不能である）をすることができる。

14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。

14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。

14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。

14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日に、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。

14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守している

こと、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。

14.7 管理事務代行会社

- (a) 本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。
 - (i) 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること
 - (ii) 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること
 - (iii) 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること
 - (iv) 本規則、会社法（2013年改訂）およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること
 - (v) 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること
 - (vi) 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること
 - (vii) 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること
 - (viii) 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること
- (b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。
- (c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。
- (d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または別表3の領域で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。「別表3の領域」とは、マネー・ロンダリング防止規則（2015年改訂）の別表3に記載するリストに含まれている法域をいう。

14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。
- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収

益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する
写しおよび情報を請求する権利を有する。

- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な
技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1
か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービス
を提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレ
ベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的
に調査しなければならない。

14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で
設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。本規則
の解釈上、「投資顧問会社」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関する投資運用業務を提供
する目的で、一般投資家向け投資信託により、または一般投資家向け投資信託のために任命された事
業体をいう。かかる事業体により任命された副投資顧問会社はこれに含まれない。本規則の解釈上、
「投資運用業務」には、ケイマン諸島の証券投資法（2015年改正）の別表2第3項に規定される活
動が含まれる。
- (b) 投資顧問会社を変更する場合には、変更の1か月前までにCIMA、投資家およびその他の業務提
供者に当該変更について通知しなければならない。更に、投資顧問会社の取締役を変更する場合
には、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社ま
たはジェネラル・パートナー）の事前の承認を要する。運営者は、かかる変更について、変更の1か
月前までに書面でCIMAに通知することが要求される。
- (c) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつ
として投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務
には下記の事項が含まれる。
- (i) 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契
約に従って確実に充当されるようにすること
 - (ii) 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社
に送金されるようにすること
 - (iii) 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確
実に充当されるようにすること
 - (iv) 一般投資家向け投資信託の資産が、当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に記載
される当該投資信託の投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること
 - (v) 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必
要な情報および指示を合理的な時に提供すること
- (d) 本規則は、現在、一般投資家向け投資信託の投資顧問会社がユニット・トラストに対して投資顧問
業務を行っているか、または会社に対して行っているかを区別しており、それに応じて、異なる投資
制限が適用されている。
- (e) 投資信託がユニット・トラストである場合、本規則第21条(4)項は投資顧問会社がかかるユニット・
トラストのために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
- (i) 結果的に当該一般投資家向け投資信託のために空売りされるすべての有価証券の総額がかかる空
売りの直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の
空売りを行ってはならない。
 - (ii) 結果的に当該投資信託のために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後に当該投資信託
の純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、
 - (A) 特殊事情（一般投資家向け投資信託と別の投資信託、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集
団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。）において、12か月を超えない期間に
限り、本(ii)項において言及される借入制限を超えてもよいものとし、

- (B) 1 当該一般投資家向け投資信託が、有価証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、
- 2 投資顧問会社が、当該一般投資家向け投資信託の資産の健全な運営または当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、

本(ii)項において言及される借入制限を超えてもよいものとする。

- (iii) 株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する一会社（投資会社を除く。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
- (iv) 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならないが、投資顧問会社は、当該投資対象の評価方法が当該一般投資家向け投資信託の目論見書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとする。
- (v) 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引（投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。）を行ってはならない。
- (vi) 本人として自社またはその取締役と取引を行ってはならない。
- (f) 一般投資家向け投資信託が会社である場合、本規則第21条(5)項は、投資顧問会社が当該会社のために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
- (i) 株式取得の結果、当該一般投資家向け投資信託が保有する一会社（投資会社を除く。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
- (ii) 当該一般投資家向け投資信託が発行するいかなる証券も取得してはならない。
- (iii) 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引（当該一般投資家向け投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。）を行ってはならない。
- (g) 上記にかかわらず、本規則第21条(6)項は、本規則第21条(4)項または第21条(5)項によって、投資顧問会社が、一般投資家向け投資信託のために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者のすべてのまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げないことを明記している。
- (i) 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合
- (ii) マスター・ファンド、フィード・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業体のグループの一部を構成している場合
- (iii) 一般投資家向け投資信託の投資目的または投資戦略を、全般的にまたは部分的に、直接促進する特別目的事業体である場合
- (h) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他の業務提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

- (a) 本規則パートVIIは一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。
- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。

- (c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

- (a) 本規則パートVIIIは、ミューチュアル・ファンド法第4(1)条および第4(6)条に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。
- (b) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。
- (i) 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所
- (ii) 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日（存続期間に関する制限の有無を表示する）
- (iii) 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述
- (iv) 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日
- (v) 監査人の氏名および住所
- (vi) 下記の(xxii)、(xxiii)および(xxiv)に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所
- (vii) 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授權株式および発行済株式資本の詳細（該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む）
- (viii) 証券に付与されている主な権利および制限の詳細（通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む）
- (ix) 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述
- (x) 証券の発行および売却に関する手続および条件
- (xi) 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況
- (xii) 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明
- (xiii) 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述
- (xiv) 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明
- (xv) 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定（取引の頻度を含む）に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明
- (xvi) 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報
- (xvii) 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明

- (xviii) 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合（または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合）、その旨の記述
- (xix) 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細
- (xx) 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則
- (xx i) 以下の記述
 - 「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」
- (xx ii) 管理事務代行会社（管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む）
- (xxiii) 保管会社および副保管会社（下記事項を含む）
 - (A) 保管会社および副保管会社（該当する場合）の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動
- (xxiv) 投資顧問会社（下記事項を含む）
 - (A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定
 - (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定

第4【その他】

- (1) 目論見書に図案を採用することがあります。
- (2) 交付目論見書の最終頁の次に、「金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項」および「目論見書補完書面（投資信託）」を記載することがあります。
- (3) 目論見書に次の事項を記載することがあります。
 - ・「ご購入にあたっては本書の内容を十分にお読み下さい。」との記載
 - ・「ファンドに関するより詳細な情報を含む請求目論見書が必要な場合は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付されます。なお、請求を行った場合には、投資者がその旨を記録しておくこととされております。」との記載
 - ・「また、E D I N E T（金融庁の開示書類閲覧ホームページ）で有価証券届出書等が開示されておりますので、詳細情報の内容は<http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>でもご覧いただけます。」との記載
 - ・金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書である旨の記載
 - ・届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法、または、届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日
 - ・「将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。」との記載
 - ・「受益者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンド信託財産に生じた損益はすべて受益者のみなさまに帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。」との記載
 - ・目論見書の使用開始月または日
 - ・その他の留意点として、「ファンド証券のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。」との記載
 - ・「ご投資にあたっては、「外国証券取引口座」が必要です。」との記載
- (4) 交付目論見書に最新の運用実績を記載することがあります。
- (5) ファンド証券の券面は発行されません。

独立監査人の監査報告書

ノムラ・ファンド・セレクトーグローバル・ユーティリティ・ボンド
の受託会社としてのマスター・トラスト・カンパニー御中

我々は、ノムラ・ファンド・セレクトのシリーズ・トラストであるノムラ・ファンド・セレクトーグローバル・ユーティリティ・ボンドの2014年4月30日現在の純資産計算書および投資有価証券明細表、同日に終了した年度の運用計算書および純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針の概要その他の説明情報からなる注記で構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する管理会社の責任

管理会社は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して真実かつ公正に表示された当財務書類の作成、ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成を可能とするために必要であると管理会社が決定する内部統制に関して責任を負う。

監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないかどうかの合理的な確信を得られるように我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、監査人の判断に依拠している。それらのリスク評価を行う際に、監査人は、状況に相応しい監査手続きを策定するために、真実かつ公正に表示された財務書類の作成に関する事業体の内部統制を検討するが、これは事業体の内部統制の有効性に関する意見の表明を目的とするものではない。監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および管理会社によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して、ノムラ・ファンド・セレクトのシリーズ・トラストであるノムラ・ファンド・セレクトーグローバル・ユーティリティ・ボンドの2014年4月30日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について真実かつ公正に表示しているものと認める。

プライスウォーターハウスクーパース

2014年8月25日

[次へ](#)

Independent Auditor's Report

To Master Trust Company solely in its capacity as trustee of Nomura Fund Select - Global Utility Bond

We have audited the accompanying financial statements of Nomura Fund Select - Global Utility Bond, a series trust of Nomura Fund Select, which comprise the statement of net assets and the statement of investments as at 30 April 2014, and the statements of operations and the statement of changes in net assets for the year then ended, and notes, comprising a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Management's Responsibility for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation of financial statements that give a true and fair view in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditor's Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation of financial statements that give a true and fair view in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of Nomura Fund Select - Global Utility Bond, a series trust of Nomura Fund Select, as at 30 April 2014, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds.

PricewaterhouseCoopers

25 August 2014

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。

独立監査人の監査報告書

ノムラ・ファンド・セレクトーグローバル・ユーティリティ・ボンド
の受託会社としてのマスター・トラスト・カンパニー御中

我々は、ノムラ・ファンド・セレクトのシリーズ・トラストであるノムラ・ファンド・セレクトーグローバル・ユーティリティ・ボンドの2015年4月30日現在の純資産計算書および投資有価証券明細表、同日に終了した年度の運用計算書および純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針の概要その他の説明情報からなる注記で構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する管理会社の責任

管理会社は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して真実かつ公正に表示された当財務書類の作成、ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成を可能とするために必要であると管理会社が決定する内部統制に関して責任を負う。

監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないかどうかの合理的な確信を得られるように我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、監査人の判断に依拠している。それらのリスク評価を行う際に、監査人は、状況に相応しい監査手続きを策定するために、真実かつ公正に表示された財務書類の作成に関する事業体の内部統制を検討するが、これは事業体の内部統制の有効性に関する意見の表明を目的とするものではない。監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および管理会社によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して、ノムラ・ファンド・セレクトーグローバル・ユーティリティ・ボンドの2015年4月30日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について真実かつ公正に表示しているものと認める。

プライスウォーターハウスクーパース

2015年8月25日

[次へ](#)

Independent Auditor's Report

To Master Trust Company solely in its capacity as trustee of Nomura Fund Select - Global Utility Bond

We have audited the accompanying financial statements of Nomura Fund Select - Global Utility Bond, a series trust of Nomura Fund Select, which comprise the statement of net assets and the statement of investments as at 30 April 2015, and the statements of operations and changes in net assets for the year then ended, and notes, comprising a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Management's Responsibility for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation of financial statements that give a true and fair view in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditor's Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation of financial statements that give a true and fair view in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of Nomura Fund Select - Global Utility Bond as at 30 April 2015, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds.

PricewaterhouseCoopers

25 August 2015

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。

[次へ](#)

(翻訳)

独立監査人の監査報告書

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー

取締役会 御中

我々は、グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（以下、「貴社」という。）の2015年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の要約およびその他の説明情報で構成される、添付の財務諸表について監査を行った。

本報告書は、取締役会に対してのみ発行されている。我々の監査業務は、監査報告書において取締役会に対して伝達すべき事項を記載することのみを目的として実施された。法律で許容されている最大の範囲において、我々は、我々の監査業務、本報告書、又は我々の表明する意見について、貴社および取締役会以外の者に対して責任を負わない。

財務諸表に関する経営陣の責任

経営陣には、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められる会計原則に従って財務諸表を作成し、公正な表示を行う責任、および不正または誤謬の如何にかかわらず、重要な虚偽記載のない財務諸表を作成するために経営陣が必要と判断した内部統制に関する責任がある。

会計監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいてこれらの財務諸表について意見を表明することにある。我々は、国際監査基準に準拠して監査を行った。これらの基準は、我々が倫理要件に準拠し、財務諸表に重要な虚偽の記載がないかどうかについて合理的な確信を得るための監査を計画し、実施することを要求している。

監査には、財務諸表の金額および開示に関する監査証拠を得るための手続の実施が含まれている。手続は、我々の判断によって選定され、不正または誤謬の如何にかかわらず、財務諸表の重要な虚偽記載のリスクの評価が含まれている。監査人は、それらのリスク評価を行う際に貴社の財務諸表の作成および公正な表示に関する内部統制を考慮しているが、これはその状況下において適切な監査手続を選定するためであり、貴社の内部統制の有効性に関して意見を表明するためではない。また監査には、経営陣により採用された会計方針の妥当性、および経営陣の行った会計上の見積りの合理性を検討すること、ならびに財務諸表全体の表示を検討することが含まれている。

我々が得た監査証拠は、我々の意見表明のために十分かつ適切な基礎を提供していると判断している。

監査意見

我々の意見では、添付の財務諸表は、2015年3月31日現在のグローバル・ファンズ・トラスト・カンパニーの財政状態および同日に終了した年度の業績をルクセンブルグで一般に公正妥当と認められる会計原則に従って適正に表示している。

アーンスト・アンド・ヤング・リミテッド

2015年7月8日

[次へ](#)

Independent Auditors' Report

The Board of Directors
Global Funds Trust Company

We have audited the accompanying financial statements of Global Funds Trust Company (the “Company”) which comprise the balance sheet as at March 31, 2015, and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

This report is made solely to the directors, as a body. Our audit work has been undertaken so that we might state to the directors those matters we are required to state to them in an auditors' report and for no other purpose. To the fullest extent permitted by law, we do not accept or assume responsibility to anyone other than the Company and the directors as a body, for our audit work, for this report, or for the opinions we have formed.

Management's Responsibility for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in Luxembourg, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditor's Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of Global Funds Trust Company as at March 31, 2015, and the results of its operations for the year then ended in accordance with accounting principles generally accepted in Luxembourg.

Ernst & Young Ltd.

July 8, 2015

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。